

令和5年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和5年 6月14日 開会

令和5年 6月15日 閉会

東伊豆町議会

令和五年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和5年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月14日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	13
楠山節雄君	13
西塚孝男君	27
稲葉義仁君	40
栗原京子君	54
山田豪彦君	66
○散会の宣告	78

第2号（6月15日）

○議事日程	79
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者の職氏名	81

○開議の宣告	8 2
○議事日程の報告	8 2
○一般質問	8 2
鈴木伸和君	8 2
須佐衛君	9 9
山田直志君	1 1 4
○議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 3 2
○議案第35号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	1 3 4
○議案第36号 東伊豆町道路線の廃止について	1 3 5
○議案第37号 東伊豆町道路線の認定について	1 3 5
○議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）	1 3 8
○議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	1 4 6
○議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）	1 4 8
○報告第1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1 5 1
○同意案第10号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 5 2
○同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	1 5 3
○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 5 4
○諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 5 6
○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 5 7
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	1 5 8
○陳情・要望書等の審査について	1 6 0
○発議第2号 議会改革特別委員会の設置について	1 6 1
○議員派遣について	1 6 2
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 6 3
○閉会の宣告	1 6 3
○署名議員	1 6 5

令和5年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月14日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山節雄君

1) ひがしいず幼稚園の園舎について

2) 観光振興について

3) 地域交通対策について

2. 8番 西塚孝男君

1) 町民の健康づくりについて

2) 生ごみのリサイクルについて

3) 町民の移動手段の確保について

3. 6番 稲葉義仁君

1) 町民の福祉向上に向けた取り組み方針について

4. 7番 栗原京子君

1) 住民参加のまちづくりについて

2) 高齢者移動支援サービス事業について

5. 1番 山田豪彦君

1) 選挙の投票率を上げるための施策について

2) 移住者への対応について

出席議員(12名)

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

3番 楠山節雄君

5番 笠井政明君

6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	住民福祉課長	鈴木尚和君
健康づくり課長	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	教育委員会事務局長	齋藤和也君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

◎副町長の挨拶

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。6月1日付で鈴木副町長が就任されましたので御紹介いたします。
鈴木副町長より簡単に結構ですので、自席にて御挨拶をお願いします。

○副町長（鈴木嘉久君） おはようございます。

6月1日より副町長に選任されました鈴木嘉久と申します。議会の皆様の御協力をいただきまして町政の運営推進に微力ではありますが尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 今後、町長の補佐役として御活躍されることを心よりお祈り申し上げます。

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） それでは、令和5年東伊豆町議会第2回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、改選後に行われる最初の定例会となります。5月の臨時会において、新たな委員構成が決まりましたので、引き続き町民福祉の向上と地域社会の活力のある発展を目指し、御活躍いただければと思います。

天候不順の日が続いていますが、皆様方におかれましては、健康に十分留意され、審議に臨んでくださるようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定足の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 議会運営委員会より、令和5年第2回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、8名の議員より20問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、換気のため15分の休憩を取ります。

町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願い並びに資料配付の願いが、10番議員及び14番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、条例の一部改正1件、規約の変更1件、事件2件、補正予算3件、報告1件及び人事案件5件が、それぞれ日程に組み込まれております。

また、議会からは、議会改革特別委員会の設置及び議員派遣についての審議も予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事件2議案は一括議題とし、質疑は一括、討論及び採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね100万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること、条例改正等の説明には、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うこととします。

閉会中に提出されました要望書等につきましては、東伊豆町議会陳情書・要望書取扱いについての申合せ事項に基づき、委員会付託することが協議・決定しましたので、御承知願います。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日から6月15日までの2日間といたします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告とします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、栗原議員、8番、西塚議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本期定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

陳情・要望書等の付託につきましては、お手元に一覧表を配付しました。

付託案件の審査につきましては、本日中に担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、6月11日の日曜日に開催されました第6回伊豆稲取キンメマラソンには、2,507名の参加がございました。その関係者の方々を含め、稲取地区は多くのお客様でにぎわいました。主催者側の皆様の努力はもとより、ボランティアとして参加して下さった方々に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただきます、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

2022年2月24日に始まりましたロシアによるウクライナ侵攻は、世界を一変させてしまい、いまだ終わる気配がありません。これによりエネルギーや食料価格の高騰を引き起こし、我々は大きな影響を受けております。

この対応として、政府は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や

事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を追加交付することといたしました。

当町への配分は、約1億円が交付されることが決定いたしております。これを財源とし、まずは特別枠として、全国的に実施される事業であります物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、令和4年收入が住民非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付する事業を実施いたします。

あわせて、生活者支援といたしましては、当町において子育て世帯支援を重要施策と判断し、令和5年3月31日現在15歳以下の中学生の子供1人当たり3万5,000円を給付していきたいと思います。事業者支援においては、既に昨年度から、事業者を対象とした物価高騰等緊急対策事業者支援金対策を実施しているところでございます。

また、5月の議会臨時会において専決処分の承認をいただきました低所得の子育て世帯のひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯への児童1人当たり5万円を給付する事業につきましては、既に33世帯56人に給付をいたしました。

次に、2019年末に始まりました新型コロナウイルス感染症パンデミックは、世界中の人々の生活を直撃しました。当町においても、町民生活のみならず、町内産業に与える影響は大きなものでありましたが、ようやく新型コロナウイルス感染症が感染症の第5類に分類され、季節性インフルエンザと同じような扱いとなり、感染防止対策の様々な制限が解除されました。

この約3年間、当町の主要産業であります観光業にとって、これまでと違った対応・対策を図りながらの経営があり、困難な状況でありましたが、今後は海外からの来誘客が爆発的に増えることが見込まれます。このチャンスを生かすべく、関係者の皆様には、この間の経験、様々な対策・工夫を生かしていただき、町といたしましても、誘客対策を実施していくとともに、さらなる先を見据えた地域の魅力を高めてまいりたいと考えております。

さて、私が町長に就任し、1年が経過をいたしました。昨年度1年間は、主に東伊豆の現状・課題把握に努め、町が今後推進すべき政策を自ら取りまとめてきました。この政策は、現状では30余りの項目となっておりますが、今後も順次追加していくこととなります。

今年度、町の機構改革を行い、新たに政策推進係を設置し、職員2名を配置いたしております。町が推進すべきこの施策については、これまで政策推進係が主導を取り、全ての項目について、関係する課・局において、まずは施策の共有をすることから始めております。そ

して、多くの項目の中、優先順位の高い施策から事業推進を図っております。

事業推進は、行政のみで図ることはできません。町民の皆様に参加いただき、協力をお願いしながら進めていきます。また、議会の皆様には、事業推進のしかるべきタイミングで説明を行ってまいります。今回の議会定例会において、事業推進に必要な経費を補正予算計上いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

ここからは、それぞれ分野ごとに行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、4月25日、年度当初の職員動員訓練を早朝実施し、108名が参加し、参集体制の確認を行いました。

今月は土砂災害防止月間となっております。6月4日には、白田区をモデル地区として、静岡県下田土木事務所職員による土砂災害防止講習会を実施したほか、各地区で自主防災会役員を中心に、防災委員、消防団員、住民による土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する住民への啓蒙活動を行いました。

近年、全国各地で大規模な水害・土砂災害が発生しておりますので、崖地・急傾斜地を抱える土砂災害危険地域の住民の皆様におかれましては、平時から食料品等の備蓄、避難方法、避難経路、避難場所の確認、大雨が想定される場合は、事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

また、町では、大雨でも屋内で同報無線の音声を聞くことができるコスモキャストと、テレビに町からのメールなどの情報を表示、音声で着信を伝えるテレビプッシュシステムの導入について、補助制度を整備しておりますので、それぞれの家庭環境、状況に合わせて、早期に導入をしていただきますようお願いを申し上げます。

消防団関係では、4月15日に入団式を行い、再入団の団員を含め、新たに11名の消防団員が加わることとなりました。3月をもって退団された団員の皆様には、長きにわたり消防団活動を通じ、地域貢献に寄与していただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への御登録をお願いいたします。

消防団員の皆様には、引き続き、自然災害等を含むあらゆる災害に備え、訓練等を通じ、消防署と消防団の連携が図られ、消防団本部、各分団、消防団員1人1人の技術向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。

町としましては、想定される様々な災害に備え、災害に備えた安心・安全なまちづくりをさらに進め、減災に努めてまいります。

交通安全関係では、4月4日から10日まで、新入学・園児を交通事故から守る県民運動、

また5月11日から20日まで、春の全国交通安全運動が実施され、4月10日及び5月11日には、交通指導員、あじさいクラブ、学校及びPTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。参加いただきました関係各位には御礼を申し上げます。

次に、企画関係ですが、今年度より新たに、熊谷宏之さんと松澤健人さんの2名が地域おこし協力隊として着任いたしました。熊谷さんには、主に細野高原の活用や保全について、松澤さんには、ロケ支援や観光振興などについて活動していただく予定です。

当町で活動する地域おこし協力隊は6名となりましたが、様々な分野でのプレーヤー不足が大きな課題となっていることから、今後も積極的に地域おこし協力隊を採用していきたいと思っております。

地域力創造アドバイザー制度についてですが、今年度より総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用して、地域資源を活用した地域経済循環や、観光振興・交流関係人口などの分野の専門家である株式会社ヴィレッジインクの橋村和徳さんに、細野高原や町所有資産の活用についてアドバイスをいただく予定です。稲取地区特別財産運営委員会の皆さんの御意見などもお聞きしながら、地域資源の利活用について検討を進めたいと考えております。

ファミリーワーケーションの関係ですが、3月30日から4月1日までの2泊3日の日程で、地域おこし協力隊の企画運営によるファミリーワーケーションが開催され、東京から2組6名の家族が参加しました。夏休みに開催した一昨年と比較すると、集客に苦勞するなどの課題もありましたが、さらに内容を充実させ、夏休みにも実施する予定です。

次に、税務関係ですが、5月末日で令和4年度の出納を閉鎖いたしましたところ、前年対比で町税の収納率は、僅かではございますが、向上する結果となりました。令和4年度は、コロナ減免がなくなった影響で固定資産税の収入額が増え、社会経済活動の正常化が進み、観光客数もコロナ以前に戻りつつある状況下、入湯税の収入額は大幅に増加し、町税全体で前年度を上回る税収を確保しております。

当町では引き続き、町政運営における貴重な自主財源である町税の確保と納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じて職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

次に、住民福祉関係ですが、マイナンバーカードの普及にポイント付与や、令和5年4月から、健康保険証としての利用に必要なシステム導入を医療機関に義務化したことなどから、5月末現在の当町のカードの交付累計数は9,503人、交付率は81.52%となります。ポイント付与対象者のカード申請期限も、12月末から2月末まで延長され、2月末までにカードを申

請された方のポイント申請期限も、5月末から9月末まで延長されましたので、忘れないように申請していただければと思います。

昨年5月1日より、ごみの有料化を実施し、新しい可燃物用指定袋での排出となり、適正な排出ができました。しかしながら、資源ごみ袋で排出されるビンの分別の徹底がされず、一部のステーションにおいて収集されないビンがあるため、今後も広報に努めてまいります。町民の皆様方の御協力をお願いいたします。

また、家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を推進するため、家庭用生ごみ処理器、コンポスト容器を購入する人に対し、補助制度がありますので、町民の皆様には、この機会に御購入を御検討ください。

5月28日に、環境美化推進運動の一環として「町内一斉クリーン作戦」を実施し、多くの町民に御参加いただいた中で、快適で住みよい環境の保全に努めていただきました。町民並びに関係各位の御協力に感謝申し上げます。引き続き身近な取組として、ごみの減量化、再利用・再資源化を実践していただけるよう、御協力をお願い申し上げます。

子育て関係ですが、保育園留学を核とした町のワーケーションの推進を図り、長期的な交流人口の拡大と経済流入による町内経済の活性化を目的とした保育園留学の業務委託を、株式会社キッチハイクと令和5年4月24日に契約を締結しました。今後は、町の魅力を伝えられる専用ウェブページを作成し、利用者に対する申込みをワンストップで対応していく予定です。

次に、健康づくり関係では、高齢者及び基礎疾患を有する方を対象に、新型コロナウイルス感染症予防のため、春開始ワクチン接種を5月末から7月上旬まで実施する予定であり、5月29日現在、2,664の方が予約されております。

特定健診・健康診査につきましては、対象者の方への案内を4月に通知したところ、1,617人の予約をいただきました。6月11日から12月22日までの期間のうち29日間で実施し、東伊豆町役場及び保健福祉センターを会場に集団健診を行います。また、今年度は新規事業として、前立腺がん検診も実施します。そのほか、健康増進事業や介護予防事業の各教室につきましても、5月より順次開催しております。

次に、建設整備関係ですが、静岡県営一般農道稲取地区の工事が完了し、町に移管されたことに伴い、6月11日にこの路線（仮称）横ヶ坂油久保線の開通式を執り行いました。来賓、地権者の皆様に御列席いただき、キンメマラソンの出場ランナーが新しい道路を走り初めました。また、今定例会にて、町道として認定議案を上程させていただきましたので、

よろしく御審議のほどお願いいたします。

梅雨どきの災害発生を未然に防止することを目的に、県と連携して、町内の二級河川である大川川、濁川、白田川及び稲取大川の河川パトロールを実施いたしました。情報共有を図りながら、河川の異常時には迅速に対応してまいります。

地籍調査事業につきましては、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。今年度につきましても、津波浸水区域を含む稲取地区の伊豆急行黒根トンネル付近から富士伊豆農業協同組合稲取支店までの2級河川稲取大川北側であります稲取Ⅰ地区の0.04平方キロメートル及び稲取地区の稲取大川河口からスナック葵付近までの南側、榎寺前から旧遠藤医院の通り、田町公民館から漁協製氷所・漁協タンクまでの北側であります稲取Ⅱ地区の0.04平方キロメートルについて、官民全ての筆界を確認するため、業務委託する予定でありますので、対象地区の土地所有者におかれましては、境界立会い等の御協力をお願いいたします。

次に、観光産業関係ですが、令和4年度の当町の入湯客数は61万3,023人で、前年対比38.5%の増となりました。少しずつではありますが、町にお客様が戻ってきていると実感しているところです。

継続して実施しておりますリフォーム補助金につきましては、令和4年度においても大好評となりまして、補助額は1,124万8,000円、工事費全体で9,633万4,000円となり、町内リフォーム関連事業者様に応援ができた形になりました。今年度も積極的に活用していただければと望んでおります。

続きまして、令和5年度に入り開催された各種イベントの報告をさせていただきます。

細野高原にて実施された山菜狩りは、入山者数2,007人で、3年間開催できなかったことや天候の影響もあり、令和元年度比ですと83%となりました。秋のススキイベントも含め、すばらしい資源である細野高原の知名度を今後も高めていきたいと考えております。

4月末に開催された「レインボーディスコクラブ」は3日間の開催でしたが、2日目の悪天候にもかかわらず、平均で1日3,000人、延べ9,000人の入場者数となりました。音楽イベントとしては高い評価を受けているイベントですので、町民の皆様の御理解の下、継続していただければと願っております。

ほかに、大川竹ヶ沢公園でのホテル観賞の夕べと奈良本けやき公園でのホテル観賞会は、それぞれ2,080人と460人となりました。インバウンドとしても受けるイベントであると思われまますので、活用されるよう期待をしているところです。

熱川温泉で計画されていたキャンドルナイトと町民ゴルフ大会は、悪天候のため、残念ながら中止となっております。

観光地域づくり整備事業では、北川ねこさい広場整備工事を予定しており、10月の完成を目指し、入札を実施いたします。海岸の広場にウッドデッキ風のテラスやスロープを設置し、イベント時に活用しやすいだけでなく、通常時にも風情のあるよう、景観にも配慮した計画となっています。

農林水産振興についてですが、本年度より2年をかけ、東伊豆町の10年後の農業を見据えた地域計画を策定します。計画策定の進め方などについては、5月24日に開催された東伊豆町農業経営振興会総会にて説明させていただきましたが、当町にとって重要な産業である農業を永続的に守っていくために必要な計画でありますので、農業者の皆様と話し合いを重ね、進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税についてですが、令和4年度は約4億4,000万円となり、前年対比では2億円の増となりました。寄付額を増やすための方策が実を結びつつありますが、さらなる増加を目指し、リピーターの確保やファン化、商品レビューの獲得といった施策を講じてまいります。

次に、教育関係であります。町内に2つあった稲取幼稚園と熱川幼稚園を統合し、新たに東伊豆町立ひがしいず幼稚園として、4月13日に開園いたしました。それに伴い、給食の実施や稲取地区からの通園バスによる送迎の開始、預かり保育時間の延長、さらに、未就学園児を対象としたひよこの会を常時開設するなど、園児の教育環境を整えております。また、5月には、老朽化に伴い新しい通園バスを導入し、置き去り防止等の安全装置を取り付けるなど、園児の安全確保にも努めているところです。

学校関係では、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことに伴い、学校生活につきましても、換気や手洗いなどの基本的な感染症対策は継続しつつ、制限を徐々に緩和しながら、コロナ以前の生活に戻るよう、各種行事を実施しております。

6月に入り、熱川小学校、稲取小学校で、それぞれ運動会を実施しました。子供たちの明るい笑顔とともに、皆で力を合わせ、参加する種目に一生懸命に取り組む姿に感動を覚えるとともに、町の将来を担う子供たちに最適な教育環境を提供するため、継続して努力と研究を重ねていく使命を強く感じたところでございます。

社会教育関係では、5月20日に稲取ふるさと学級と城東ふるさと学級の合同開級式を実施したほか、文化・生涯学習・スポーツ等の各教室や事業を順次スタートさせているところで

す。この社会教育関連事業に、多くの町民の皆様に興味を持って参加していただき、活発な活動をされるよう期待するとともに、皆様の交流が広がり、町の活性化につながることを望んでおりますので、興味のある方は積極的に御参加いただければと思います。

町立図書館では、6月15日から30日までの間、蔵書点検作業のため、休館とさせていただきます。町民の皆様には御不便をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

次に、水道事業関係であります。令和4年度の水道事業会計は、3月末で出納を閉鎖いたしました。概要といたしまして、収益面では、コロナ禍により減少していた人の動きが回復傾向となり、使用水量が増加し、営業収益が前年対比1,700万円、4.3%の増収となりました。一方、費用面では、電気料金の高騰により、営業費用が前年対比2,700万円、7.3%の増となり、費用の増加が収益の増加を上回ったことから、損失が生じた結果となりました。

経常的な経費の増加に加え、施設や管路の老朽化対応なども必要であり、今後も厳しい経営状況が想定されております。稲取地区の新規井戸活用や施設のダウンサイジングなど、経費節減やリスク分散などに努め、安全・安心な水を供給していけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

終わりに臨み、梅雨入りとなりましたが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、来るべき夏の観光シーズンが活気にあふれることを祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠山節雄君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員の第1問、ひがしいず幼稚園の園舎についてを許しま

す。

3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) おはようございます。

鈴木副町長には、御就任おめでとうございます。町長の補佐役として、それから職員とのつなぎ役、それと、何より町のため、町民のため、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議会も新たな体制でスタートいたしました。ただ、2回連続無投票ということで、議員定数の在り方も含めて、この4年間、私は町民の声も聞きながら、議会改革に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、私、3問質問をさせていただいておりますので、一問一答の形でお願いをいたします。

まず、1問目、ひがしいず幼稚園の園舎について。

令和5年度から、熱川幼稚園と稲取幼稚園が統合し、ひがしいず幼稚園が開園をいたしました。園舎について懸念をする声が聞こえてきます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、以前、教育委員会から報告がありました風雨対策の整備についての現状、どのようになっているのか、お願いをいたします。

○議長(笠井政明君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) この件は幼稚園の案件ということで、教育長に御答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長(笠井政明君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) お願いします。

楠山議員の第1問、ひがしいず幼稚園の園舎については、1点の質問となっておりますので、お答えいたします。

風雨対策ということですが、まずは雨対策ということで、現在、サッシ等、資材高騰によって、施工方法も含め検討しているところです。

次に、風による防砂対策としては、園庭を芝生化することも併せて検討しております。

先日、5月30日なんですけれども、その進捗状況等について、PTAの役員の方にも説明を行いました。緑豊かで美しい景観の中、自然と触れ合う、そんなことを促すような、園児に対して開放的で、安全で魅力ある環境を提供できるように現在考えているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 以前、全員協議会、説明会等で、教育委員会から、サッシの高騰によって見直しというお話をいただいたと思うんですけれども、その時点では、やむを得ないのかなというふうに思った。ただ、やはりPTAとのお話合いの中でも、この辺の懸念の声というのは多分、教育長のところにも届いていると思うんですけれども、町もそれほど潤沢な予算があるわけではなくて、何でもかんでもやるというわけにはいかないのかなという、ある面、そういう考え方もあると思うんですけれども、これから台風シーズンを迎える、それから、今まで悪天候といっても、今までの異常気象、こういうものが本当に想定される中で、ぜひこの辺は、早急に対応しなければならない項目の一つだというふうに私は思うんですけれども、その辺の見直しをするというお話だったんですけれども、スケジュール感みたいなものがもしあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

実際、私も3回ほど、雨が降っているときに園舎のほうを視察させていただきました。風の向きによって、かなり廊下に吹き込む雨の量が変わってきていて、東向きの風、小学校のほうから吹いてくる風があるときの雨だと、かなりぬれます。西向きの風だと、それほどぬれないんですけれども。ですので、廊下に水が浮くような状況を見たときに、聞いているのとやはり見ているのと、実際見に行くのと、かなり違うなというふうに思いました。

サッシで最初は全面を塞いで、園庭と教室を塞いでしまうというような形で、当初は考えていたんですけれども、それだと、せっかくの開放的な園舎が魅力が半減してしまうのかなんていうことで、別の方法も考えていたんですが、今考えているのは、透明なビニール型のやつで、サッシとは違って雨風を防ぐようなものを考えてはいます。

ただ、具体的なスケジュール感というのは、まだ予算等の関係もありますので、ここでちょっとお示しすることはできないんですけれども、そんなことを考えているということです。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) ありがとうございます。

現地にも足を3回も運んでいただいたということで、そこに行くことによって、いろいろな見えないものというのが、やはり分かってくるということで、本当によかったなと思うんですけれども。さっき言ったように、これから本当に台風シーズンを迎える中で、これらは本当に早急に結論を出していかなければならない、その事業の一つではないかなというふうに思います。

予算的な部分も、やはり検討しなければならないと思うんですけれども、ぜひこれ、先生方も含めて教育関係者、それから御父兄、この人たちとの、やはり早急な対話とか話合いが、私は必要ではないかなと思うんですけれども、そういうことというのは、どうでしょう、教育長、考えていますか。

○議長(笠井政明君) 教育長。

○教育長(横山尋司君) 先ほど申し上げたとおり、5月30日なんですけれども、そのときに、PTAの役員さん4名と園長さん、教頭さんを含めて、町長、私、局長と話し合いを行いました。そんな中で、今おっしゃられたスケジュール、今後の計画が決まり次第、何らかの形で保護者に説明をする会を設けますよという形でお話をいたしましたので、PTAの方のほうも納得はしてくださっているかなというふうに思っております。

○議長(笠井政明君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) すみません、補足というか、せっかくなので。

このひがしいず幼稚園の問題に関して、コストがメインの問題というように捉えられると、それはちょっと違うのではないかなと、実は個人的に思っています。

というのは、もともとあそこの旧熱川幼稚園ですね、あそこができたときの設計思想というのがあって、屋内と屋外を分離することなく、一体感を持って伸び伸びと子供たちを育てたい。外と内が分離されることなくという、そんな設計思想があったというふうに聞いています。外の廊下の部分の高さが低いというのは、そういう意味で、なるべくそういうふうに外から入るのを抑えようということで設計されていますし、軒が長いというのも、そういうことも配慮した構造物というふうになっています。

この考え方、非常に実は大事だと、個人的に思っています。私もかつて建築を学んだことがあるんですけれども、その経験からいっても、なるべく開放的な空間を維持できるんだったら維持したいなという思いがある中で、一方、今問題になっている砂ぼこりが入ってくる

とか雨が入ってくるという問題をどうやったら解決ができるかという2つの課題を、今、同時進行で、いい解決の仕方がないのかなというふうに考えているということでございます。

お金の問題も若干あることはあるんでしょうけれども、それよりも今、少子化が進んで、幼稚園自体に入園する子供の数が減っているということを考えると、ひがしい幼稚園を今後継続して維持していくためには何が必要か、本当にサッシでそれが維持できるのか。私は、サッシも大事かもしれませんが。サッシのような、当然雨風を防ぐ手だてはやらなければいけないと思っているんですけども、それよりも何よりも、多くの保護者の皆さんがひがしい幼稚園を見ていて、私の子供をここに入れたいんだよと思ってもらえるような魅力的な幼稚園づくりをやるということが大変重要だと思っています。

なので、今、連立方程式を一生懸命解きながら、答えを出す努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） そうですよ、いろいろあると思います。

最大公約数みたいなところの、やはり最後、落としどころみたいなものも必要だと思うんですけども、最後にやはり、ちょっとお願い的なものになってくると思うんですけども、いずれにしても、早めに結論をぜひ出していただきたいなど。教育長も現場へ足を運んでいただいて、ぬれての危険性、子供たちに走るなよと言っても、なかなか言うことを素直に聞いてくれない場合もあったりして、転倒してやはりけがにつながったり、あるいは、あそこで給食なんかも運んだりする場所になりますので、やはり砂ぼこりが給食の中に入るとかという、そういう懸念の声もあつたりもします。

それから、教育長、特に町長もそうだと思うんですけども、一年中、やはり幼稚園の統合、小中一貫教育、いろいろな場の中でも、ぜひ高い質の教育をとということですから、こういうことも高い教育の質の一つではないかなというふうに思っていますので、私はあそこを塞ぐことによって、冷暖房の効率化も図られるのではないかななんて、そんな思いもしましたけれども、一方では、開放的な部分、その魅力あるものも、やはりなくしてしまつては駄目だなというふうに思いますので、ぜひ早めにこの辺のご対応をしていただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、観光振興についてを許します。

3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) すみません、2問目をお願いいたします。

観光振興についてですけれども、5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症は5類へと引き下げられました。まだ油断できる状況下にはありませんが、感染予防を行いながら、地域経済を動かしていかなければなりません。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、厳しさが続く、町長、先ほど、少しずつ回復をというふうなことも言われていますけれども、まだまだ皆さんの声を聞くと、厳しいよというふうな状況ですので、そうした観光産業、また関連事業者への支援と、特に私が思っているのは、東伊豆町並びに東伊豆町温泉郷のイメージアップのために寄与できると考えられる医療・福祉の関係者、この人たちの今までの御苦労に対して、無料宿泊招待、こうしたものを大々的にできないのかなということでお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(笠井政明君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第2問の答弁をさせていただきます。

観光産業への支援、それは、コロナが一応収束に若干向かっている中でも、でも大変だよなという話の中での支援ということと、同じ支援するんだったら、同時に東伊豆町のイメージアップも図れるというような、そんな御提案なのかなというふうには受け止めました。

観光産業に対する支援というのはいろいろある中で、多分、明日あたりの答弁でもすると思うんですけれども、コロナが収まって、ある程度経済が回り始めているときの支援の仕方とコロナ真ただ中の支援の仕方というのは、多分ちょっと違ってくるのではないかなというふうに思います。その辺も考えながら、しっかり考えるべきかなというふうには思っております。

従来型の支援、例えば夏に向けて、池尻とかプールとか、蛍もそうかもしれませんが、あと海水浴場とか、そういうことは継続して、今年も当然やることになっておりますし、そんなことをやりながら、状況を見ながらというふうになってくるのではないかなと思います。

一方で、具体的に、では、イメージアップを図りながらというところでもありますけれども、

確かに今回、3年余り続くコロナが一つの節目を迎えているのかなというふうに思っております。その中で、医療・福祉関係従事者の大規模な無料招待という、そんなお話であったんですけども、確かに医療関係者の方々には、コロナ禍で命をかけた仕事をしていただいた、しかも、寝る間もなくみたいな話の中で、そのことに対しては、一個人としても、町長としても、心から感謝の気持ちでいっぱいであります。

楠山議員の挙げられた医療・福祉関係者の皆さんは、コロナ禍で感染リスクがある中でも、私たちの生活を維持するために働いていた方ということで、エッセンシャルワーカーの代表格だというふうに思います。大変な御負担をかけているのもよく分かっております。

一方で、医療・福祉関係者以外にもエッセンシャルワーカーと言われる方は、介護士、保育士、公務員、教員、小売業者、第1次産業の従事者、運輸、物流、建設業、いろいろな方がいるというふうに定義をされております。エッセンシャルワーカーとして考えたときに、誰をエッセンシャルワーカーとして対象にするかというのは、なかなか区別が難しいのかなというふうな、ちょっとそんなイメージも少し思っております。

また、現実的な話をすると、医療や福祉関係者の方に支援すると仮定したとしても、では、その支援先、どういう対象の方をするのか、全国の誰でも受け入れるのかとか、町内にある医療福祉法人の関係者の方だけにするのかとか、その辺の線引きも、制度設計を考えていく上で必要になってくるのかなというふうに思っています。

加えて、宿泊施設の料金設定にしても、当然、自由に皆さん価格設定をしているという中で、単純に無料というふうにすると、当然ばらばらな価格設定のところを無料ということで、差が出てくるということで、それどうするんだよという話も、多分考えなければいけないというふうに思っています。

今お話ししたのは、制度設計に関わる課題でありますけれども、例えば足元の経済状況を考えますと、今本当に、物価高騰とかゼロゼロ融資の返済が始まっているということなど、そんなことを考えると、町内のほかの産業の皆様方とのバランスとか、そういうことも多分幅広に、少し考えなければいけないのかなというふうに思っております。

ということで、御提案いただいた内容については、全否定というわけでは全くないんですけども、慎重な検討は必要なのかなというふうに今感じているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 以前からこの提案をさせていただいているというのは、マスコミ等に取り上げられる、私は内容ではないかなというふうに思いました。自分のそれは思いですけども。

そういうことというのは、やはり東伊豆町は温泉地として、町として、優しいというイメージアップにつながって、今後、東伊豆町に来ていただけるお客さんも、そういうことによって増えるのかなというふうな思い、それから、ほかの自治体が先にやってしまうと、二番煎じというか、別に物まねでもいいと思うんだけど、やはり一番最初にやることに、私は意義があるなというふうに思いましたので、そうはいつでも、コロナ禍の中では、なかなかこういう仕掛けというのはできないでしょうから、5類に移行したこの時点で、早急にやはり関係者と話し合いをして、この辺が必要なのかどうなのかも含めて、ぜひこれらは検討していただきたい内容ではないかなというふうに思いますので、町長、そのところ、もう一回お聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今お話を聞いていて、少し自分も、ほかのこともちょっと想像しながら聞いていたんですけども、今、賀茂地域における地域医療って結構厳しい状況、1次救急、2次救急、3次救急のバランスも崩れているし、3次救急は順天堂さんだけになっていて、では1次救急の診療所が、この辺は大体2か所か3か所ぐらいでしょうか、それが今後ずっと維持できるかどうか分からない。

分かりやすく言うと、医師数が圧倒的に足りないという中で、そういうことも念頭に置きながら、何かそういう医療関係者の方々に対する温かい気持ちというのが、もしかしたら、医療の関係者がこちらに少し来ていただけるようなきっかけの一つになるのかもしれないなと、ちょっと今思ったりもしたので、少しそこは、やれるかどうかというのはちょっと断言できないんですけども、ほかの課とも調整を図りながら、どんなやり方が可能なのかどうかのお話をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。前向きな考え方でいてくれるなと思いますので。

これを考えたときに、やはり町のイメージアップ、それから、その後につながる集客効果

みたいなもののほかに、これやったときに、どういうふうな効果がほかにあるのかなというふうに思ったんですよ。さっき言ったように、宿泊産業はもちろんそうなんだけれども、例えば地域商品券みたいなものをセットにすると、ほかの商工も含めて、農業も含めて、町の中で事業をやっている人たちにも好影響というか、支援の形につながるなというふうに思ったこともあります。

それから、町長がさっき言ったように、コロナ禍とコロナが終わってだとか、あるいは通常の誘客ベース、こうしたものについては、JTBさんではなくて、いろいろな旅行支援の企業がありますので、そういうところにお金をやはり投資をして集客を図るということで、もちろん宿泊につながっていますので、宿泊産業は潤うと思うんですけども、結構そういう事業者に係る経費というのも莫大だと思うんですけども、今回、無料招待というと、お金を投資したものがほとんど町内の宿泊施設に流れるということになって、無駄ではないんですけども、余分なものが関わってこない、無料招待だと全て、町が出した予算については、その宿泊、あるいは観光関連事業者に落ちていくというふうなことも私は考えました。

それとあと、ここもやはり、波及的な部分の中で効果が出てくるものではないかなというのは、例えば2名の無料招待をやる、通常は奥さんだとか、仲のいい友達だとか、当たった場合には、そういう人たちが2人で行動するという事も考えられますけれども、例えば医療関係の人だとすると、大きな事業所か小さな事業所か分かりませんが、例えば同僚も含めてスタッフ仲間で行くということになると、2名ではなくて4名に広がったり、あるいはもっと大きな広がりを見せる、そういうことにもやはりつながっていくのではないかなというふうに思って、これはただ単にイメージアップを図るだけではなくて、そうした波及的な効果というのでも考えられるのではないかなというふうに思ったんですけども、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） この御提案の内容を考えると、エッセンシャルワーカーの方々への支援というのが前提にあって、それで、なぜ医療機関の方だけなのかといったところで、あと、それは先ほど私が言ったように、この地域にとってはかけがえのない地域医療が崩壊の危機にあるので、そういうところも念頭に置きながら、いろいろな複合的な意味で幅広の対応が取れるんだったら、もしかしたらありかなという、そんなイメージを受けているということが一つ。

と同時に、ここは難しいんですけども、コロナ禍の中でG o T oトラベルをやりました。

私、担当していたんですけれども、いろいろな、それは大事だったわけです。緊急事態とか、本当に想定外の状況の中で、急激な変化の中で、それに追いついていけない地域経済を支えるという意味では、短期的な戦略として、そういう無料とかクーポンとかというのは、私はいいと思うんです。

ただし、観光地として、それが継続的に観光地の魅力につながるかという点、私はそうではなくて、言い方を極論すると、その地域の観光の価値を下げる方向に行くのではないかな。つまり、安売りをするという事は安売り合戦になってくる、非常に難しい問題です。

そのところは、周辺環境の状況を見ながら、あとは当然、観光業の皆さんの御意見も聞きながら、適切な対応を取ることが必要なのかなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長、今、否定的なお答えだったんですけれども。私はそういうふうにして、町のイメージアップにもつながるし、投資をしたものが全く無駄でなく、町に全て還元されるという、その形というのが取れたらいいなというふうに思いましたけれども。いずれにしても、様々な要因があって、関係者とやはり話し合いをして、どういう形がいいのかということも、さっき答弁の中にありましたので、ぜひそのことは進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 楠山議員、答弁は大丈夫ですか。

次に、第3問、地域交通対策についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません、3問目です。地域交通対策について。

東伊豆町骨太の方針では、持続可能な地域交通体制を構築していくとし、今年度、実証実験の取組も予定をしています。我が町に即した具現化に向けた取組が今始まっています。

一方で、町内での利用可能なタクシーの現状は、心もとない状況下にあります。多くの町民から悲痛の声が聞こえてきていますが、町長も各地区で行われた語る会の中で、この点はやはり危惧をされていて、お話の中に出てきていますけれども、そこで、以下の点について伺いをいたします。

1点目、現在、町内で利用可能なタクシーの状況、現状というのはどうなっていますか。

2点目、タクシー増加のために関係者と話し合いをするお考えは。

これらを推進するため、事業者支援の考え方は。

以上3点、お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

3問から成る御答弁ということで、一つ一つお答えをさせていただければと思います。

まず、町内で利用可能なタクシーの現状ということであります。

タクシーの乗務員の休暇などの状況によりまして、熱川駅、稲取駅の稼働台数は、それぞれ2台から3台ということになっておりまして、町内全体で4台から6台というふうになっております。現在、4台から6台のタクシーを、乗務員8名が役割分担をしながら運転をしているということで、タクシーの登録台数は町内全体で9台でありますけれども、乗務員が不足していることが原因で、最大でも6台のタクシーしか稼働させることができないという状況にあるということです。

2問目のタクシー増加のための関係者との話合いということであります。

地域公共交通会議の席でも、タクシー台数の不足について、タクシー会社に町の現状を説明させていただいております。また、会議終了後には、富士市に本社を置くタクシー会社の代表とも、この問題について話合いをさせていただきました。

昨年度は、タクシー会社に対し、燃料費の高騰に対する補助金を町としても交付をさせていただき、少し支えるという意識も持ちながら、その際にもタクシー会社に対して、町民が困っている様子もお伝えし、タクシーの増車に努力するように要請はさせていただいたところです。

3番目の問いですけれども、タクシー増車を推進するために事業者支援の考えはということで、さっき、若干支援をしたという話、逆になりましたけれども。まず、乗務員を養成するための助成金などの必要性をタクシー会社にヒアリングをしましたけれども、既に国交省で補助制度があるというような答えでございました。既に国交省のがあるよという話でありました。

また、タクシー会社からは、乗務員募集の広告費用の補助制度があればありがたいとの話がありましたけれども、様々な業種で求人広告を出しても人が集まらないという現状がありますので、効果が出るかどうかというのは、ちょっと不透明なところがあるのかなという認

識を持っております。

また、人手不足はタクシー会社だけの問題ではないということで、タクシー会社のみ補助をやるというのは適当かどうかというのは検討する必要があるかなど。前回の燃油高騰のときも、タクシー会社だけではなくて、バス、電車等もやりましたし、同時に、普通の企業の皆様方に対する中小企業対策みたいなもの、たしか同時に打っていたかと思しますので、その辺のバランスという問題があるのかなというふうに思います。

今年度、公共交通の実証実験を行うのは、タクシーやバス運行の先細りを将来的にどういった形で補っていくのかという大きな課題について検討するという目的も実はございます。増えればいいんですけども、そうは簡単に増えてはこないという現状もあって、それを何とか乗り越えなければいけないということで、実証実験をやるということになると思います。

実証実験の内容は、まだ100%確定、内容については決まっているというわけではないんですけども、11月、12月は、稲取地内に約25か所程度のバス停を設置させていただいて、10人乗りの予約式循環バスを運行してみたいというふうに考えております。

2月からは、城東地区、奈良本、片瀬、白田で、町民の自家用車にほかの人が相乗りをするノックアルという仕組みを開始しようということで、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 人手不足は、この業界ばかりではなくて、全業種に当てはまるということだと思うんですけども。

ちょっとネットあたりで調べてみると、何かあまり新しい資料が、私、検索の仕方が悪かったのか、出てこないんですけども、事業者数も1割程度減少しているとか、ドライバーの数なんかは25%ぐらい減少している、この減少というのは今後も多分止まることがなくて、どんどん減少していくと思っています。

人手不足の解消については、いろいろあると思うんですけども、ネットあたりで見ると、利用者もあるのか、この前たまたまタクシーに乗ったときに、どうでしょう、今の業界の状況はといたら、ともかく、そこで利用される方がいれば、これらが増加をしても、皆さんで対応ができるんですけども、なかなか需要と供給のバランスみたいなものものことも言われていました。

町長、一年じゅう、インバウンドも含めて誘客対策を進めていく中で、やはり外国人の方

たちというのは、結構タクシー利用で移動されるということも、ネットあたりの中に出てきているんですけども、この辺を含めて、ぜひ対策をしていただきたいなというふうに思っています。

最近、元はやはりイメージとすると、給料が低いですとか、拘束時間が長いだとか、いろいろ負の部分のイメージが多かったんですけども、隔日勤務だと1か月に13日ぐらいまでと、法律でこれは定められているということで、認識とすると、拘束時間は確かに長いかも分からないけれども、休みはいっぱいあって、友達や家族との旅行だとか、そういうところにも充てられるよというメリットだとか、ほとんどのタクシー会社が歩合制みたいな形になっていると思うんですけども、このことによって、やはり稼げない人間も、少しですけどもいるんですけども、ほとんどの方が、一生懸命やることによって高給が取れるというふうなメリットがあるということが最近の方たちに分かり始めて、それから、なおかつ女性ですとか、未経験だとか、そういう方たちもやはり入りやすいということで、最近は増えているというふうな、これは都会かも分かりませんが、この辺まで当てはまるかどうか分かりませんが、そうしたいい状況も生まれているんですよ。

ですので、町長、事業者さんと話をしたり、要請をしたり、いろいろな動きをしてきていると思うんですけども、その辺、どうしたら具現化に向けてできるのか。その辺、本当に膝を突き詰めてお話しをしていただきたいと思うんですけども、どうでしょう、その辺は。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 人手不足というのが、今現状の人手不足って、今言ったようにドライバーがいなくなるとか、先生の数が減ってきたとか、そんな比較的身近な話題で、困ったねぐらいで済んでいる話なんですけれども、恐らくこれが2040年ぐらいになると、私たちがここで生活をするためになくてはならない職種、救急だったりだと思うんです。そういうところが減ってくるということが予測されています。

2016年に増田寛也さんがレポートで、消滅可能性都市というショッキングな題で話をして、当然賀茂の、多分河津以外は全部、消滅の可能性というレッテルを貼られたと思うんですけども、それはまさにそういうことなんです。まち全体がなくなる、見えなくなるというわけではなくて、そのまちに住むことができなくなるという意味で、消滅可能性都市だというふうに。それが着実に予測どおりに来ているということに対して、今までどおりの考え方をやっついては、多分太刀打ちができないのかなと思っています。

その中でよく言われるのが、これは当たり前の話なのかもしれませんが、私的にはシェアリングと平準化。平準化のほうは、例えば、ここは観光地ですから、なるべく観光客が、ピークがあって下がってと、ばらつきがあると、なかなかそこで働くのというのは、いろいろな不都合が出てくるというところで、それをどうやって平準化していくかという努力も必要ですし、シェアリングについていえば、公共交通だけで電車、バス、タクシーがこの町ですらあります。それを本当に、継続的・持続的な公共交通を維持するためには、では何が必要なのかという議論をいい加減に始めないと、駄目に、間に合わなくなるのかなというふうに思っています。

タクシーも残ってもらいたい、電車も残ってもらいたい、バスも残ってもらいたい。果たしてそれでうまくいくのかということを含め、しっかりと議論をして、シェアリングという考え方を少し導入しながら、継続的なやり方というのを、今こそ考え始めなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今回の一般質問の中に、私を含めてあと2名の方が、高齢者対策も含めての公共交通の関係の質問がされています。これは、そういう人たちから、やはり悲痛な声が上がっているということですので、これは町長も今、そのために一生懸命動きをしていると思うんですけれども、なかなかタクシーの問題だけではなくて、公共交通の関係については、総体的な考え方の中でやはりこれは進めていかなければなりませんし、ノッカルだとか、実証実験もそうなんですけれども、この辺は本当に、高齢者対策もそうなんですけれども、何か急用があったときにやはりタクシーを呼ぶという方たちがあって、今、伊東まで出かけていますので、30分ぐらいかかりますよとかということ、ノッカルだとか高齢者の移動支援だとかというのは、あらかじめ予約をしたりということの中ですから、急激的な部分の中の対応というのは、やはりタクシーかなというふうに思ったもので、そういう質問をさせていただきましたけれども、ぜひこの辺は、早めに町長、進めていただきたいと思っておりますけれども、進めていただきたいとか、進めていると思っておりますけれども、この辺の考え方を最後にお聞きをして、終わりたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

シェアリングとか平準化という話があったんですけれども、それは当然やらなければいけ

ないというふうに思っております。あと、実は、それが乗り越える、人口減少とかこの状況
を乗り越えるやり方、処方箋の1、2だったんですけれども、実はもう一個が、これは当たり
前なんですけれども、DXの分野です。技術によって、それを不都合な、不便なところを
改善して効率を上げていくというやり方の中で、例えば今、タクシーは呼べば、基本的に結
構早く来るといふ。今の町がやっている移動支援も、1週間前か何か前をお願いしなければ
いけなかったり、ノックルにしても多分、そんなにすぐには、今のところできないというこ
となんですが、そこをまさに新しい技術で、オンデマンドでタイムラグがないようなやり方
がもし実現できたとすれば、それはタクシーにある程度、タクシーと連携をするのか分かり
ませんけれども、一つのやり方になってくる可能性もあるのかなと。

まさに、シェアリング、平準化、そして新しい技術の導入をしっかりと一緒にセットで考
えていくということが、一つのやり方なのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 以上で楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時10分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員の第1問、町民の健康づくりについてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は3問から成っていますので、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、1問目、町民の健康づくりについて。

町民の年齢構成は、高齢者が占める割合が増えている。そこで、次の点を伺う。

1、健康教室の参加対象人数はどれぐらいになるのか。

2、参加していない人への対応は。

よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員にお答えいたします。

まず、最初ですけれども、健康教室の参加対象の人数はどれぐらいかということでありませんが、健康教室の参加対象人数は、6教室で141人というふうに今なっております。

また、2問目の参加していない人への対応ということでございますが、教室参加者以外の高齢者への対応については、ライフプランセミナーとして、75歳到達者の方へフレイル予防に関する案内をして、本人、家族及び友人を対象としたフレイルチェックを行っております。

今年度については、健康いきいきチェックと名称を変更して行っているところでございます。地域包括支援センターと共同で、サロンやシニアクラブ、あじさい学級、マンションへ出向き、認知症の話やフレイルを題材とした食事の講話などを昨年度より行っているところでございます。

今後も要望があれば、高齢者の集まる場所に出向き、同様のことは行っていきたいと思っております。また、健康いきいきチェックやサロン等での教室参加などを促すことで、高齢者に対し、社会へ参加するという呼びかけも行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当によいことをしているなと思うし、自分も健康教室へ去年行ったときに、ああ、大変いいことだなと。そして、集まった人たちが笑顔で、みんなでいろいろな自分に合った体の運動をしていて、こういうことをすることによって、やはり病院の待合室で、みんなで話すために病院に行くのではなくて、そういう楽しい場所へ行って、いつでもそういうところに行って、みんなで話せる、そういうところの場所をつくる、提供していくのが、町の高齢者の一つの健康とかになってくるのかなと。

今どこでも、この前も伊東市なんかも4か所で、要介護にならないためのいろいろなことを、体操教室とかいろいろなことをやっている。昨日も自分は、笑いヨガですか、白田でやっている。ああいうのも見てきましたけれども、非常に皆さんが笑顔で、わははとやったり、

いろいろなことをして、ああ、いいことだなというのを肌で実感していて、やはり健康な御老人、健康な人をつくって、この町が、いわゆる病院代とか、そういう形が増えている中で、自分の体は自分の中で動かして、それで、みんなに迷惑かけないで生きていくというのが理想な、この町の在り方だと思うし。

そして、いわゆる、教室の中もいいですけども、伊豆の稲取とか熱川の自然へ、こんないいところなのに、天気の良いときは芝生の上とか、そういう青空の下でさせるところもあっていいのかなと自分は思うんですよ。

稲取なんか、町の中でよく見ると、日だまりで椅子に座っている御老人を見るんですけども、そういう人たちにも何かこう、いわゆる足が悪いんですかね、そこまで行けないとか、そういう人たちもいる中での、やはりそういう取組、いいことをしている。そしてまた、意地を張って、稲取の人が、俺は年寄りじゃねえとか、行かねえとか、そうではなくて、やはりそういうところへ行ってみんなで話す、みんなの中にいるというのが一番ぼけないし、一番老人にいいことなのかなと思うんですね。

そのこのところの、いわゆる充実させていくためにはどうしたらいいのかなと。町長に、青空のことも聞きたいし、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、すごく大事な考え方があるなど、今のお話を伺って思ったんですけども、多分世の中も、病気になってから対応するというよりは、病気にならない未病をするにはどうすればいいかということころに、結構シフトしてきているのではないかなと。

恐らく行政としても、それをしっかりやることによって、社会保険的な予算縮減にもなってくるし、要は病院に行かなくなってくるということだと思うんですけども、そういう環境をつくっていくというのは大変重要だというふうに思います。

青空の話ですけども、いいですよ。この間、海外の方とちょっと話を、稲取に来た方と話をしていたんですけども、その方は朝ジョギングをして、稲取の海沿いをずっと走ったんですけども、最高だよと言っていました。

東伊豆町の特徴の一つとして、伊豆半島の東海岸にあって、東海岸にあるので、当然日の出が見えるという、朝一から太陽の力を体に浴びてみたいなこと多分できると思うので、そんなことを少し、町がどうできるかというところもあるのかもしれないけれども、民間企業さんの御努力とか、全体で何かそういう機運づくりができるといいのかなとちょっと思

いました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当にこの地域の特徴、この地域のよさを、皆さん知っているわけですね。だから、その中、もう一回、今町長が言ったように、太陽のエネルギーと、みんなが人が集まって笑ったりして得るエネルギー、そういうものをよく、昔の人ではないけれども、自然の中での生き方、そういうのをやはりもう一回考えて、そういう楽しいところ、場所だということをお知らせ、今はハイキャットも稲取しかやっていないし、熱川地区はやっていないので、そういう活動している映像とか、そういうのを見られるようなシステムにしていけば、ああ、行ってみようとか、足を運べるような、何か行きたくなるような、ただやっているよではなくて。そういう一つの広報とか案内も必要ではないかなと思うんですけども、その課の方はどうですかね。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 今、実際やっている教室の映像を流すということは、参加者を増やす、町民の方に教室の内容を知ってもらうためには、とても重要なことだと思いますので、今後はそういった、今はユーチューブとか、いろいろな発信方法があると思いますので、研究して実施していきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） ひとつ、本当にこれは、健康で元気な町をつくっていくには、御老人が皆さんに、おはよう、どこへ行くんですかとか、いい声で観光客にも、誰にも挨拶ができる、そういういい町をつくっていくと、訪れた人もすごい町だなと思うように、金かけなくてもいい町になると思うので、ひとつよろしくお願いします。

これで1問目を終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、生ごみのリサイクルについてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2問目の生ごみのリサイクルについて。

電気・燃料費が高騰していく中で、燃えにくい生ごみをリサイクルして、農家等に供給できれば一番よいことだと思い、次の点を伺う。

1、事業は進んでいるのか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

生ごみのリサイクルについてということで、取組の現状の問合せということだと思います。せっかくなので、少し、なぜ東伊豆町が生ごみのリサイクルというか、堆肥化なんですけれども、そこにチャレンジを今したかということもちょっと、せっかくなので御説明をしたいと思います。

簡単な背景なんですけれども、世界の人口増加等、食料需給の増大や異常気象により生産が逆に減少しているということ、あとは、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生によりまして、輸入がなかなかできなくなってきたりとか、あとは、それに加えて、ウクライナ侵攻による混乱で、それが追い打ちをかけて、多くの食料を世界から輸入している日本にとって、今、食料安全保障という言葉が本当に叫ばれているんですけれども、それをしっかりと強化をしていかなければいけないというのは、国のみならず、私たちの地方自治体でも同じであるというふうに認識しています。

その中で、食料生産を支える肥料原料を、我が国は定常的に輸入に依存しておりまして、その改善のために、肥料の国産化、安定供給というのをやらなければいけないというふうに今そういう機運が高まっています。輸入した肥料というものはむちゃくちゃ高くて、農家の方々への経営にも影響しているということで、自分たちで作るものに使う肥料については自分たちでというのが、今、少し考え方が変わってきているというのがございます。

それで、今回、東伊豆町で実施した生ごみの堆肥化の実証実験は、今お話ししたような背景があって、その中で、当町における生ごみの縮減と堆肥化によるごみの減量化及び東伊豆産の堆肥の製造を目的として実施をいたしました。

生ごみの堆肥化に関しては、今年、令和5年1月17日から2月13日の約1か月間、堆肥機械のデモ機を導入し、実証実験を実施して、今完了したところであります。実証実験の中身としては、魚のあらを原料とした場合、野菜、魚、肉、卵の殻及び学校給食やホテル・旅館から出た食べ残しなど、そんなものを幾つかタイプを分けて、原料に使って堆肥化の実験を

行ったところでは。

結果ですけれども、その結果、どのケースに関しても、成分分析の結果、ある一定の合格点の結果を出すことができたというふうに思っております。

問題はここからなんですけれども、現在、その実証実験の結果を受けて、本堆肥化スキームが要は本格的に運用できるかどうかということ、それを検討しているところです。実証実験ってデモ機なので、小さな堆肥化の装置なんですけれども、本当にやるとなると、もっと大きく、かなりお高い機械を入れなければいけないという話も出てくるということで、その辺の検討をしているということでもあります。

本事業の究極的な目的は、食品廃棄物の有効活用、つまり地域で排出されている食品廃棄物を焼却せずに堆肥化することにあります。ちょっとオプション、蛇足ですけれども、観光地として、ホテル・旅館が出すごみをしっかりと、燃やさないで堆肥化してリサイクルしているというやり方というのは、SDGsの考え方にもものつとるということで、これからインバウンド戦略を進める上で、大きな一つの魅力になってくるのではないかなという思いも少しありながらの今の実証実験でございます。

それを実際にやるためには、賛同事業者をまず拡大して、そして循環型スキームを促進し、ごみの減量化や堆肥化ビジネスをしっかりと前に進める必要がありますし、生成した堆肥、生成された堆肥を地元の農家さんに還元し、作物栽培を後押しするということが、また、堆肥の売却スキーム、できたものを使うのか売ることなのか、それもどうやるかということも考えていかなければいけないというふうに、今いろいろなことを検討しています。

加えて、この堆肥化という資源循環スキームを成功させるためには、実は検討で大きく2つの要素があると個人的には思っています、1つ目が、事業を行う際に際しての支出、お金が出ていくところ、イニシャルコストとランニングコストの問題、もう一つは、収入の問題、この収支をどのようにバランスをさせて、事業を継続的にやれるかどうかの検討をしなければいけないということ。堆肥ができれば売却、もしできれば、それである程度収入が入ってくるし、逆にごみを集めるというところで、収集コストをどういうふうに設定するかによって、その辺のバランスですね、そこをトータルとして考えなければいけないというふうに思っています。

食品廃棄物の再生利用にはコストがかかるということで、普通に考えると、再生利用するよりも焼却したほうが安いということになるんですね、実は。それをどうインセンティブをつけて進めていくかということも重要で、このハードルをどのように乗り越えるかというこ

とを、食品リサイクルの必要性の意義を町民の皆さんに説明をするとか、その意識をしっかりと広めていく、ホテル・旅館の皆様だけではなくて、そういうことをやっていかなければいけないのかなと思っています。

その上で、国や県との連携がどのように取れるかということ、これもちゃんと町としては考えていかなければいけないというふうに思っております。

収入に関しては、食物残渣を排出する対象から得られる回収費用、今お話しした、そこがちょっとポイントになってきています。堆肥化という資源循環のスキームにおいて、どの程度の回収費用が適当であるか。事業者としては、安ければ安いほうがいいんですけども、あまり安いと事業としてペイができなくなって、維持、持続的なことができない。その価格設定ということも、多分ちゃんと考え、当然、ホテル・旅館の皆さんの御意見もちゃんと聞きながらやっていくということが必要だと思っています。

今お話ししたように、検討しなければいけないことというのが幾つかありまして、それを一個一個、今検討を始めているということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に、町長が結果みたいに言ったけれども、いわゆる燃やすのが一番安いと、それはそうだと思うんですけども、だけれども、それだと、いわゆる今までみたいに輸入に頼っていた、変な話ですけども、日本の政策、米を作れといたら、作るなとか、牛乳作れといたら、余ったからあれとか、国自体がおかしい方向で、農業者、1次産業を導いているというのが多いと思うんですよ。

いわゆる生ごみというのは、稲取の旅館組合が前に、生ごみでヒヨコの餌を作るというのを試みてやりました。けれども、非常に熱意がある卵屋さんが一生懸命やったんですけども、いわゆる仕分け、燃えるものと生ごみと、その中にスプーンとかいろいろなのがあると、機械の消耗、機械が壊れたりとか、そういう中で、途中で駄目になってしまったというのが現状なんですけれども、今、皆さんも卵の値段が上がっている、卵の餌もできるんですよね、前やっていたんだから。肥料ばかりではなくて、そういうところにも回せるのではないかと、いわゆる高騰しているそういう餌なんかも。

そういうことを考えると、一つの、お金はかかるかもしれないけれども、この町のやっていることがリサイクルで、朝の卵はそういう卵ですよという、前やったように、そういうも

のの価値観をつくったりしていくのが一番なのかなと。そこにはやはり、町民も本当に、それを分かってくれてやっていかなかったら、全てが全部駄目になるのかなと。

だから、その選別、まず最初、そうですね、やはり一番出るのは旅館業だったり魚屋さん、そういうスーパーとかという中の、やりやすいところからまずやって、その中から、何しろやってみなければ分からないところがあるし、進んでみなければ話にならない、空中戦ばかりやっても無理だと思うんですね。

だから、やると決めたら、ある程度やってみて、そこからの話合いをしたほうがいいのではないかなと思うんですよ。今関わっている人たちも、どうなるのかまだ分からないだと、なかなかそれに乗り切れないと思うんですね。

やはり事業としてやっていく、さっき町長が言ったように、コストでもうかるのか、もうからないのかという面が一番あると思うんですけれども、そののところをやはりそれは、いいことなだから、全てがツープイではなくても、少しのマイナスなら補助とか、いろいろなものをいろいろな在り方を考えてやって、事業としてやっていくべきではないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この実証実験は、当然、町単独でやっているわけではなくて、全国的にその分野で実績を残している民間企業さんと共同というか、一緒にやっている話であります。なので、全くゼロから検討しているというよりは、これまでの知見を踏まえて、そこにこの町のいろいろな状況を当てはめたときにできるかという判断をやっているということ。

やってみなければ分からないのは分かるんですけれども、やってみて、うまくいけばいいけれども、失敗したらというところは、なるべく行政としては避けたいところがあるので、そこは事前に検討できるところで、ある程度方向性というのは確認してから、やるならやるという判断、ちょっとできないということにもしなれば、そういう判断になってくるのかなと思いますが、今のところ、なるべくSDGsのことも含めてやっていきたいなと思っております。

ちなみに、今回のスキームの中でできる堆肥というのは、聞くところによると、堆肥だけではなくて、畜産の飼料としても使えるという、多分配合とか何か、やり方が若干変わるんですけれども、そういうこともあるので、うまく回ってくると、循環型なまちづくりみたいなのところに行き着いてくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） よそのまちでやっているところがあるので、やはりそういうところをよく研究して、やっているところがあるんだから、できないわけではないなと思うし、後でやるんだから、そのいろいろなものを検討してやれるというのが二番手の強みだと思うし、そのところをよく勉強してもらって、本当にいいものを目指してもらいたいなと思うんです。よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、町民の移動手段の確保についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 3問目の町民の移動手段の確保について。

今現在、当町のタクシーは、一、二台が駅付近で待機しているのみであり、時間帯によっては1時間以上待つことになるなど利便性が低下している。仕事帰りや飲食後の移動手段がなく、不便を感じている町民も多いことから、町として何らかの対策は打てないのかを、先ほど3番議員が言っていましたけれども、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁をいたします。

タクシーが不足している中で、町として何らかの対策を打てないかということでもあります。まず、町内のタクシーの現状については、先ほどの御答弁にもありましたとおり、なかなか厳しい状況にあるということでもあります。一方で、公共交通に関するアンケート調査の結果からも、町民がやはり、それに対して不便を感じているという様子、これはうかがえる状況でもあります。

現状では、タクシーの乗務員不足を解決する有効な手段、手だてというのはなかなか見つからない、先ほども少しお話をしましたけれども、という状況で、将来的にはさらに厳しく、なってくるのではないかなというふうに思います。

今後はタクシーだけではなく、その他の公共交通や補完手段も含めて総合的に検討していく、先ほどシェアリングとか、いろいろな平準化とか、新しいDXとか、そんなお話をしま

したけれども、考え得る、そういうような新しい考え方も導入をしながら、課題解決に向けて進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当にタクシーのことは、先ほどから聞いていますけれども、いわゆるもともとあったタクシー会社ができないからと、今のタクシー会社にして、企業としてもうからないから、もうからないということは、人がない、ニーズがないしということでしょう。それをどうするのかといったときに、自分は思うんですけれども、町長は国交省にいたというんですから、いわゆる個人タクシー、タクシー経験して10年であれば、個人タクシー開けるけれども、20万ですか、30万都市ですか、そういうところでなければ、個人タクシーの許可が出せないと言っているんですよね。

それを特区として、この田舎、そういう企業が手放したところに特区として、個人タクシーの営業許可を取れるようにできないのかなと、町長にお聞きしたいんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 個人タクシーというよりも、さらに中身を進めて今考えているのが、まさにノックルだと思います。ノックルのポイントは何かというと、今町がやっている移動支援もそうなんですけれども、一番ネックになってくるのは、やはり労働力というか、ドライバーがいなくなるということです。ニーズは増えるんだけれども、それを乗っける方の手がなくなってくると。

そこで、究極的にシェアリングの考え方を全町民に入れていくと。つまり町民の中で、ある一定の、多分講習とかあるのかもしれないですけども、そういうふうなことをやりながら、どんな方でも人を乗っけて移動できるというようなスキームの足がかりになるのが、今年というか、今年度やるノックルという事業だと思いますし、実証実験でやるほうについていっても、オンデマンドでとか、そういうほかの公共交通の性格をしっかりと吸収しながら、ある程度シェアリングの感覚で、いろいろな方を乗っけていくという意味で、新しい取組ということをやるのがいいのかなと。

個人タクシーもいいんですけれども、個人タクシーだけ仕事しているというわけにもいかないと思うので、その辺は究極、いっそやることなら、もっと2歩、3歩先に行って、そんな免許はなくても、ある程度人を運べるようなスキームがもしあるのであれば、それを活用していくというやり方がいいのではないかなというふうに考えています。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、ノッカルでも、町長言うように運転手の問題と。そういうときに、では個人ではなくて、そういうタクシーをやっていて、年になってよしたと。そういう人たちの活用の場というのが出てくるのかなと、今考えたときね。そういう人たちを、けれども、いわゆる無料ではないですよ、そういう人たちは。やはり、ある程度の給金は出るわけですよ。そのところはどうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 詳細は担当課に、少しお話ししてもらったほうがいいかもしれないです。

私の認識は、そういうようなドライバーでリタイアされた方々が、まさにノッカル的なところで活躍するということもあり得るのかなというふうに思っておりますが、ちょっと賃金的な話については、課長、よろしいでしょうか、企画のほうから御説明いたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 町で検討しているノッカル等については、白ナンバーでの営業というか運行になるものですから、あくまでも実費相当の数百円相当ということで考えております。

個人タクシーという、タクシーの形態になりますと、今現在、タクシー業界、相当固い規制で守られているものですから、現況のタクシー会社がある中で、さっき言われたような個人タクシーを特区でというのは、ちょっと難しいのかなというふうに思います。今度、今検討しているノッカルについても、あくまでも公共交通の空白地域でやるということが前提なものですから、今のところは地域も限られていくということになります。

ただ、地方に行きますと、今このような状況になっているのは、うちの町だけではないものですから、町長の言っているようなシェアリングということで、ライドシェアみたいなことも将来的には検討される余地があるのかなと思いますが、現状の枠組みの中では、個人タクシーを特区でという先ほどのお話は、ちょっと難しいのかなというような認識をしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町の中のことならいいんですけれども、いわゆるこうやって移住も進めている、通えるところから電車で来て帰ってきて、家に帰る手段がない、どうしたらいいんだと。そのとき、では、夜の最終で来たお客さん、人たちをどうするんだと。本当に移住とか考えているのか、この町はと言っている人も多いわけですよ。来いよと言っていて、このありさまかと、帰るに帰れないではないかと。

やはりそういうことを、町を挙げて移住とかそういうことをやっている。そして、みんなで飲食業、コロナで飲食業頑張れといっても、では、飲みに行っても帰る、こんな田舎で、みんな家が遠くにあるのに帰るのに帰れない。そういう状況の中で、どうやってしていくのかと。

それはいいですよ、ノッカルとかは。それは昼間とか、そういう中でやっているならいいけれども、そこではない人たちがいっぱいいるよということ。だから、タクシー会社ができないんだったら、そういう特区にしてやるどころだって、あってもいいではないかと。それは、今度は個人だから、稼げる稼げないは自分のやり方次第だと、あると思うんです、商売だから。そこのところを、本当に困っている人たち、今現状が皆さんが、3番議員も言ったけれども、本当に困っている、困っているしか言わない。そこのところをもっと早くどんどん進めてやらなければ、遅れる町になるのかなと。

よそから来た人たちも、飲みに行っても移動手段がないようではしょうがないではないかというような声ばかり聞こえているのに、何とか早めの手段を打てないのかなと思うんですよ。どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 夜飲みに行っても帰れないというのも、実際自分も味わったことが、稲取だけだったら歩いて帰るとかというパターンになるんですけれども。

その中で、やれることをやはりしっかりやっていくんですけれども、なかなかタクシーに限定してしまうと、大体、よく言われているんですけれども、町の人口規模によって、どういう職種が存在できるかというのが大体数値的に出ているわけですね。恐らく東伊豆町の人口規模だと、もしかしたらタクシー何台とかと決まっていて、それはやはり商売なので、需要と供給の関係でなかなか難しい。なので、シェアリングをして、共有で目的を持ってやることによって、そこを埋めていくというふうに考えていかなければいけないのかなというふうに思っています、別にタクシーを全否定しているわけではないんですけれども、現状、ここ数年見ている限り、先ほど地元のタクシー業者さんが、やはり富士のほうに経営を渡し

たということもありますけれども、なかなか企業努力だけでは乗り越えられない世の中の流れというのがあるのかなという中で、何ができるかということ、まさに実証実験というのは、何ができるかを見つけ出すための実証実験でもあるし、ノックルについては事業化していく話になっておりますけれども、いろいろなものを複合的に併せ持って、なるべくそういうような町民の課題を解決できるようなものをつくり上げていくということがいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そうですね。ノックルも、夜のノックルもあってもいいのかなと。

それで、一つのいわゆるバス、路面バスですか、鶴岡市だと、いわゆるバスを、バスではなくてマイクロにしたり小さくして、町の中をスムーズに行けるように、バス停を倍にして、そうやって町民の移動手段を確保してというのが出ている。

やはり一つの、東海バスさんも赤字なら赤字、ではどうしたらいいのか。町民が停留所まで年寄り歩いていけない、だから、行ってやろうではないかという一つの発想の転換がなければ駄目だと思うんですね。ただ、今までどおりみたいに路線を走っていて、バス停へ止まったからそこへ来いよ、それが今赤字で、乗る人がいないと言っているんだったら、私はそういうところに補助金出しているんだったら、逆転の発想。

今、高齢化になっていて、路線バスの停留所まで行けなかったら、もっと小さくして、町の停留所をもっと増やして、そういう町の中を回るような運行も必要ではないかなと。これは昼間とか、そういう部分でやっていく、会社にそういう要望出したらいいのではないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今言われた内容にほぼ近いことを、今年、実証実験でやるということです。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そういうことだったら、期待して待っています。ひとつよろしく願いします。

何しろ移住や、そうやって皆さんに来てほしいと、いろいろな人たちが来ているけれども、一番の肝心な移動手段とかそういうのが、運ぶものがなかったら、みんな大変な思いしてい

るということは忘れないで、ひとつ。

これで自分の発言を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で西塚議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員の第1問、町民の福祉向上に向けた取り組み方針についてを許します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 2年ぶりの一般質問で、大変緊張しております。うまく考えがまとまらないところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

では、町民の福祉向上に向けた取り組み方針についてということで、1問で提出しております。

文教厚生常任委員会では、令和4年3月定例会において、町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議を提出いたしました。そういった経緯もありまして、当町の町民の福祉向上に向けた取組に関する今後の方針についてお伺いいたします。

1、令和6年度には、高齢者の保健事業と介護予防の一体化について、全国の市町村で事業実施となる予定であります。当町における具体的な取組及び既存の事業との関係というのは、どのようなものになりますでしょうか。

2、重層的支援体制整備事業について、今後、当町が実際に取り組んでいくようなお考え

はございますでしょうか。

3、先ほど挙げました決議書、こちらでは、一応5点の項目について実行を求めています。おのおのの項目について、これまでどのような認識をされているのか。また、これまで取り組まれてきたことなど、また、取組に当たってのハードルとなるようなもの、問題点・課題等がございましたら、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 稲葉議員にお答えをいたします。

さすが2年ぶりの質問ということがあって、問いは1個しかないんですけども、中身はむちゃくちゃ重い、層の厚い質問をいただいたとっておりますので、丁寧に答弁をさせていただきます。

まず、最初の間1の1番目であります。令和6年度には高齢者の保健事業と介護予防の一体化という話が、国のほうでも進んでいるということで、これに関して、当町における具体的な取組と、これまでやってきた当町の事業との兼ね合いみたいなところの御質問かと思えます。

まず、高齢者の保健事業と介護予防の一体化につきましては、令和2年4月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための一部を改正する法律が施行されまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度がスタートしたということでございます。これまで、医療保険者による保健事業と介護保険事業は別々に実施をされている感がありまして、健康状況などの課題を一体的に対応できていない現状を解決しなければいけないという、そんな思いの中で、この新しい制度がスタートしたのかなというふうに思っております。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、今年度中に具体的な取組方針を決定したいというふうに考えておりますが、既に保健予防係、健康増進係、地域包括支援センターが行っている既存事業の見直しを進め、重複事業の一元化や関係スタッフの連携による事業の効率化を行っていきたいというふうに考えております。

また、健康づくり関係の各種教室に加え、社会福祉協議会のサロンやカフェに保健師や管理栄養士などの医療専門スタッフを積極的に派遣させていただいて、健康寿命延伸のためのフレイル啓発を行い、早期の疾病の予防、重症化予防につなげていくことも同時に考えているところです。

このように、既存事業を十分活用することで一体的実施に対応できる、ある程度は対応できるのではないかなというのが、現在の基本的な考え方となっております。

続きまして、問1の2問目でありますけれども、まさに重層的支援体制についての質問でございます。

今後、当町がどのように重層的支援体制整備事業を捉まえて、取り組んでいくかという話ではありますが、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の改正によりまして、市町村の手挙げに基づく任意の事業ということで、令和3年4月から施行されております。

この事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かして、地域住民の課題に寄り添う制度ということが言えると思いますが、地域住民の課題は複雑化、そして複合化しているという中で、一つの世帯に複数の課題を抱えていることも最近多いということで、従来の子供、障害、高齢、生活困窮などの分野別の支援体制では、十分対応がし切れないケースが出てきたというふうに認識しております。

現在町は、このようなケースに福祉係、地域包括支援センター、学校教育等と連携し、その都度、相談支援等を行っているところです。既存の体制を活用しながら、住民サービスの向上や問題の早期解決を視野に、当町に合った形での体制の構築に向けて、関係各課で調整をこれから図っていききたいというふうに考えております。

続きまして、問1の3番目であります。

決議書に関する質問で、決議書が5点ありますので、それぞれお話をさせていただければと思います。

まず最初に、決議書について、5点の中の1点目ということで、これは新型コロナワクチン接種会場確保のために一時的に拠点が分かれている地域包括支援センターと健康増進係、保健福祉センターですけれども、ここの業務の効率化についての御指摘だというふうに捉まえております。

それで、決議書1点目についてのこちらの答弁ですけれども、まず、地域包括支援センターと健康増進係を同一拠点で一体的な業務運営が行えるよう調節を図ることについて、地域包括支援センターの業務内容については、地域内の高齢者に対する総合相談、介護予防ケアプランの作成支援、地域ケアマネジャーのサポートが主な業務であり、65歳以上の高齢者への支援が今のところ中心になっているということでもあります。

健康増進係の役割について再確認をすると、介護予防に対する業務も必要と考えるが、生活習慣病の改善を図るための健康指導など、健康づくり事業に対しての対応が求められ、高

年齢以外の幅広い年代に対しても、健康増進メニューを実践していくことが望ましいと考えております。

地域包括支援センターと健康増進係の関係性については、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施の中で連携できるものと考えておりますが、今後、関係機関と協議をし、必要性を検討していきたいというふうに思っております。

決議書の2点目についてであります。

地域包括支援センター係に事務作業等を補助する職員の増員を検討することについてですが、高齢者人口の増による業務量の増加に対応しております。事務を補佐する会計年度職員を1名準備しておりましたが、介護保険係の職員1名が急遽不足状態となったことから、その業務の一部に当たらせるため、地域包括支援センター係を補佐するまでには至っていないという状況です。

昨年、地域包括支援センター職員として、保健師や介護支援職員の募集を行いました。応募は残念ながらなかったという中で、今後も引き続き募集を行うなど、体制を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、決議書3点目について、専門的な職員が管理職となった場合、そのスキルを十分に生かせる人事制度を検討することということについて、これは、管理職とは東伊豆町の職員の給与に関する条例に規定する等級別基準職務表に掲げる職務の級が6級の者をいいます。これに該当するのは、課長、局長、防災監、参事、技監の職務でありまして、東伊豆町職員の職の設置に関する規則等により、課長、局長、防災監は所掌事務を掌理し、所属職員を指揮することとなっております。一方、参事、技監は、特定の重要事項を処理することとなっているということでございます。

これにより、課長、局長、防災監は、所掌事務を掌理し、課員を取りまとめ、指揮をしていきますが、参事、技監は、特定の重要事項の処理に専念するため、その専門能力を生かすことができるよう配置をすることができます。これまでも、土木技師が技監となり、その能力を発揮したという事例がございます。

続きまして、4点目、健康増進係の管理栄養士の増員等、専門的職員も含めた健康増進係の体制強化及び配食サービスの対象拡大等を検討することについてですが、管理栄養士については、保健予防係に1名、健康増進係に1名おり、連携しながら業務を進めております。介護予防のためのフレイル事業を今後進めていくには、保健師同様、管理栄養士についても、さらに補充していく必要があると考えております。

今後、必要な専門職については、募集をかけ、体制の整備を進めていきたいと考えております。

配食サービスの対象拡大についての検討についてですが、この事業は、業者に委託し、実施されております。現状、特段問題は生じていないことから、対象の拡大は考えておりません。必要があったときに検討し、対応していきたいというふうに思っております。

決議書の5点目であります。

重層的支援体制整備事業の事業実施に向けての組織体制の再編・再構築について取組を推進することについては、先ほど2点目で申し上げたとおり、住民サービスの向上や問題の早期解決に向けた体制づくりに向け、庁舎内及び関係者と研究し、検討していこうと考えております。

高齢期の支援を地域で包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築が進められてきましたが、この必要な支援を包括的に提供するという考え方を、障害のある人、子供等への支援にも普遍化する視点が重要ではないかなというふうに考えております。

高齢の親と無職独身の50代の子が同居している、いわゆる8050の問題とか、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆるダブルケアなど、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることが重要だというふうに考えております。その体制を構築することで、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 答弁ありがとうございます。

すみません、ちょっと欲張り過ぎたというか、質問内容が広がった部分もありますので、混乱を避けるために一つずつ整理して、少しお伺いしたいと思います。

最初の質問、介護予防と保健の一体化の部分なんですけれども、この部分でいきますと、まさに、フレイルという言葉も出てきておりましたけれども、既に現実問題としては、必要に迫られという部分も、あと準備というところも含めて、各部署が連携して動き始めているものであると私も認識をしております。

実際問題、私どもがこの決議を出すときに行った包括や増進、その他、福祉係等々のヒア

リングのときにおいても、既にこのお話も出ておりましたし、その中で、こんな形でやっていくんだよということで、それがそもそも私どもが文教厚生常任委員会として、介護・保健の切れ目ないというか、町民の方をずっと1人の人を軸にして見守っていくという部分で、関心を持ったきっかけにもなっております。

そういった意味で、具体的に、本当に対応していただいているのはありがたいんですが、なかなか先ほどもあったように、人的な体制等も含め、決して十分ではない中、これを形上の話というか、事業化というか、具体的な形としてももう少し整理をしていく、そういった視点に立っていくと、もう少し上の方々、課長、場合によっては、それより上の方々で組織的な対応をして、この事業というものの全体の運用、そういったものをきちんと固めて、安定的に運用していけるような形に持っていく。このあたりが、実際の事業化という意味での一番重要なポイントではないかと思うんですけども、このあたり、いかが御認識いただいておりますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

保健事業と介護予防についてというのは、そこだけで切り取ると、健康づくり課がメインになってくるような話になるかもしれませんが、人的体制の問題は随分前から御指摘をいただいている中で、しかるべき適切な体制づくりをやらなければいけないとは思っております。

現状、その前段階で、今、町全体の在り方みたいなのを、まちづくり指針というのを今つくりました、理論を。その中で、東伊豆町の中で、それぞれのエリアがどのような役割を担っていくかみたいな話も含めて、当然、そこに保健センターの話も絡んでくると思いますので、そこの辺をしっかりと決めながら、その中で、どう組織的な配置を決めていくかという議論が進むと思っております。

なので、今すぐ慌てて、その形だけ捉われてやるというよりは、現状、既に必要に駆られて連携は取っているというお話も議員のほうからありましたので、そこは維持しながら、受皿のところについては少し時間をいただきながら、まちづくりと併せて、よりいい配置関係とか、そういうのを考えていけたらいいのではないかなと思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

そうですね、別に無理やり、すぐにやれとか、そういうことを言うつもりも全くなく、きれいに、今できたものがよりスムーズに流れるようにつくっていくということが、効率化につながる部分もあるかと思います。そういった意味合いで、管理職の方々含め、全体の運用を整理していくという意味合いでは、いろいろ出番というか、この部分について果たせる役割って結構あると思うので、そのあたりはちょっとやはり、今ある部分の効率化を図るという意味合いでの組織の運用の見える化ではないんですけれども、きちんと整えていくという部分。これを整えることが、実際の事業化、こういったところに結びついていくものだとも思っておりますので、そのあたりは、先々の話としての大きな意味での再編というのとは別にして、そのあたりもしっかりと対応していただければと思います。

同じく、かなり話が似通ってしまっているのですが、一気にいきますけれども、先ほどの重層的支援体制整備事業、こちらかなり話は、分野は違いますが、既存の事業を生かしていくという意味では同じような話でございまして、そもそも地域包括支援センター、これは、先ほど町長の答弁にもありましたが、介護、医療、保健、福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口、それで町民に安心して暮らしてもらおうというような窓口でございまして。

一方、重層的支援体制整備事業、こちらですが、こちらは端的に言うと、属性を問わない相談窓口、先ほどは高齢者というくくりがありましたけれども、そこが取っ外れた話で、言ってみれば、困ったことは何でも、まずはここで相談しましょうというような窓口であると理解しております。

町長のお話にもありましており、既に地域包括ケア会議、こういったところで対応している案件の中には、現実問題として、こういう複合的な課題というものを抱える住民が既におられるということで、機能としてはかなり近いことを既に実際果たしている部分はあるのではないかなど。

決議書の中でも、そういう意味合いも含めて、そこをもう一回見直して、よく整理すると、要はそのまま重層のほうに持っていけるのではないかなというところも含めまして、こういう形での提言をさせていただいたという経緯がございまして、この辺はいかがでしょうか。ちょっと1回、考え方を伺っておきたいんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ほぼ考え方は近いものがあるのかなと思っております、まさに地域包括ケアシステムにおける対象というのは高齢者というところを、これを、先ほど少し答弁でも言ったかもしれま

せんけれども、対象を障害の方とか子供とか、より幅広く対象を増やすことによって、結果的にはそれが重層的な支援になってくるという認識であります。

余談でありますけれども、この辺の介護とかこの辺の話についていっても、結局、やはり人手不足というところが多分根底に流れていて、先ほどの午前中の答弁でもお話ししましたけれども、マンパワーが足りないところに関してやることは大体決まっています、先ほどはシェアリングと平準化と、あとはDXという話をしたと思いますけれども、多分ここも同じような感じだと思っています。

つまり、シェアリングという部分において、高齢者だけではなくて、ほかの世代にもシェアをしていくという考え方を入れることによって、限られた人材をどう適正に配置していくかというような課題解決の方向性が、ここにあるのではないかなと、ちょっと感じておりますので、そこについては、その認識をしっかり持ちながら、とはいいいながらも、現場の声を大事にしながらか、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

この辺は、ややもすると、少し先、あるいはずっと先を見据え、整理していかなければならない部分であったかと思えます。町長の考え方も非常に、私のほうも腑に落ちるといふか、分かりやすい御説明をいただいたなと思っております。

包括と増進の、今度、決議書の拠点の話がございました。このときは拠点をということで、こういう形で一応要望といふか、意見をさせていただきましたが、ここの背景にあったのが、ヒアリングを行ったときに聞いていた、やはり現状の体制の問題でございます。

ちょっと以前の資料があったので、軽く御説明をさせていただきますけれども、まず地域包括支援センター、こちらでいきますと、これは令和2年度の地域包括支援センターでの総合相談、これが約2,400件、その前の年が2,000件ぐらい。高齢者の相談が全体の7割、2割ぐらいはマンション分譲地からの相談。2年前から一方で、行政、それから成年後見関係機関、こういったところ、本人以外からの相談が、令和2年の時点で増加を始めていると。さらに言えば、認知症関連の相談が全体の7割。先ほどちょっとありましたけれども、具体的に成年後見制度に関する相談がこの年で300件弱と、大幅に増加しているといふような話を伺いました。

これを、体制でいきますと、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、3名がセンター

ということで対応しているということで、なかなか大変だなというのを感じた記憶があります。

地域包括支援センターの業務としては、そのほかに介護予防、ケアマネジメント業務、ここが、それこそ増進なんかとの連携で行っている部分ですね、介護予防事業。こういったところ、フレイルなんかも、このあたりに多少絡んでくるのではないかと思います。

包括的・継続的ケアマネジメント業務、これはケアマネ等への間接的な支援、さらには、認知症対策として、ニューサマーカフェや認知症サポーター講座など、こういった講座の開設、さらに、あんしん見守りネットワークというのがございます。関係の民間団体と連携しまして高齢者を見守るような仕組み、その事務処理と、さらに、先ほどから何度も話に出ております地域包括ケア、こちらの部分の業務、それに地域ケア会議、これは、先ほども出ておりましたが、総合相談を通じて把握したケースを支援するために、必要な関係諸団体と連携して、会議をして、課題解決を図るといような形になっているかと思います。

さらに、先ほど、すみませんね、増進とという話もありましたので、増進との連携という意味では、先ほどの健康づくり教室の部分、それからフレイル、ライフプランセミナーは名前が変わりましたがけれども、こういったところ。あと、マンションや別荘地への同行訪問による介護予防への取組、低栄養と思われる方への食事指導のための同行訪問、それから、ケアマネへの食事に関する講義、こういった形でいろいろ、何か3人で行っているとは思えないぐらいの、一気に見てしまうと、自分でも把握はできないんですけども、こういった広範な業務を専門家の方々で行うのは、もちろんありがたいことなんですけど、やはり外部との連携がかなり多い部署でもあるという意味でいうと、先ほど残念ながら、1名の事務員がうまくいなくてということがありましたけれども、そのあたりで、やはり他部署、他部門、他団体との連絡調整等々、そういった部分については、それを行える方というのは、やはり別に用意していくべきなのかなと感じております。

この辺がなかなか、皆さん頑張っていて、状況は分かった上でやっていただいているとは思いますが、どうしても人は人ですから、あまりきつい状況が続くと、気持ちが切れてしまうということもあろうかと思うので、そのあたり、きちんとやはりフォローできる体制をつくっていくということは必要でないかと思うんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） お話を聞いた限り、例えば、地域包括支援センターの仕事の内容が莫

大にあるよねという話と、あと同時に、健康増進系の業務というのものもあるんですけども、その辺の人材をお互いに融通できるような環境でフォローし合うということも大変重要ななと思いましたし、今言われていた連絡調整をやる人材というところに関しては、とても重要なポジションだと私も感じているので、その人材をどう確保するかというのは、恐らくほかの自治体も同じようなことをやっている中で、東伊豆町として、具体的にどのようなアイデアがあるかということについては、関係部署とも相談しながら、ちょっと考えていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

そうですね、連絡調整とか、この辺がかなり、ある意味肝で、あと、逆に包括、それから重層の今度は窓口という部分でも、窓口に専門家が入ってしまうとバックがないという意味合いで、育てるのは大変なんですけど、たしか先進地では、窓口がある程度網羅的に広範な知識を持って、上手に振り分けられるような方を置いて、その後ろの課題解決の部分に専門家を配置していくというような形を取っているようなケースも見受けられるように記憶しております。

なかなかこの辺、そうはいつでもというところで、難しいんですけども、そんなところも含めて、うまい仕組みをつくっていただければなと思っております。

その意味で、ちょっと先ほども出ましたけれども、専門職の人事制度という話の中では、課長をはじめとする職務の部分と参事、技監というところで、ある程度すみ分けが図れるという話がありました。

一方で、このあたり、小さな自治体ではあまりまだ見られないですけども、人事制度自体を複線化を行いまして、専門職、こういった部分は、それ用の人事制度というか、コースを大体3コースぐらいにパターンを分けて、それぞれを一定程度経過したところから選択をしていただいて、キャリア形成につなげていただくというような試みも見られているように見受けられます。

このあたり、専門家の方、それ以前に、普通の職員もなかなか集まらないという話がある中で、それぞれの考え方に合った働き方を用意する、そういう意味合いにおいては、それぞれ複数のコースを設けてというのも、検討していてもいいのではないかなと思うんですけども、そのあたりに対して、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、時代の流れは、どっちかというところと集約とか、一本化とか、シェアリングとかという方向に流れている中で、あえてそこを複数のコースというところが、どこまで現実と合ってくるかというのは、少し検討が必要かなと、あまりよく分からない中での意見でございます。

ただ、必要であれば、その辺は、専門性を生かしたコースをしっかりと考えていくとかというのは、ちょっと考えてみてもいいのかなというふうに思います。

それと、先ほどの話に少し戻るんですけども、連携の中で調整役みたいな話がありました。今の議論の中だけでも、どちらかというところと、人が足りないという議論が先行するんですけども、よくよく考えてみると、最近どこの民間企業も、クエスチョンをするのって、全部AIとか、そっち系で全部振り分けていると思うんです。質問事項をしたら、そこで答えが返ってくるという、人を介さないで。

例えばそういうような取組が、もしこの分野にも少し入ってくるとすれば、もしかしたら、その部分の人材というのを補完できるのではないかなと、ちょっと今の議論の中で単純に思っただけです。なかなかハードルは高いと思うんですけども、ただ、それをやれば自治体で共有、共有というのは、やり方は全部、システムは同じものを使えばいいので、というふうにもちょっと思ったりもしたので、今後そんなのをちょっと念頭に置きながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） そうですね、人事制度のところはちょっと補足をします。

多分、今、民間では割と普通かなと思うんですけども、ごくごく簡単な言い方をしてしまうと、経営者的なところにはばりばり働いていきたい人のコースと、こつこつ働いていけば、給料そんなに上がらなくてもいいよというコースと、自分のスキルを徹底的に磨いて、その技術だけで飯を食っていければ、別に出世しなくても給料もらえればいいよと、大体そういう形にコースを分けた上で、それぞれの中を選んでいただいているというようなことをしているというケースが結構、民間では多分、普通にあるのではないかなと。

試しに調べてみたら、自治体の中でも、そういう試みがちょっと増えているというようなところもありましたので、専門職がなかなか見つからないという中で、こういうものがどのくらい利くのか分からないんですけども、少し研究をしてもいいのかなと思った次第でござ

ざいます。

人が足りないとか、なかなか厳しいと言っているところであれなんです、最初の介護と保健の一体化の話でいけば、これも先進的な地域でやっているところによく見ていると、見落とされがちなのが、74歳以下の部分は、ではフレイル対策みたいなものは要らないのかというような話が、あまり制度を重視し過ぎると、ここが落ちこちてしまうというケースが実際あるようです。

私どもの町の中の決算審査なんかでも、この辺で、多分副町長がおられた頃とかに何度か話に出ていたと思うんですけども、74歳以下はフレイル対策をしなくていいのかというような話に対して、必要なだけけれども、そこまで広げていくとやはり人手が足りない、とてもではないけれども、そこまで回らないので、そこは意識しながら頑張っていくみたいです、な話があったかと思うんですけども、現実問題として、認知症予防という意味でいうと、先々はそういったところも含めて全部網羅していく、少なくともそこを狙っていくことというのは必要だと思っております。

そうすると、やはり、また堂々巡りになってしまいますけれども、今度は保健センターのほうの栄養士さん、保健師さん、いずれにせよ、そういうのを面倒見る人が必要になってくるよねというところで、なかなかやはり、どこから手をつけていいのかなというところもあるかとは思いますが、ただ、現実問題として、日は1日1日、毎日過ぎていくものですし、先を見据えつつもやはり、あしたどうする、来月どうするという意味合いで、きちんと面倒見ていかなければいけないところも多いかと思えますし、全てに対応するのは本当に難しいことだとは思いますが、難しいと言っているとしてもしょうがないので、ここは何とか、解決策が思い浮かばないまま、こうやって質問していて、申し訳ないんですけども、やっていかなければいけないなとは思っております。

その意味合いにおいて、先ほど町長から御答弁いただいたAIの活用とか、そういったことも必要でしょうし、場合によっては、これも考え方なんですけれども、社会福祉協議会もありますから、ああいったところを逆に少し強化して、ああいったところに中心的な役割を担ってもらえるような体制をつくるというのも一つの考え方でしょうし、何が一番いいのか、その辺を現場の担当を含め、皆さんで議論していただいて、ちょっと先に向けた、これいいねというものを少しつくっていただければ、ありがたいと思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ざくっとした感じなんですが、多分、ちょっとずれていたらごめんなさい。究極の問題って、やはり人口減少があつて、人口が減ってくるけれども、この役場も、役場の職員がかなり減っている、100人単位で、もっと減っているのかな。という中で、でも、実際やらなければいけない仕事の種類というのは変わらないんですよ。そこがむちゃくて大変であると。それをどう乗り越えようかというところが、本当に大事なところだと思います。

人が減ってもやることは変わらない。10人相手にしていたのが2人になったとしても、でも、やる内容は同じということだと思うんですけども、その辺をどう乗り越えるかということであるかなと。

あと、技術的な職員がやはり、特に土木については、多分、全国的にこれ、新聞紙上でもそんな記事をよく見ますので、技術系の職員が役場に入らないという話があると思います。

今、静岡県の中で、発注業務については、県の団体がそれを請け負うということをやっていると思います。つまり、ノウハウを持った人のところをみんなでシェアして、そこを活用していくというやり方。人口減で、でも、やらなければいけないことは変わらないということにおいては、やはりそのような工夫が必要なのかなという気もちょっとします。

ただ、この分野に関しては、介護とかその辺の分野に関しては、なかなかそういう意識がまだ広がっていないのかなという印象を受けるので、稲葉議員の御提案も踏まえながらも、これからのこの分野に対する課題を乗り越える方法として、先ほどの繰り返しになりますけれども、物事を共有していったり、シェアをしていったり、最新の技術、DX、AI等を使って、マンパワーが少ない部分を補完していくというやり方は入れざるを得ないのかなという気は、ちょっとしております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

そうですね、ちょっと、すみません、忘れていたことがあったので、というか、先ほど配食サービスのことで、民間にやってもらっていただいていた、今は十分なのでという話があったかと思います。

ここ、ちょっと出たのは、以前にも多分、栗原議員なんかも質問で出しておられたんですけども、フレイルとか食生活という意味合いでいくと、配食をそういったサービスに使える可能性って、ゼロではないと思うんですね。結局、買物に行けないから、食生活がかなり

極端に偏ってしまうという方もいるように伺っておりますので、このあたりを拡大して、逆にこの方々が、配りながら少し面倒見てもらうというのも、フレイルとか、面倒を見るというか、気を遣わなければいけない町民の方がたくさんいるという状況で、使えるものを使うという意味合いにおいては、そういった使い方も一理あるのかなと思って、先ほどちょっと聞いてみようかなと思ったのを忘れていましたけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 私のあくまでも印象を述べるんですけれども、多分それが正しいという保証がいまもないので、後で担当課にその部分について、ちょっとコメントもらおうかなと思うんですが、今の部分、配食サービスにほかの機能を付加させるということだと思います。まさに先ほど私が言っている、人が減ったときにいろいろな機能をシェアして、一つだけではなくてという方向性は、これは正しいのかなと、ちょっとそういう印象を受けますので、担当課と相談をしながらですけれども、もし検討の価値があるということであれば、検討したいと思っておりますが、担当課は何と答えるのでしょうか。

今、ちょっとすみません、横からプロの方から教えていただいたんですけれども、現状なんですけれども、既に弁当の手渡しをしているときに安否確認をやっているということ、あと、利用者の身体状況に応じて、関係機関への連絡を取るということをもう既にやっている。ただ、それは多分、制度の中でというよりは、現場サイドの判断とか、必要に迫られてみたいなどころがあると思うんですけれども、既にそういうことはやっているということでございます。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 今、町長の答弁にありましたように、配食サービスをしながら安否確認をしまして、関係機関に連絡を取っている状況でございます。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。それは伺っております。

ただ、対象が今、どちらかというところ、配食ってすごく絞られていると思うんですよ。当面それも、拡大する予定もないというような話を聞いた記憶もございます。どちらかというところ、独居とかで、自分でちゃんと御飯が作れない方にとかだったのかな、そこをだから、逆に対象者という意味合いで、逆に食生活が不安だという意味では、フレイルの予備軍に当たる方というところ、そういうところに当たるという意味合いにおいては、こういったサービスを使

って何か改善を図るというのも一つの在り方ではないのかなと思って、このような質問をさせていただきます。

もちろんこの辺、実際の効果がどうかこうとか、あと、もちろん経費的な部分もござい
ますし、担当課がどう判断するかというところが一番大事なところだと思いますので、決してこれを押しついたりするつもりはございません。あくまでも材料の一つとして、こういう考え方はあるのかなという意味合いで、今回は挙げさせていただきました。

いずれにせよ、いろいろ、すみません、取り留めもないような質問にちょっとなってきた
ようなところはあるんですけども、今回はたまたま、こうやって介護、健康づくり、こう
いったところを中心にいろいろ調べたということを中心に、こういう質問をさせていただきました
けれども、同じぐらい大変な部署が実はほかにもあったりとか、全庁的に見渡せば、
いろいろな課題というのは当然あるかと思えます。

全体を見回した中での介護の健康づくり、フレイルというところにもなるかと思えますの
で、なかなかここだけに突っ込んでという話ではないということも承知しておりますので、そ
のあたり、よりよい東伊豆の未来に向けて頑張ってくださいと考えております。

もちろん役割は違いますけれども、議会もそういった意味合いで、何かこの辺調べてきて
くれよとか、お手伝いできることがあれば、もちろんこちらも協力をいたしますし、とにか
く最後は、町民が笑って暮らせる、そういった町をつくるということが最後の目標になる
かと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 以上で稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 栗原京子君

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員の第1問、住民参加のまちづくりについてを許します。
7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） こんにちは。

今回、2問を質問させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、1問目、住民参加のまちづくりについて。

人口減少と少子高齢化が進む中、行政と地域が協働してまちづくりを進めることは今後ますます重要となってくると考え、以下の点を伺います。

1、地域の課題の共有や課題解決に向けて、行政と町民が協働するための仕組みは現状どうなっているのか。

2、愛知県新城市の「若者議会」のような取り組みが必要だと考えるが、いかがか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員にお答えをいたします。

1問目の最初の質問でございますけれども、地域の課題の共有や解決に向けて、行政と町民が協働するための仕組みということでございます。

まず、行政と町民が協働するための最も重要な仕組みは、議会だというふうに考えておりまして、まずは議会の皆さんと地域の課題などを共有することが大切だというふうに思っております。

それ以外にも様々な機会を捉えて、町民の意見を聞く機会を増やそうと取り組んでいるところです。昨年の12月に6回、先月2回、「町長と語ろう まちづくりの会」を開催いたしました。今後は、これからまちづくり指針というのをつくろうと思っております。それを策定する過程でも、様々な団体から御意見を聞いていきたいというふうに考えております。

また、広報ひがしいず6月号に「町民の声」という意見提案用紙を折り込ませていただきましたが、これは年に3回実施する予定でございます。また、役場の2階、熱川支所、図書館、保健福祉センターには、町に対する意見をいただくための町民の声投書箱を設置したので、ぜひ気軽に御意見をお寄せいただければというふうに思っております。

続きまして、2問目の愛知県新城市の「若者議会」のような取り組みということでござい

ますが、今、町に必要なのは、町民1人1人の行動であるというふうに考えております。行政がお膳立てしなくても、若い人が行動してくれることを期待しているということでありまして、そういう若者がいれば、町としても積極的に支援をしていきたいというふうに考えています。

新城市の若者議会も、若者の提案から始まったというふうに聞いております。町が実施している公募型補助金交付制度には、子育て世代のグループの応募もあるので、そういった動きを後押ししていきたいというふうに考えています。

新城市では、平成26年4月に機構改革で、市民自治推進課に若者政策係を置き、若者政策を推進していると聞いております。若者議会は、1年間を通じての取組の中で、かなりの労力が必要となりますが、当町の規模で同じような職員配置をして、若者議会のようなものを運営するのは、現状では少々困難な面があるのかなというふうに思っております。

まずは、現在取り組んでいる町長と語る会や各種団体との意見交換などを充実させ、若者からの意見も、そういうような機会を通しながら、積極的に酌み取れるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 今、町長の御答弁にありましたように、昨年が6回で、今年の5月に2回、町長と語る会という会合が開かれて、12月の語る会については、各区でどういったやり取りがされたかというものも、ホームページ上で拝見することができました。本当に各区の皆さんから様々な声が上がって、まず、やはり町民の声を、直接生の声を聞いていこうというこの姿勢というのは本当に大事なと思った一方、また、そういう会合に参加しづらい状況の方たちもいらっしゃる。また、参加してもなかなか、みんなの前で意見を言うということに抵抗があるというかハードルが高い、特に女性なんかは、なかなかそういう区の皆さんが集まっている中で意見を言うというのは、何となく言いづらいものってあると思うんです。

そういった方たちでも、いろいろな考えを持って、いろいろな意見を持っていらっしゃる方が多いと思うんですけれども、そこら辺の声をどう拾っていくかということも、一方で大事なのかなというふうに思いました。

それに対応できるのが、今回、広報ひがしいずに挟まれていた、町長に直接、自分の町に

対する意見とか要望を、無記名でもいいという形がとてもいいなというふうに思いました。この形だと、誰でも本当にいろいろな意見が遠慮なく書けて、また、それを町長が直接見てくれる、町政に生かしていけるということで、本当にこれは大事な取組をしていただいたなというふうに思います。

ただ、その一方で、そういうことに全く興味がない層っていらっしゃると思うんです。恥ずかしながら、私も若かりし頃は、全く興味がない1人でありました。本当に日々の生活や仕事のことで頭がいっぱいで、町がどういうふうに運営されていくのかとか、将来どうなるかということは全く考えの中になかったんですね。

これから人口が減って、職員の数も減って、先ほどから町長がシェアリング、町も頑張るんだけれども、町民の皆さんにも頑張っていたらいいなということは、当初よりおっしゃっていましたが、そういう仕組みをつくっていく中で、いかに町民の皆さんの意識を、町の運営だったり、いろいろな住民サービスに向けていくかというのは、本当にこれからとても必要な視点になってくると思うんですね。

こういう意見を言う機会を町民の方が得るということも、その一つの方法でもありますし、また、先ほど新城市の若者議会の話が出ましたが、これもその一端ではありますけれども、私が考えたのは、まず最たる議会が、町民の代表である議会との連携というか、意見の声を聞くことがという、町長おっしゃいましたけれども、一緒に町の運営だったり、そういうものを、要望とか意見を言うだけではなくて、一歩進んで、まちづくりに一歩自分も参加していく。言ってみれば、今度町にできた政策推進係でしたっけ、いろいろな政策を練っていく。そういう感じで、要望を言って、それを解決、地域の課題であったり、そういうものを解決するために政策を練り上げていくのを、一緒に町と共にやっていけるような、そんな仕組みがあったらいいのかなというふうに思いました。

要望や意見を言う、返事をもらうというだけだと、なかなかやはり、自分に関係する要望だけ声を上げるだけで、町全体のことに対する意識というのが、なかなか向かなくなってくるのかなというふうにも考えたりもしました。なので、これ、代表で新城市の若者議会を取り上げましたが、町民の皆さんと一緒に、いろいろな政策や課題解決に向けていろいろ考えていけるような、そういう仕組みが大事なのではないかなというふうに思って質問をさせていただきました。それが行政と住民との協働のまちづくりにつながっていくと思います。

また、総務省における自治体戦略2040構想では、行政が新たな公・共・私相互間の協力関

係を構築するプラットフォーム・ビルダーに転換することが求められています。これは、公・共・私の中の新しい協力関係を構築する土台や場であるプラットフォームをつくるビルダー、役割を行政が持つていくという考え方ですが、こうした果たすべきとされる役割に対する町のお考えというか、現状どうなのか。また、これからそういうふうに、プラットフォーム・ビルダーとして、どういうふうに町は対応していくのかという取組などの考えがありましたら、改めてお示しをいただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

政策の練り上げの段階で、町民も一緒に入ってくるという話ではありますが、今ちょうど、まちづくりの指針というのを今年中につくろうかという話があって、まちづくりの指針というのは幅広いですね。例えば地区でいえば、東伊豆は大川から始まって、稲取まで各地区があって、観光地として、観光地の中で温泉街といっても、ぱっと考えただけでも熱川と稲取があって、それぞれのまちづくりが、またちょっと変わってくるのではないかなという話の中で、幾つかって結構な数なんですけれども、テーマを分けさせていただいて、それぞれのテーマごとに会議体というか、今、そういう会をつくらせていただいております。つくり始めました。

基本的な考え方としたら、行政だけではアイデアもマンパワーも足りないので、当然、町民、民間の皆さんの御意見もそこに入れていくという基本的なスタンスが既にありますので、それに基づいて、今、組織体を既につくって、その議論を始めたところでもあります。

公・共・私のプラットフォームについては、何か近いものがだんだんできてきているのではないかなというふうに、役場としての考えもあるし、町民の考え方もあるし、場合によれば、ほかから来ていただいて、違う考え方をそこに入れていただくということも必要な場合もありますし、そういうことをそれぞれのパーツでやりながら、一つの指針にまとめていきたいなというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

一応そういう会議体をつくって進めていっているということで、よかったなというふうに思います。

町が抱える課題というのは、これから介護の問題もそうですし、少子化の問題もそうですし、本当に様々な分野で、またケースがいろいろ、それぞれに違ってきている中で、この体制の中で、住民サービスを低下させないように維持していくというのは厳しいことだと思います。私たち町民側のほうでも、やはりいつまでもお客さん気分だと、そこに対して不満が出るばかりになってしまう。自分たちの町を自分たちでどうしていくのかという視点というのは、本当にこれから大事になってくるし、また、では自分にできることは、その中で何があるのかと考えていく感覚というか、そういう物の見方というのは本当に大切だと思います。

そういう会議体をつくっていくことによって、また、その人たちが核となって、そういう考え方が浸透してくるといいなと思いますし、また、この後に移動支援の話も出ますけれども、いろいろな場面、場面で担い手不足が言われています。例えば、各地域で活躍して下さっている民生委員さんなんかにも本当に成り手がなくて、次の方を探すのが大変だという声がよく聞こえます。そこら辺もやはり、誰かそこに関係する人がやればいいという形ではなくて、それぞれの地域の課題を、ではそれぞれでどうしていくんだというのを、町からの受け身でなく、自分たちも考えていけるような、そういう土壌をつくっていくために、今、各地域でそれぞれの会議体をつくって進めていくということで、それが浸透して広がってけばいいなというふうに思います。

また、今回、特に介護とか介護予防とか、そちらのほうで担い手不足というのは強く感じているところではありますけれども、そこら辺もしっかりと併せて進めていただきたいと思えますし、また、町民の方々の意識を変えていくというのは本当に大変なことで、少しずつあると思うんですけれども、またどういう形で、そういう意識が変わるような仕組みづくりとか、きっかけづくりとなるような仕組みをつくっていただけたらなというふうに思いますけれども、そこら辺は、ほかには何か、町長として考えていらっしゃることで、あったらよろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 意識を変えるためのやり方というよりも、これからまちづくりをどうしていこうかというところの考え方で、ちょっと質問と違うかもしれないんですけれども、行政は行政で一生懸命やるんですけれども、いかにせん人材、マンパワー不足というのは否めない。ただ、それでできないというわけにもいかないというところの中で、やはり町全体が全ての課題に対して、それぞれ町民お一人お一人がやれるところをやっていただくこと

によって、少しでも乗り越えなければいけないハードルというのが低くなっていくのかなという認識であります。

簡単な話で言うと、道路から生えている草木の伐採とか、町がやらなければいけないところも確かにあるんですけども、様々な制約条件でなかなか進まないところにおいては、既にボランティア的なところでやっていただいていると。そういうのは大変感謝をしつつ、町民全体がそれをやる、多少やっていただけると、またそれもいいのかと思いますし、子育てにしても、町民全体が温かい目で子供たちを見るとか、そういうような町民全体の政治というところをやれると、多難な将来が待っているかもしれませんが、何とか乗り越えることができるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、高齢者移動支援サービス事業ついてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 次に、高齢者移動支援サービス事業についてを伺います。

町は、外出に困難を抱える高齢者の移動支援サービス事業「支えあう東伊豆」を昨年末から行っているが、満足度向上のため、次の点を伺う。

- 1、現在までの利用者数とサービス提供者数は。
- 2、利用できる行き先が限定されているが、この先広げていく考えは。
- 3、利用条件等により利用を諦めている方もいるが、そのような声は届いているか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

第2問の答弁を行わせていただきます。

まず最初に、高齢者移動支援サービスの中で、現在までの利用者数とサービス提供者数、そのバランスも含めてだと思っておりますけれども、まず、令和4年度の利用件数は69名、延べ103名の方が高齢者移動支援サービス事業を利用されました。また、サービスを提供する支援者については、現在9名の方が登録をしておりますが、実際に活動されている方は8名というふうになっております。

また、2番目でありますけれども、利用できる行き先が限定されているということで、この先、行き先を広げていく可能性はあるのかということでございますが、この事業は、介護保険制度における地域支援事業の中の包括的支援事業に位置づけられておりまして、生活支援サービスの一環として行われておりまして、社会福祉協議会に委託をして、事業を今進めているということでございます。

高齢者移動支援サービス事業の変遷について、少し触れさせていただくと、令和4年4月にこの事業がスタートしましたが、スタート当初は、奈良本サロンの送迎のみに限定して実施されました。同年8月からは、大川・北川地区を新たに事業対象エリアに追加し、また、これまでサロンに限られていた行き先に、新たに町や社会福祉協議会が主催する各種教室、またはカフェ、健康診断、あとは買物、ただし、町内で買物をする場合ということなのですが、などを今、追加したところでございます。

同年12月からは、さらに片瀬・白田地区を事業対象エリアに追加し、本年、令和5年2月からは、稲取地区を新たに事業の対象エリアとして追加をさせていただいたところです。このように、事業の対象及び行き先を順次追加している段階であります。

一方で、本事業の事業規模がまだ定まっていないこと、また、事業を支えるサービス提供者が8名と限られていることから、今後行き先を広げるかどうかというのは、これからの推移を見て判断をさせていただければというふうに思っております。

続きまして、利用条件等により利用を諦めている方がいるということでございますが、そのような声は届いているのかというお話であります。

2点目で申し上げましたとおり、利用できる行き先については、範囲が限定されていることから、利用条件に当てはまらない駅や病院への送迎を求める声があったことは聞き及んでおります。また、予約期間が1週間前であることの不便さについても、そんな御意見が出ているのも存じ上げております。

予約の件については、事業開始から1年が経過し、委託先の社会福祉協議会が事務の執行に慣れてきたことも踏まえまして、今後の対応を修正できるかどうかも含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

移動支援については、1年前に私、ちょうど昨年の6月議会で、移動支援事業については質問をさせていただきました。やはり運転ボランティアさんの担い手の不足が、そのときも深刻だなというふうに感じまして、それを質問したんですけれども、当時の課長から、そのとき開催されたセミナーに20名ほどが申し込んでいたので、そこから広げていきたいという御答弁をいただきました。

実際、では、その20名参加したセミナーの中から、当時何人ぐらいの担い手が、セミナーは受講するんだけど、運転手さんになるというところまでなかなかいかないんですね。その20名のセミナーのうち何人ぐらい、新しく運転手さんとして誕生したのか、そこら辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） セミナーに参加され、その後、運転手、ボランティアになった方は5名ございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

では、そのときに5名新しくなって、今現在が8名ということで、本当に少ない8名の中で回しているという感じでしょうかね。

本当にやっていて、最近依頼のほうも急遽増えてきています。一昨日12日に、今度こういう依頼がありました、運転士さん、行ける方いますかというのを、グループのLINEのほうで連絡のやり取りをしているんですけれども、一昨日来た依頼では、16日が3件、20日が4件、21日が3件、22日が2件、30日が1件という非常に多くの依頼がありました。これ、たまたま今、健診が始まった時期でもありますので、その影響もあると思うんですね。

ただし、利用者が使う頻度が多くなったということで、目にする方も増えて、これから、では私も使ってみようかしらという人が増えてくる可能性もありますし、また、これから介護予防事業とか各種健康教室、また、教育委員会でも何かお教室が始まるということで、そこら辺の利用者さんで、やはり使いたいという人は増えてくるのではないかなというふうに思います。

ここの担い手の部分をしっかりと増やしていかないと、本当にこれから、そういう要望に対応し切れなくなってしまう危機感というのを感じています。実際、その前のときの依頼の

中でも、どうしても見つからずにお断りしたケースもあります。本当に、高齢者の外出を促して、健康寿命の延伸ということでやっている移動支援でありますけれども、やはり対応し切れない件数がちょこちょこ出てきてしまうと、使うほうも何となく、やめておこうかなというふうになってしまうと困るので、せっかく利用者が相当増えてきている状態の中で、もっともっと、外に出づらかった高齢者の方に外出の機会が増えていってほしいなというふうに思うので、そこら辺の運転手の担い手の広げ方というか、どういうふうにしていくかというのは、もっと真剣に考えていかなければいけないなというふうに思うんですけれども、今後そのような担い手の推進というか拡大については、どのようにお考えかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

何度か同じような趣旨の御質問をいただいていたかと思えます。担い手、当時も本当にボランティアドライバーがないという話も伺っていて、その問題意識もある中で、確かに高齢者移動支援というところは、成果としては非常に、今まで欲しかったところを実現していただいている、制度的にはですね。例えばドア・ツー・ドアであったり、非常に使い勝手がいいところも実はあるという中なんですけど、先ほどお話ししたように、予約時期が1週間前であるということも、ちょっと懸念事項だと。

それに加えて、一番問題なのが、やはりドライバー不足ということもあったので、今回、ノッカルを考えさせていただいたのは、まさにそこを補完したいという思いの中で、ノッカルというやり方を少し入れさせていただければと思っております。

ノッカルも100%ではありません。乗降場所が、今のところですけども、停留所というのを幾つかつくって、そこを回るというような形になると思えますけれども、ただ、圧倒的に違うところがあって、それは何かというと、結局、先ほどもお話ししたように、人口減の中で労働力が少なくなってきたところをクリアするには、さっきから繰り返しになりますけれども、シェアリングと平準化と、そしてDX、これを入れることによって乗り越えられる。それをまさに公共交通に移し替えていうと、まさに究極のシェアリング、つまり車の運転免許証を持っている方が、それぞれが全員でシェアをしていくというスキームを入れられる可能性があるということです。

限られたボランティアの方を頼りにするのではなくて、先ほど、全員野球ではないですけども、町民全員で物事をクリアしていく、解決に向けて取り組んでいくことが大変重要だ

というお話をした中で、まさにその基本的な考え方に基づいて、ノッカルという制度を入れさせていただいて、これ恐らく、いろいろ見ながら、状況を変えていかなければいけないと思います。移動支援のいいところ、悪いところ、ノッカルのいいところ、悪いところ、それぞれを出し合って、さらにそれをうまく一緒にしていって、より町民が使い勝手のいい交通体系というのをつくっていくというのが、今のところの目標であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

基幹交通である電車とかバス、また、生活交通ですね、例えばノッカルとかも、そういうふうになってくると思います。あとは、今の高齢者の移動支援のような福祉交通、それぞれがどうすみ分けながら、どう協力し合いながら、町民の方に切れ目のない交通サービスを提供していくかという、非常にこれ、大変だなというふうには思うんですけども、この仕組みが出来上がると、本当に移動しやすい、外出しやすい、それは足の悪い高齢者もそうだし、一般の町民の方もそうだし、うまくこれが回っていくようなシステムができるといいよなというふうには思います。

先ほどからお話に出ているノッカルですけども、これは、公共交通の話になってしまうんですが、町民の方が、では自分、これから買物に行くけれども、乗りたい人いますか、一緒にどうぞという、乗り合いのような形で進めていくような形だと思うんです。

高齢者の移動支援については、本当に足が悪くて、バス停が結構何か所にもできるようではありますけれども、そこまで行くのも大変だという方たちが対象になっています。なので、どれか一つに力を入れてということよりも、一つ一つの持つ役割分担を明確にして考えていくのかなというふうには思うんですけども、違いますか。そこら辺、町長の考えを伺えたらなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） いろいろな考え方があるのかもしれないんですけども、今までの経験上、今考えているのは、役割分担、すみ分けという世界ではなくて、共有、シェアリングの世界。それぞれ同じようなものが2個も3個も必要なくなって、それを維持するだけの人がいないので、なので、共有して、シェアリングをして、例えば一つにある程度まとめたとしたら、それがちゃんと維持できるようなところに注視をするというのがこれからのやり方

だと、私はちょっと思っております。

なので、いろいろな移動手段があるとは思いますが、それが本来ならば、確かにそれぞれが全部あって、使い勝手がいいというのがいいんですけれども、それは多分、昭和の時代の話。令和になって、これだけ人が減ってきて、労働力も2040年にかなり厳しいことになると言われている中で、どうするかというのは、そろそろ真面目に考えて、理想を言えば切りがない。でも、やれるところで、どれだけ町民の幸福度を上げていくかということも考えなければいけないのかなというふうに、ちょっと思っております。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

シェアリングということについては、私も理解しているつもりではあります。でも、現実には、本当に動けない、お家から出るのが大変な高齢者もいっぱいいるので、そこら辺も絡めて考えていったほうがいいのではないかなというふうにも思いました。

本当に人がいなくなってきて、労働力というか担い手がなくなっていく中で、サービスを提供できるようにするにはどうしたらいいかという、あっちもこっちもではなくて、一つにまとめていく、できる人がいろいろなシェアリングをしながらということなんですけれども、現実にノッカルだったりとか、地域公共交通を今進めている中で、明日出かけるのも大変だという方がいらっしゃる中で、やはり今できる移動支援の部分については、ちょっと力を、公共交通が整うまでというか、力を入れていただけたら、ありがたいなというふうにも考えたりもします。

また、国のほうも地域公共交通を活性化させるために、法改正を何回かしていますね。2020年に改正地域公共交通活性化再生法というのが施行されて、その中では、スクールバスや民間の送迎バス、自家用有償旅客運送、また、貨物混載等の地域における輸送資源を総動員して、地域の移動手段を確保することが掲げられています。

また、その分野は国交省のほうですけれども、厚生労働省のほうでも、介護予防・日常生活支援総合事業という新たな事業の中では、訪問型サービスDに分類されて、一定の条件を満たせば、市町村が介護保険事業の財源から、介護福祉事務所だったりNPO、また自治会などに補助金を交付することができるようになりました。出かけられない、出かけるのが大変な高齢者という意味では、そっちの訪問型サービスのDを使うというのも一つの手なのかなというふうには思います。

本当にこれ、財源が、市町村が介護保険の中から出さなければいけないという部分で、なかなか進めるところはないようではありますけれども、本当に今、外出支援が始まって、皆さんが使い始めてくれて、うまく回り始めたけれども、担い手でちょっとうまく回り切っていないという部分を、せっかくなので、ちゃんと回れるようにしていただけたらなというふうに思って、この質問をさせていただきました。

また、これから地域公共交通の形なんかも整ってくるにつれて、そこら辺もいい形になってくるのかなというふうには思いますけれども、また住民の足として、先ほど来タクシー、また夜間の交通の質問もありましたけれども、住民があまり不便を感じなくて済むような仕組みをぜひつくっていただけたらなというふうにお願ひして、質問を終了したいと思います。

○議長（笠井政明君） 以上で栗原議員の一般質問を終結します。

この際、14時55分まで休憩とします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（笠井政明君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、選挙の投票率を上げるための施策についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 皆様、こんにちは。

本日最後の一般質問の席に立たせていただきます、新人の山田と申します。勉強不足な点が多く、まだまだこれからですが、町のことを思う気持ちは人一倍のものがあるつもりであります。町民の期待に沿えるよう頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告してあります質問は2問あります。一問一答でお願ひいたします。

初めに、1問目の選挙の投票率を上げるための施策についてです。

直近の令和5年県議選における当町の投票率は37.79%であり、近隣市町に比べ、異常に低い状況にありました。投票率が下がると、民意を反映していると言えなくなるおそれがあり、また、関心を持つ人が減るということは、町政を進めるに当たり、問題が出てくると思っています。

そこで、以下の点について伺う。

1点目、当町の投票率の向上に対する啓発運動等はあるか。

2点目、ポスターの掲示場所は、何年前から現在の場所になっているか。また、掲示場所の見直しは考えているか。

3点目、買物などをする際に期日前投票ができる移動投票所を導入する考えはあるか。

以上3点を伺います。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田議員の初質問にお答えをいたします。

当町の投票率の向上に対する啓発運動等はあるかということで、恐らく山田議員の日頃の問題意識を基に、この質問を考えられたのではないかなと思いました。

ただ、ちょっと選挙に関する事務ということでありまして、細かい話をすると、選挙管理委員会の管理のところということで、選挙管理委員会に確認した内容をお話しするという事になってしまうと思います。ただ、その後、追加の何か御質問等があれば、それなりにアドリブでお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、投票率向上に対する啓発運動として、常時啓発と選挙時啓発を行っているということでございます。

常時啓発として、毎年、町民の皆様の意識向上につながることを目的に、明るい選挙の啓発標語を募集し、推奨作品を選出し、表彰を行っているというふうに聞きました。推奨作品は、選挙啓発ウエットティッシュや新聞の折り込みの選挙のお知らせ等の選挙啓発時に使用しているということでございます。

選挙権を得る若い世代に対する啓発運動として、稲取高校の2年生を対象に出前授業、内容は講義をやったり、選挙クイズや模擬選挙等を行っているということでございますが、そんなことを行っていると。また、旧成人式である20歳参加者に選挙啓発パンフレットを配布

しているということでございます。

2問目の質問でございますが、ポスターの掲示場所は何年前から現在の場所になっているか、また、見直しはどうかというお話であります。現在のポスター掲示場所は、令和3年に1か所、稲取郵便局の来客用駐車場の向かいガードレールに変更した事例があるが、それ以外の掲示場所55か所については、平成9年度の静岡県知事選挙時からずっとそのままということでございます。

ポスター掲示場所数は、投票区ごとに選挙人名簿、登録者数及び面積に応じて決まっております。また、ポスター掲示については、民間の方の土地をお借りしている場所があるということで、これ15か所ではありますが、設置には民間の皆さんの協力が必要ということでございます。

掲示場所の見直しについては、設置場所の確保、私有地であれば、所有者の承諾ということが必要になってくるということでございます。現在の掲示場所からの撤去という課題がある、これは地元との協議もしなければいけないということでもあります。

3問目のお答えですが、買物などをする際に期日前投票ができる移動投票所ということですが、現在、東伊豆町では、期日前投票所として、東伊豆町役場と町立図書館の2か所を設置させていただいております。県内の町レベルの状況では、複数の期日前投票所を設置かつ選挙期間全ての日で受付をしているのは、実は東伊豆町と川根本町のみであります。

令和元年度より、期日前投票システムを導入しました。これにより、事務の負担軽減が図られております。新たに期日前投票所を開設するためには、投票所の確保とともにシステムのネットワーク環境整備、これは工事が必要になってくるということでもあります。

また、事務従事者、投票管理者、投票立会人、合計5名を確保する必要があるということ、移動投票所を設けるに当たっては、ネットワーク整備のための財政負担、また、現在の町立図書館の投票日の設定、例えば新たに設ける投票所と重複しないようにとか、いろいろ検討しなければいけないことがどうもありそうです。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） どうもありがとうございました。

ここ最近の国政、県政の投票率は、近隣の1市4町と比べると、大体1割前後、差が多いときだと1割以上の差があります。私が今回の、この何年かの投票率を見る限り、多分うち

の町は、リゾートマンションが多かったり、主産業である観光業が多いために、ホテルの従業員等に住所を移してくれた方々が多いという面で、私、二、三軒マンションを実は回りにまわって、聞いてみたところ、確かにと思うようなことを言われまして、候補者の名前すら分からない、候補者の顔写真も分からない。確かに告示になって、街頭で演説するなりポスターが貼られて、それから初めて分かる。しかし、この人が近所の人なのか、はたまた稲取地区の人なのか、そういった面があるから、実際には投票に向けて、管理組合とかが行きましようねとか、町のほうの方もいらしてくれて、例えば広報ひがしいずだったり、いろいろなものを置いていく際に、声をかけてくれるらしいんですけども、実際にはそういう状況があると。確かにそうなんだろうなということを思いました。

そこで、私なりの解決策をちょっと考えてみまして、町には今、マイクロバスとかいろいろありまして、イベントのときには、町のほうも協力して、出してもらっているのを見かけます。そういったバスを使った循環バスを投票所に向けて走らせるとか、それは一日中走らせるのではなくて、ちゃんと知らしめて、何時と何時には循環バスが走っていますというような提案をしたらどうかなと思ったり、今、町のほうで、私も登録してありますけれども、LINEでいろいろなことが流れてきますけれども、そのLINEに、私もちょっと素人なもので、選挙管理委員会の細かいことは分かりませんが、ポスターの掲示板の写真だったり、告示日には、せめて顔とか分かるようなことをやったら駄目なのか、その辺も分からない中で、ちょっと提案させてもらって失礼なんですけれども、そういうことができるのか聞いてみたいなと思って。

これは、今日答えが出るものでなくて結構ですので、すみません、ひとつ、御意見というか、いかがでしょうかという中で教えてください。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 選挙に関わることですので、後々誤解が生じないように、しっかりと確認をした中で正確に回答させていただきたいと思いますので、ポスターの顔写真の掲載については、後日回答させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、巡回バスですか、それにつきましても、私が即答しかねますので、ちょっと選挙管理委員会のほうに相談させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） すみません、初めての登壇から、この場で答えられない質問ばかりに

なりまして、結局は、私からの提案という形に1問目はなってしまうのですが、まず、ありがとうございました。この先また、選挙管理委員会のほうで検討していただければ、ありがたいなと思っております。

実は私、今回無投票になりました関係で、1日目の選挙活動しかしていないんですが、選挙活動している中で、稲取地区で街頭演説をしました。そのときに小学生が、女子の児童だったと思いますけれども、2人ちょうど歩いてきまして、立ち止まってしまって、私の話を聞くために来た人がちょうど歩道を塞いでいたのかなと思って、その子たちに話しかけに行きまして、ごめんね、すぐ通すからねと言ったら、その子たちが何か、勉強のために来ましたと、2人で演説を聞きに来ましたと言われてしまいまして、私もびっくり、周りの聞きに来た人もびっくりで、こんな子たちがいるうちの町ってすごいなと、ちょっと感心させられて、こんなことが授業で行われているのか、分からないところがありますけれども、実は中学生になると、公民という授業で政治の勉強をしていると聞いております。

私が調べた中では、静岡県選挙管理委員会から「中学生のための選挙ガイド」という冊子も出ていますので、答弁を求めたわけではないんですけれども、教育長、こういった中学生になると、政治の勉強もできたりして、みんなで町のことを考えられる体制になってくれれば、投票率を上げたいというのは、私の中ではあくまでもサブタイトルのようなものでして、みんなで町政というか、町のことを考えられる体制ができてくるのではないかということで、今回質問させていただいていますので、それは答弁求めないほうがいいんですかね。分かりました。ありがとうございます。

今回の1問目の質問は、ちょっと答弁を求めるような……

(「議長、町長」の声あり)

○1番(山田豪彦君) ありがとうございます。一度座ります。

○議長(笠井政明君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) せっかくなので。

選挙制度については、確かにちょっと触れられないというところがあるんですけども、皆で町のことを考えるということについて、個人的に思っていることを少し。

今、町長としていろいろな施策を進めている上で、全く同じ感覚を持っています。みんな、それは子供たちだけではないんですけれども、皆さんが東伊豆の将来をしっかりと考えて、そして、考えた次に行動に移すという、そういうことができて初めて、この町は維持できるというか、次の世代に渡せるのではないかなと思っておりますので、山田豪彦議員の言われ

ていることは大変よく分かると思います。

誰かが言っていましたけれども、子供たちという切り口でいうと、大人が自分のふるさとをよく言わないまちに、子供が自分のふるさとに誇りを持つはずがないと言っている方がいて、まさにそうだと思います。大人の私たちとしては、子供たちに対して、自分たちのふるさとに対して、愛着と思いをしっかりと日頃から伝えることによって、それが政治に対する意識にもつながってくるのかもしれないと思いました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 町長、ありがとうございます。お答えいただいて、私もこの質問を出した甲斐があったなど、うれしく思っております。

最後に、先ほどの移動投票所の件、せっかく私も質問するに当たって、いろいろお勉強させていただきましたので、ちょっと参考までに言っておきたいと思います。

総務省から平成29年3月に、投票環境向上に向けた取組事例が出ております。結構な事例が出ていますけれども、私が目に留めたのは、その中から、当町の人口とほぼ近い環境で、長野県にあります高森町というところの取組が記載されておりました。商業施設に期日前投票所を設置した結果、平成23年の県議選10.76%から平成27年県議選では18.36%に向上したこともあって、さらに、もうちょっと頑張ってみようという機運になったそうです。

選挙当日における投票外投票という投票所を設けて、自ら希望する投票所に行けるということをやっている町がありました。

確かに、先ほど町長が言っていらっしゃいましたが、コストもかかります。ただ、そういうことにチャレンジすることによって、補助制度もあるということが書いてありました。実際に、最近の高森町の議会とか選挙のところを見ましたら、全体の投票数の投票率、商業施設の投票率が、全体の投票の4分の1になっていると書いてありました。

確かに、投票率を上げるばかりが町の活性化につながるわけではないので、あれなんですけれども、一応そういう取組があったというのを、また選挙管理委員会のほうでも分かっていたら、ありがたいなと思っております。

最後に聞かせていただいて、私の1問目を終わりたいと思いますけれども、よろしければ。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） せっかくですので、学校での取組ということで、自分は中学校にい

たもので、熱川中学校でも稲取中学校でも生徒会選挙というのがあって、そのときに役場から、ジュラルミンの投票ボックスというのかな、と書くやつ、そういう機材を借りまして、本物の投票のような形でやらせてもらっています。もう10年以上前からやっているかな。そんな形で、選挙の実際の投票を体験するという形で、そういう意識を高めようなんていうこととの取組は、10年以上前からやっております。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 先ほど、期日前投票所の先進的な取組ということで、高森町ですか、御紹介いただきましたが、県内の状況をちょっとお知らせさせていただきたいと思いますが、県内におきましては、浜松市で2か所、三島で1か所、富士宮、富士でそれぞれ1か所、近隣ですと1か所、皆さん御承知かと思いますが、ショッピングモールのデュオですかね、そちらのほうで、計6か所で設置をされているということで、確かに選挙日当日の投票率と期日前投票率を比較しますと、ほぼ半分半分ぐらいの割合になっておりますので、期日前投票の投票機会を増やすということは、大変重要なことだなというふうに思っています。

ただ、うちの期日前投票所の役場と買物に行く場所が、割と近いかなという、そんな状況もありますので、これからちょっとその辺も検討はさせていただきたいと思います。

それから、先ほど、LINEとかで候補者の名前を紹介するという提案があったんですが、選挙が近づきますと選挙公報で、新聞折り込みで、皆さんのほうに顔写真付の候補者の一覧が配られるかと思いますが。それから、たしか平成23年から、候補者と政党によるインターネットを使った、メールを使った選挙活動も解禁されておりますので、そういったことで候補者の方の紹介も、それぞれの取組になろうかと思いますが、そういった若者の投票に関心を呼ぶような法改正もされておりますので、一応紹介させていただきます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、移住者への対応についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 次に、2問目の移住者への対応についてです。

人口減少、少子高齢化は全国共通の課題であり、町長が選挙公約に挙げていました人口の増加や維持の観点から何うものであります。

当町の基幹産業であるホテル・旅館の従業員は、二、三年での離職が多いと関係者から聞いております。昨年、たしか旅館組合が、町内のホテル・旅館の従業員の交流を図るために

バーベキューパーティーを実施したと聞いたが、町内の若者やマンション等の移住者も含めて、町が中心となって3か月に一度程度の交流イベントを実施してはどうか。

1点目、町の名所巡りや一次産業の現場、名産品の加工所などを町民が案内して、町の良さや休みの過ごし方を提案してはどうか。

2点目、商工会などと連携して、飲食店などの割引券を発行してはどうかの2点を伺います。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、御答弁申し上げます。

まず、町の名所巡りや一次産業の現場、名産品の加工所などを町民が案内して、町の良さや休みの過ごし方を提案してはどうかということですが、ホテル・旅館の若手従業員の離職問題については、町としても以前より問題意識を持っております。よく3年ぐらい経つとというお話があるかと思えます。

旅館組合の交流イベントは、2017年から開催をしております、当初から町も協力しておりますが、現在では、町、商工会、観光協会、農協、漁協から構成される産業団体連絡会として協力しております。

交流イベントは、バーベキューなどの懇親会を行うだけでなく、昨年の場合だと、参加者がグループに分かれて、町内の様々な職業や立場の人の話を聞き、意見交換などを行うなど、山田議員の御提案の趣旨にかなり近い内容ということを少しやらせていただいております。運営は、元地域おこし協力隊の荒武さんが担っておりますが、非常にすばらしい取組だと思っております。

このように、現在すばらしい取組が行われておりました、今年度も実施予定であることから、町は引き続き協力をしながら、民間の皆さんの動きを見守っていきたいというふうに思っております。

そして、2番目、商工会などと連携して、飲食店などの割引券の発行をということでございますが、商工会と連携して、飲食店などの割引券を移住者に対して発行することは、仕組みとしては可能であると思えます。町内には多くの移住者がいることから、対象者、期間、費用負担、継続可能性などについて、このあたりは少し検討が必要ではないかなと思えます。

交流会に参加した若者が後日、再度集まるきっかけにすることを目的に、割引券を発行し

て交流を促すことは可能であると考えますが、いずれにしても、費用負担や仕組みづくりなどについて、商工会を交えて検討する必要があるとは思いますが。

クーポンや割引券などを使って、ホテル・旅館の従業員の皆さんを応援するというのは、一つの考え方だとは思いますが、個人的には、多分、ふるさとから離れてではないですけれども、こちらに来て、こちらのホテル・旅館で働いている皆さんが少しでも過ごしやすいまちづくり、気の置ける仲間が増えるとか、安心してくつろげる場所があるとか、そういうところも、一緒にまちづくりとして取り組むことも必要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

確かに、この質問を出した後に、私もいろいろ調べて、企画課長のところにもちょっと顔を出したりしましたけれども、実際に、既にいろいろなイベントを町のほうでやってくれているんだと、今回この質問を出したことによって、自分もいい勉強になったことと、あと、町の職員の皆さんも、商工業だけでなく、いろいろな提案をしてくれているんだと、知らなかったことも大変失礼だったと、反省をしたところであります。

ただ、今町長が答弁してくれた内容の中に、私、ちょっと隠れてしまっているところが、言い方の問題だと思うんですけれども、地元の若者とかという言葉も入れてありまして、観光の従業員とか特化したところの人たちのためにというよりは、商店街の活性化とか、そういう意味も含めまして、そんな大きな割引率のあるものを提案しようと思ったわけではなくて、例えば3%とか何%、例えば1か月に飲食店やお土産屋さん、そういうところで売り上げるのが、1億円あったとしても300万円ぐらいで済むとか、計算が違うかな、そんなもので済むような何かといたら、飲食店もにぎやかになったり、そして、ホテル従業員や地元の若い人、そしてマンションの移住者、要は東伊豆町の住民だよと証明できるものを出して、住民みんなが多少の割引を得られるような活性化策ができないかなと。

特定した人にやると、また難しい面がありますので、お金のかかることですから、財政が潤沢ではないと私も思っていますので、またこういうことも検討していただければと、すみません、かすかな望みも込めまして、もう一度お答えをお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） これ、言い方が非常に難しいところがあるんですけども、補助金とか、いろいろなクーポンとか割引の何か、町の支援策というのは、確かに状況に応じては非常に効果的で、困っている方々を救うという側面はあると思います。

一方で、それに慣れてしまうと、本来やるべきことの活力が失われるというか、そういうところがあるので、何でもかんでもクーポンとか、何でもかんでも補助という発想はやめたほうがいいのではないかなと。しかるべきときに、必要なときに的確なタイミングで的確な規模をやるということ、昨年から今年にかけて、燃油高騰で、商工会の皆様方に対する支援というのをかなりの規模でやらせていただきました。

そういう必要なときに必要なものをやるということは大事だと思っております、多分これからいろいろな政策を考えていく上で、いろいろなアイデアが出てきて、いろいろな優先順位が出てくると思うんですけども、そこはしっかりと優先順位を決めながら、優先順位の高いものからしっかりと手を打っていくということが重要なのかなと、ちょっと思った次第です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

そういえば、先ほども町長おっしゃっていたのを思い出しました。午前中の答弁の中にも、ただ出せばいいというものではなくて、自分たちの努力をまずはしてから、それから、本当に必要なときに出すのが補助だったというのを言われて、確かになと私も思っております。

また、そんな中で、今回のいろいろなイベントなり企画をされているという中で、いろいろなイベントがあると思いますけれども、例えばバーベキュー、去年やったというイベントは、どのくらいの参加人数があったとか、それは荒武君が企画したイベントですから、町のほうはそこまで把握できていないのか、ざっくりで結構ですので、何人ぐらいイベントに参加してくれたのか、分かれば教えてください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 若者を対象にしたイベントということで、2017年に開始されて、同期会が5回行われたということで、宿泊を伴う新人研修が3回ということで、昨年度の参加者ということだけでいうと、56名ということになっているということでございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

バーベキューとか、飲食を兼ねた交流イベントとしては、かなりの人数が集まったんだなと思いました。このイベント等を企画しているのが、地域おこし協力隊だった彼が起こしているということは分かりました。

そんな中で、やはり私もちょっと、ホテルのほうに出入りする仕事が多い関係で、若い従業員に、こういうことがあったもので、いろいろな話をする機会がありまして、聞いてみたんですが、実際には、よく町長が言っておりますが、できなかった理由をやはり言うんですよ。だから、できる理由を考えるという方向に持っていけないかなと思った中で、ちょっと私が、一次産業、農業に関しては、私の地域は農業が盛んな入谷地区ということで、若い従業員たちに、カーネーション農家は母の日が終わると、次のカーネーションを作るために抜いてしまうんだよ、抜くときには咲いている花も全部捨ててしまわなければならない。イチゴ農家も、次の年のイチゴを取るために、新しい苗を植え付ける土壌を作るために、最後は実がなっても抜かなければならない。えーっということ、そういう収穫体験とか、まだ農家の了解を得たわけではありませんが、イチゴに関しては、取ったイチゴをジャムにして食べる体験だったり、そういうことができたら参加してみたいと、ちょっと聞いてみたところ、それは行ってみたいですよ。

ですから、1日限定だと、多分お休みの関係とか、そういったことで出られない人も出てくるので、今後またそういったことも、これは一次産業だけに限らず、私の知っている先輩のお菓子屋さんとかも、お菓子を作るときに切れ端は使えないから持っていかとかと言われたこともありますし、いろいろな名産品のところ、そういうのを見て、従業員の方たちが観光客にそれを教えてあげるとのことだけでも、この地域の産業が分かったり、この地域の良さが分かたりするのではないかなと思いました。

それで、企画の段階からの話なんですけれども、企画も、こちらが企画したものに参加しませんかというよりも、先ほどから私も町長も、同じ考えのようでありたいんですが、企画の段階から地元の若者も入れたり、ホテル・旅館の従業員の代表、多分休みの関係で出られない人が多くなるので、割と多めにそういう従業員の方を入れたり、マンションの方も、やはり地元のそういうのに出てみたいという声もゼロではないと聞いておりますので、みんな企画すると、多分企画したときの人間は、面白いから来てみなよと、そういう人たちが、こんな時代ですけれども、1人1人が誘うことによって、そのイベントがもっと大きく膨らんだり、もっと夢のあるイベントになっていくと思います。

私たちも、ずっとイベントとか町おこしに、いろいろな企画をしてきた中で分かったことですけれども、自分たちがつくった企画を投げるだけでは、参加者というか、楽しみが大きくなれないというのを今までも実感しておりましたので、その辺の考えというのはいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

それとちょっと付随するんですけれども、実はホテル・旅館で働いていただいている若手の方というのは、東伊豆町にとって宝だと思っています。というのは、これだけ高齢化、少子化、人口減少が進んでいる中で、かなりの数の若手がここにやってきて、住んで、そして仕事をしているというのは、多分なかなか観光地以外はあり得ない状況。であれば、彼らをしっかりと東伊豆町の一員として、東伊豆町の宝であるというふうな思いで、やはり応援をしてあげなければいけないのかなというふうに思っています。

収穫体験は非常にいいと思います。ここに住んでいるからこそその応援の仕方だと思いますし、ホテルや旅館で働いている方々も、貴重な人生をここで費やしているわけなので、ここに住んでいる限り、充実した毎日を送っていただきたいというのが私の思いです。

ただ、一方で、ホテル・旅館は特殊な仕事環境で、たすき掛けもあるし、よく夜、私も仕事終わりにコンビニに寄ると、10時、11時に寄るときにいるんですよね、若手が。まだ着物を着たままでコンビニに行っているとかという話があったり、あとは直接的に聞いたら、やはり自分で料理をしたいんですけども、自分は仕事終わりで、そういうのを買う場所がないとか、いろいろなニーズがあるので、その辺は行政としても少し考えて、やれるところがないのかなと工夫をしながら、民間企業の皆さんとも連携をしながら、応援していければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

本当に私も宝だなと思って話を聞きました。若い、私としてみれば息子、娘の世代と、仕事の上とかで話をするのはなかなかないので、純粋な気持ちが聞けただけでも、今回また、それもいい勉強になったかなと思っております。

先ほど聞いた企画の段階から絡んでいくのは、確かに、たすき掛けという時間の制約だったり、いろいろなこともありますけれども、若干、議場で言っているのか悪いのか分かりま

せんけれども、嫌らしい気持ちの中で、地元の若者と、そういった町の宝でもあるようなホテル・旅館の従業員の若者の、多分いろいろな考えが融合した結果、町の活性化につながったり、もしかしたら新しい家庭ができたりとか、ちょっと夢があるのではないかなと思って、企画の段階から入ることが非常に大事なのではないかなと私は感じております。

いずれにしても、今回、2点の質問をさせていただきましたけれども、いろいろな方が絡んで東伊豆町というまちづくりに参加していただけたら、多分まだまだ、うちの町も闘っていけると思っておりますので、いろいろな意味で今日は、教育長やら総務課長やら、イレギュラーなところで質問に答えていただきまして、本当にありがたかったなど。次の定例会の一般質問に向けては、もうちょっと勉強して、もうちょっといろいろな話をしていきたいと思えます。

短い時間でしたけれども、私的には、本当に第1回目の質問で、いい経験をさせていただきました。

以上で私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で山田議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

令和5年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年6月15日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

6. 2番 鈴木伸和君

- 1) 白田川橋の対応について
- 2) 危険な空き家等への町の対応について

7. 10番 須佐 衛君

- 1) アフターコロナの観光誘客について
- 2) 景観への取り組みについて
- 3) 支障木の伐採について
- 4) 平和教育の推進について

8. 14番 山田直志君

- 1) 医療充実と健康について
- 2) 町の観光資源について
- 3) 学校統合について

日程第 2 議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第35号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
規約の変更について

日程第 4 議案第36号 東伊豆町道路線の廃止について

日程第 5 議案第37号 東伊豆町道路線の認定について

日程第 6 議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 9 報告第 1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第13 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第14 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第15 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
 日程第16 陳情・要望等の審査について
 日程第17 発議第 2号 議会改革特別委員会の設置について
 日程第18 議員派遣について
 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田豪彦君 | 2番 | 鈴木伸和君 |
| 3番 | 楠山節雄君 | 5番 | 笠井政明君 |
| 6番 | 稲葉義仁君 | 7番 | 栗原京子君 |
| 8番 | 西塚孝男君 | 10番 | 須佐 衛君 |
| 11番 | 村木 脩君 | 13番 | 定居利子君 |
| 14番 | 山田直志君 | | |

欠席議員（1名）

- 12番 内山 慎一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 岩井茂樹君 | 副町長 | 鈴木嘉久君 |
| 教育長 | 横山尋司君 | 総務課長 | 村木善幸君 |
| 防災課長 | 国持健一君 | 企画調整課長 | 森田七徳君 |
| 税務課長 | 木田尚宏君 | 住民福祉課長 | 鈴木尚和君 |
| 健康づくり課長 | 山田義則君 | 健康づくり課参事 | 柴田美保子君 |
| 観光産業課長 | 梅原 巧君 | 建設整備課長 | 村上 則将君 |
| 教育委員会
教育事務局長 | 齋藤和也君 | 水道課長 | 鈴木貞雄君 |
| 水道課技監 | 桑原建美君 | 会計課長 | 正木三郎君 |

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福岡俊裕君 書記 榎原大太君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第2回定例会2日目が成立しましたので、開会します。

なお、12番、内山議員より本定例会を欠席するとの届出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、白田川橋の対応についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、おはようございます。新人議員の鈴木でございます。

初めてここに立って、つい3年ぐらい前まで向こう側でこっちを見て10年近くしゃべったことを考えますと、ここの位置のその責任の重さというのを痛感しているところでございま

す。

これから町長以下当局の皆さんとともに、安全安心の確保、それから、未来に向けてのまちづくりのために微力ではございますが、御尽力、皆さんと協議・検討をしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1問、白田川橋の対応について。

昨年4月1日に全面通行止めとなりました白田川橋につきまして、日常生活に支障を被った片瀬区、白田区の区民の皆さんが署名を添えて、両区長連名で町長と議長宛てに要望書の提出がされました。あれから1年以上をたちますが、いまだに回答が出されておられません。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、検討結果の公表までのスケジュールにおいて、現在の進捗率は何%ぐらいのところにいるのでしょうか。また、公表の時期はいつ頃とお考えでしょうか。

2点目、昨年12月に開催されました町政報告会の中で、翌年3月に両地区区民を対象とした白田川橋についての説明会を開催するとの御発言でしたが、いまだ開催されておられません。なぜ開催されなかったのか、また、その理由をお示しにならないのはどうしてですか。

3点目、本年度の事業に土質調査の業務委託がありますが、その財源内訳と結果の利用目的をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員の初めての質問ということで、誠意をもってお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

御質問の内容白田川橋については、過去の経緯もある中での対応ということで、少し、一から、白紙ベースから進んでいくという話とはちょっと違うという、そんな背景もあるということをご理解いただければと思っておりますが、まず御質問の中で、質問要旨の中で、全面通行止めになり区民が日常生活に支障を被ったという表現がございました。これ大変反省というか、どうしてそういうふうになったかということは考えなければいけないということで、そのような御指摘を踏まえると、次の2点が、2つ問題だったかなというふうに、個人的には今感じております。

まず最初に、白川橋の通行止めに関して、事前に区民の方々にどこまで説明が本当にされていたのかということでもあります。ちょっと私の、ちょっとだけ前の話なので、その経緯

は自分自身がよく分からないというところがあるんですが、いろんな地区の方にも少しお話を聞く限り、少しそれが足りなかったのかなというふうに思っております。その反省に立ち、今後は機会が許す限り情報共有と、地区の方とか意見交換というのをやらなければいけないなというふうに思っております。

そして、もう一つなんですけれども、白田川橋を通行止めにする前に、多分、老朽化、築何十年もたっている橋なので、どこかのタイミングでもうかなり古いよねというような情報共有されているはずで、それに対して何らかの手だてが講じられればよかったのになというふうに少し思っております。

白田川橋が老朽化しているということは、もう何年も前に認識をされていたはずでありまして、なぜ、確か法定点検が令和3年だと思えますけれども、法定点検、国交省の指針に基づいて法定点検をやるんですけれども、その法定点検で通行止めと判定をされるまで、どうしてそのままほったらかしになっていたのかということ。もし通行止めに、そういう判定がくだされる前に何らかの対応が、具体的な対応というのはいろいろあると思うんですけれども、その何らかの対応が図られていたとすれば、今回とは違った結果、つまり、地区の方々に支障を来すことがなかったかもしれないし、支障を来す割合が少なくなったかもしれないということで、その辺り、少し課題というふうに思っております。

そんなことを反省に、今後は課題はなるべく先送りをしないで、やれることはしっかりそのタイミングでやっていくという基本的な姿勢で臨んでいかなければいけないのかなというふうに、今感じているところでございます。

以上を踏まえ、これまでの白田川橋に関わる経緯を説明させていただければと思います。

昭和25年に建設されてから73年が経過をし、老朽化が進んでいた白田川橋ですが、今から2年前の令和3年度に実施された法定点検により、危険な橋であるため緊急に対応しなければいけない状態である。IV判定、つまり、結果的には通行止めということで診断をされ、それを受け、昨年令和4年3月9日に町内の各区長に白田川橋を令和4年4月1日より通行止めにするのが通知をされたと聞いております。

その後、私が町長に着任した後に、白田川橋に関する検討状況を確認をしたところ、工期、工費及び住民への合意形成を図った経緯などの十分な、少しの検討あったのかもしれませんが、十分な検討結果を見つけることができませんでしたので、着任してすぐに工期と工費等について概略検討した結果、事業費は5億円から7億円程度、事業期間は7年から10年程度を要するということが判明をしたところであります。

現時点での問題点は、事業に向けての検討が十分なされていないことだというふうに感じておりました、白田川橋を架け替える際の費用と便益などの情報に関して町民に共有をさせていただき、議論を重ねながら合意形成を図っていきたいというふうには今も考えております。

ちなみに、共有する情報というのは費用や工期だけではなく、東伊豆町の人口が今後どのように変化していくか、特に白田・片瀬地区の人口がどう変化していくかなどの情報も提示しなければならないというふうには考えております。

現状、検討が不十分ですので、検討をしっかりと進めたいと考えております。また、現状の橋には、NTTの管路、光ケーブルが橋に添架をされており、その撤去に1年から2年かかるのではないかとということが、昨年行った積算の中で、工期の検討の中で指摘をされているということもあります。その期間は、橋梁の撤去工事は当然できないということで、その期間も活用して検討を進めれば、どのみちという言い方はあれですけれども、光ファイバーの撤去のために、移設のために撤去自体が手をつけられない時間があるので、そこも活用してやらなきゃいけない検討を少し進めたらどうかと考えているところです。

御質問の検討の進捗ですが、ただいま御説明したように、これから検討を進めるという話でありまして、検討する内容、項目についてもこれから絞ってまいりますので、現時点での進捗をお示しすることは物理的に無理かなという話と、公表時期についても同じ理由で、現時点ではお示しすることがなかなか厳しいのかなというふうには思っております。

1の2番目であります。

町政報告会の中で説明会をやると言ったじゃないかという話ではありますが、白田川橋に関連する事業は、国県町の間で調整をしながら進める事業ということでもありますと同時に、冒頭お話ししましたとおり、ゼロからスタートしたというよりも、過去の経緯もある中での話ということもあるということで、その関係で、3月に実施予定の説明会を延期をさせていただきました。たまたま年度末というのかかって、人事がいろいろ変わったというのも実は、それは当方もあるし、国・県のその辺の人事の変更もあったということも多分少なからず影響しているのかなというふうには少し思っております。

説明については、説明会という形ではありませんけれども、少なくとも既に当該区長の皆さんには、事業の経緯、概略検討、積算の結果等は説明をさせていただいておりますし、今年の5月に町長と語る会、この間やらせていただきましたけれども、白田のまさに地元の保健福祉センターでも行わせていただいて、本事業について質問もありましたので、そこでしっかりと丁寧に説明をさせていただきました。

区民の皆さんへの説明会ということについては、多分これ、予定でありますけれども、来月7月中に開催をさせていただく予定となっております。

3番目の件であります。

土質調査の業務委託があるがその内容は、目的はというお話であります、私ももともと土木屋なんで、少し正確に言葉をちょっと考えたいと思いますので、ちょっと訂正をさせていただきます。土質調査ではなくて地質調査を上げております。土質と地質は用語は似て異なるものでありまして、土質が土の性質を表しているのに関して、地質というのは地盤、岩盤の性質を表すということで若干、多分その捉え方が工学的には違ってくるのかなと思いますので、そこは少し訂正をさせていただきます。

当初予算では、地質調査ということで予算計上させていただきましたが、橋台の形状や大きさを確認するために、本年度は橋台の非破壊検査を行わせていただきたいと思いますと考えております。財源については、国の道路メンテナンス事業補助率55%を活用するという事になっていいると思います。ちなみに、非破壊検査は、橋台の形状を把握し、工事の影響範囲を確認するためのものということでもあります。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございます。

この1点目、2点目につきましては、今回、私の議会への挑戦をする前から地区の役員をやっております、行き会う人がみんないろんなことを、元役場の職員だからということで、技術屋だからということで、このような内容もずっと聞かれてきた内容を盛り込んで、今回質問させていただきましたけれども、今、町長の御答弁の中にありますように、情報の伝達の仕方について非常に認識をしていらっしゃるというのは、今日の一般質問の状況を見た町民の方々もそれなりに町のほうの姿勢というのが、物すごく表れているんじゃないかなというふうに思っています。

私もそちら側にいたときに反省しなきゃいけないんですけども、今、町長が言われるように、今、ゼロベースではなくて平成17年の耐震診断、これによって、当時はまだ定期検査、長寿命化計画という方向がない中で、阪神淡路の大震災の後で、主要路線の橋梁の耐震診断という形で白田川橋を含めて確か3橋やったと思うんですけども、そのときも既に17年にNGが出て、我々の職員の担当のほうからはいろいろ説明したんですけども、なかなか橋

についてのお金の問題とか理解の問題もなく、重量規制だけ、18年に重量規制だけしました。

ただ、そのときも、あの橋を取り巻く両側に建設業者の方、それから病院、いろいろなものがありまして、日々いろんなところへ説明をしに行き、手前どもの自主運行バスも重量規制に引っかかるのでそこを通らないように今検討していますよという中で、説明をしながら回った記憶があります。

ですから、今、町長の答弁にあったように、これから町が今どういうふうを考えて、これの最後の結論を出すんだよというのは、非常に皆さん興味を持たれているところで、実は今回、新聞にこの一般質問の記事が載った後、私も驚いたんですが、奈良本の分譲地の方からも数件、知らない方ですけども電話をいただきまして、その方々もあの橋、生活の中の一部ということで、歯医者さんだったり美容院だったり郵便局もあったりする中で通っていらっしやるという形の報告がありました。

今回、まず一つには結論の出し方というんですか、いろいろ検討されていく中で、最終的に架け替えをする、あるいはしない、これらを当局のほうでいろんな観点からお決めになった中で、議会、あるいは町民にお示しをしていくのか、その途中でパブコメみたいなのは、こういうのはちょっと合わないと思うんですが、その辺のお考えを再度お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 役場サイド、行政サイドで全て決めてしまってから落とすというやり方だと今までと変わらないので、当然、その検討過程の中で町民の関係者の方の御意見を聞いたりとか、こちらの説明をさらにしたりとかというところを重ねながら、結論というか、そういうのを見つけていくという過程になるかと思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

そうしていくと、非常に住民にとっても安心というか、そういう情報はこれから来るんだなということで、もう既に新しい区長のほうには担当課のほうで説明に行かれているということも聞いています。

ただ、この橋梁の事業というのは非常にレアなケースで、なかなか小さな町で新しく橋を架ける、あるいは今まで生活道路の一部となった橋を架け替えるというのは、なかなかエネルギーがいる事業でございまして、当町においても架け替えという経験はないわけですし、

保健福祉センターの前のしらなみ橋、あそこは2径間の橋なんですけれども、あの新設がもう最後だったと思います。

昨日の一般質問の中からありますように、職員のマンパワー不足もそうなんです、もう何年も前から土木の技術者が少ない中で、ましてや橋を経験している職員なんて誠にいないわけで、今回いろんな説明をしていただけるという話の中で、私は個人的に思ったのは、今回いろんなところで、議会に対してでも、住民に対してでも使えるようなフローチャートを作っていて、そのフローチャートの中に、今ここでこういう検討をしているとか、結論はこういう出し方があるよというのも一つの方法かな。橋のことなかなか皆さん御存じないので、橋梁の架け替えをするためには、国交省の外郭団体の技術センターで出しています3つの3要素というのがありまして、延命・交換・補修をしても長くもたないとか、もともともう躯体が今の白田川橋みたいにレベルⅣの状況になっている。それから、もう一つ言われているのが、今、町長が言われるように非常に重要な点で、30年後にこの橋が必要とされるかという項目もあるわけですね。これらについて、やっぱり全国の小さな自治体が、もう50%以上、町内の50%以上が老朽化しているというインフラの橋をどうしようかと、首長さんたちが首をかしげています。

そうした中で、今言うように、この橋をもう今レベルⅣで通行止めにするしかない。もう爆裂していて鉄筋も見えているような桁でもう危ない。ここがスタートになってそのフローを作ってくると、例えば架け替えする場合の下に、今と同等の場合とか、ダウンサイジングをする場合とか、もうそういう形で、何て言うんですか、流れが分かるような形にしてあげると、予算を組む職員の方でも、町の職員でも、これがこういうふうにかかっているんだね。ましてや、町長は当然御承知でしょうけど、川の事業というのは当然、雨季には全然手がつけられませんので、渇水期しかないということで、非常に工期もお金もかかる。これらについても、やっぱりそういうところの中で示してあげると、簡単なフローチャートでもいいんですけれども、そういうものがあつたりするとどうなのかなというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

検討を進めていく上で、こちらサイドとしてもどういう手順で進めていくかというのは一度考えなきゃいけない。当然考えないとできないというふうに思っております、それが議員の御提案のフローチャートに当たるのかもしれないんですけれども、何らかのその何です

か、根拠のあるものについては考えていきたいなというふうに、まず思っているのと、単純に架け替えというだけの話ではなくて、今回、私の個人的な問題意識の中でいうと、当然、白田・片瀬の人たちの人口が減っていくという話は以前どこかでしたかと思えます。そんなことを考えながら、その地区全体の今後のあるべき姿というところも少し皆さんで話をしながら、それに伴ってインフラをどうすべきかという話も同時にするというふうに、そういうふうにしなればいけないのかなというふうに思っています、若干検討自体も幅広になってくる可能性はあるのかなと。

架け替える、架け替えないありきではなくて、ちゃんとその辺の話をして、その地域にとって必要だという結論がもし、当然まちづくりと併せてそのインフラが必要だという答えになるのであれば、それは当然前向きに考えていくということになると思えますし、その辺のまず、いろいろテーブルの上に、いろんな課題とか、みんなで一緒に考えるという、そういう機会をつくっていかうかなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

今まさにおっしゃっていただいたとおりのことを私も考えていまして、今の現状、現場に行かれば分かると思えますけれども、去年通行止めしたままの状況になっています。これから検討されて、架け替えるにしてもよすにしても、今御答弁でありましたNTTの光ファイバーケーブルで手がつけられない状況の中が2年間、それから撤去するにしても工事をするにしても、長い時間あの上まで、あの状態で現状置かなければならないというのは、これはもうしょうがない話ですよ。

その中でやはり考えるのは、もともとあの橋を中心とした、あの辺の左岸、右岸の道路のネットワークが非常に、多分見て分かると思うんですけれども、あんまりセンスのいい設計をされていないのが実情なんです。それはもうたれば言ってもしょうがないんですけれども、左岸側と右岸側で時間の差があって、土地区画整理事業でやられたということがあるので、その辺の影響もあるのかなと私は思っているんですけれども、ただ、今の状況の中で、何年も何年もあの上まで置きますよという状況の中で、もう少し架け替えない場合にも使えると思うんですが、あの辺の道路のネットワークの在り方というんですか、左岸側にしては、例えば国道側からも入れるし、止まっている橋のほうからも左岸側の町道へ入れるんですけれども、幅員がなくて、対面通行ができない。

この間やった指定方向外の公安委員会の看板は取りましたけれども、右岸側のほうにもセンターラインのない道路で、すぐさまTの字になるんですけれども、橋が止まって、一旦停止のラインがいまだに残っていると。ああいう状況の中で、やはり今、町で出している木製のバリケードで白田川橋の通行止めの明示を両側しているんですけれども、それをもう少し、道路管理者がすべき表示の方法、あるいはそういうものというのは、道路法によって多分基準があります。特に道路管理者が交通規制を伴う通行止めのような場合は、何メートル手前に何を出してとか、迂回路の表示を出してとかという、そういうのも少し検討していただいて、例えば特に歩行者ですよ。歩行者のその案内、迂回路、そういうものが、おとといもしらなみ橋から湯ヶ岡赤川橋までぐるっと回ってきたけれども、何も出ていないので、やはりそういうものも含めると、上から下ってくる人が今まであそこを使っていたという、奈良本の先ほどの電話の件もありますけれども、トータル的にやはり長期間あのまま置かなければならないので、少しちゃんとした標識、看板を現地に出してはどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一度現場を担当課と確認をする等やった後に、具体的なやれることを少し考えてもいいのかなと思います。

ただ、何ですか、看板程度の仮設的なものだったら比較的動きが取りやすいと思うんですけれども、道路自体の幅員を広げるとかということになってくると、先ほど言ったまちづくり全体の話と関わっているので、そこはちょっとどうなるかというのは分からないのかなというふうには、思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ぜひちょっと一回り、あのセブンイレブン近辺を回っていただいて、現状の把握というのはいまず一つ必要な。

それで、昨年、要望に我々が来たときに、セニアカーの話ですぐ対応ができるように、左岸側の歩道ののり下げをしたよというふうなお話もしていただいたんですけれども、あのときにしたと思うんですけれども、右岸側のセブンイレブンの前になりますけれども、あれは県の側道橋になりますけれども、そこに段差がまだ全然残っていて、セニアカーの性能は勾配とか段差が7.5センチ以下とかといういろいろ基準がありますので、それらもセニアカーの通

る案内もないですし、そこの段差がいまだに残っているので、この段差はちょっと白田側から来るときついかなんていう細かいこともあるので、ぜひとも今言うように、長い間あのままの状況を置くということであれば、ちょっと少しはいろいろ、そういう迂回路的なものも含めた中の方法を見せていけたらと思います。御回答のほうは十分でございますので。

引き続いて、3点目のことなんですけれども、自分もこの議員になって、5月に新人議員のいろいろ説明を予算の説明とか受けたんですが、その中で、骨太のこの方針ですとか、当初予算の概要という形で渡されたんですが、担当のほうから時間の制約もあって、説明というよりも、ほぼ抽出して朗読というふうな形だったんですけれども、その中に今回の業務委託がありまして、架け替え工事に伴うという文言がありまして、これを町内会の総会のときに質問をした方がいるんです。架け替え工事に伴う業務委託を町が出すんだったら、架け替えるのかということを知った方がいらっしゃったんですけれども、区長さんもそこは、いや、架け替えじゃなくて、いろんな条件をそろえるためにこういう文言になっているんじゃないですかというような言い方したんですけれども、その辺でちょっと私も違和感があって、自分も専門が構造力学で対象構造物、橋梁やっていたもんですから、さっき言いましたしらなみ橋も、当時、先輩の技術者のお手伝いをしながら下部工、上部工と架けた関係がありまして、ボーリングも仕事柄、何本もやって、杭の本数だとか構造を決めて打ち方を決めてという形でやってきました。

ですから、ここの架け替え工事に伴うというのは、そのままストレートに読まないほうがいいのかなという再質問と、それから、この結果の使い方、非常に詳しく教えていただいております。ただ、ボーリングをやるとなると、さっきも言いましたけれども、当然、渇水期になってからの話だと思いますので、このデータが上がってくるのが早くて2月の後ろとか、そんな感じになってくるのかな。ボーリングの方法、当然、川の中に入ってやらねばいけないでしょうから、そういう観点の中から、そのデータがまた後々遅れてくるのはちょっと懸念されるけれども、その辺の認識はどうなんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、架け替え工事という項目で上がっていたということなんですけれども、先ほどからお話しているように、白田川橋についての架け替えをやるのかやらないのかというのを決めたくてではなくて、検討結果を踏まえた対応を図っていきたいということでもあります。

ボーリング調査の工期的な話については、少し担当課から説明をさせていただければと思

います。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ボーリング調査の関係ですけれども、先ほど町長の当初の答弁でもありましたが、当初予算の中では、今回、地質調査という形で予算を計上させていただいたんですけれども、今年度につきましては、地質調査ではなく、非破壊検査、橋台の大きさとか形状がはっきり分かっていないということがありまして、ボーリング調査だと本当は橋脚の場所とかそういう場所でやるのが一番いいということもありますもので、今年度につきましては、予算のほうは地質調査で計上させていただいたんですが、橋台の非破壊検査という形で実施をしていきたいと考えています。それは超音波で形が分かるというものですので、ちょっとそちらのほうに予算のほう変えさせていただいて、実施したいと考えております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

地質、土質ではなくて非破壊検査で詳細を見ようということですよ。分かりました。ありがとうございます。

橋について最後になりますけれども、先ほど言いました、架け替えないにしてもあの辺のインフラの交通、拡幅しなくても、今のまんまでも町を残していく形の中で、どういうふうに行き、あるいは車を誘導しようかというのは、当然、道路管理者として、国道管理をする県と一緒にあの辺の、必要ならば公安委員会もいるかもしれませんが、交通規制を踏まえた中で、安全に人々が歩ける、渡れる、走れる、そういったような地域があそこであればいいなと思っていますので、今後そういう検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で1問目を終了します。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、危険な空き家等への町の対応についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目、よろしくお願ひします。

危険な空き家等への町の対応について。

全国的に放置されたままの空き家が増え、周辺住民に悪影響を及ぼすことが社会問題化し、空き家対策基本法が制定されました。

当町でも人口減少や相続等の問題に伴い、各地区で見られる空き家の増加状況は大変深刻な状態です。その中でも倒壊家屋や危険な空き家、また、衛生上有害のあるおそれのある空き家等、問題となる建物が見受けられます。このような空き家について、町としてのどのような対応を行っているのかを伺います。

1点目、固定資産税を非課税としている建物は何件ありますか。

2点目、倒壊のおそれのあるもの、また、近隣住民に被害が及ぶおそれのある建物は何件把握されていますか。

3点目、平成28年に当町で空家等対策協議会が設置されていますが、今までどのような案件で開催されましたか。また、個別の建物について協議したことはありますか。

4点目、本年3月に片瀬地区で崩壊した空き家がありますが、現在の状況はどうなっていますか。よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、答弁させていただきます。

まず、2問の最初、1番目ですけれども、固定資産税を非課税としている建物は何件あるかということをございまして、一般論で言うと、固定資産税が非課税となる建物というのは、公共施設や宗教法人がもっぱら本来の目的に使用する境内の建物とか、社会福祉法人等が運営する一部の施設などとなります。一般論で。

危険な空き家等に関して言うと、空き家等の建物は老朽化しても課税をされますが、固定資産税課税標準額20万円未満の免税点以下の建物については、実質課税されないということになりまして、東伊豆町において、その数は1,408棟ということになります。

2番目の御質問ですけれども、倒壊や倒壊のおそれのあるもの、その把握ということですが、町民の皆様から相談があったものに関して言うと17件であります。その際は、所有者に対し任意の行政指導を行っております。

平成25年度に実施した空家等実態調査において、一部破損があると認められたものが289件ありました。現在は2件改善されておまして、その数が287件ということになって、それが一部破損があるというふうに認識をしている状況です。

3番目の御質問でありますけれども、空家等対策協議会の実際にどのように運営されているかというような話につきまして、平成28年度に2回、平成29年度に2回、空家等対策協議

会を開催をしております。東伊豆町空き家等対策計画の策定に関する協議会の開催ということでありまして、平成28年の9月23日には委嘱状交付、法律の説明、翌年の平成29年2月20日には計画案の検討と、2か月後の4月21日には同じ計画案の検討、そして、平成29年5月17日には協議会としての計画案の決定という順番を経ております。

個別の建物についての協議ということではありますが、個別の建物について協議した案件はございません。

4番目であります。

実際に、この間も片瀬地区の国道から少し下がったところの空き家が少し崩壊をしているというところで、地区の方からも御要望もいただいたというのは認識をしております。3月に連絡を受けた後、現地を確認をし、所有者に対し、普通郵便にて状況と改善をお願いする文書を発送をさせていただきました。片瀬区からの要望書を受けた後、再度、町から配達証明郵便にて任意の行政指導を送付。下田土木事務所についても、急傾斜地管理と建築指導の立場から、配達証明にて改善を依頼する文書を送付していただいております。町にも下田土木にも所有者から連絡は来ていないという状況で、連絡先を調査し、電話で接触を試みようということで予定をしているところです。

また、片瀬区の皆様から要望書を提出された際、通知を発送済みであることをお伝えをし、相手に強い印象を与える発送方法で送付するということを確認をさせていただきました。配達証明郵便にて町からの任意の行政指導を送付ということではありますが、4月21日に受け取ったことを確認をしております。配達記録郵便にて、下田土木事務所維持管理課、都市計画課の文書を町を経由して発送をしております。5月17日に受け取ったことを確認をし、その後、残念ながら町にも土木にも連絡が来ていないという状況であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

危険の認識、非常に町長には持っていただいているなというのも分かって、ほっとしておりますが、つい先日も瓦礫の一部が軒先に落ちてきたということで、その家主さんが自分もって自らどかしたと。

実際に、この片瀬の崩れた空き家について、実害がもう既に出てしまっていて、落ちてくるたびに御本人が危険な崖を登って、県の土地にあるものとか、自分の地所の中に落ちてき

たものを廃棄をしていらっしゃるんですけども、これ前、お聞きしたときに、当然、税金はかからずにとのお話だったと思うんですけども、ただ、今回、特にこの片瀬の問題について、一步間違えると、熱海の伊豆山の話のようになってしまわないかなということで、非常に危惧をしております。

というのは、その崩れた廃屋のところがスタートで、急傾斜の事業をやっておりまして、毎年6月にそこから急傾斜のパトロールをします。私も町内会の役やっていたので、毎年6月にそこ出ている、そういう話も世間話の中で、この家屋危ないよねという話は幾度となく現場でもしております。

そういう認識が県も町も以前から知っているよねというのは、今回の熱海の事件と同じような感覚を私は持つんですけども、もう一つ、この地域というんですか、3年前に地籍調査がもう既に終わっていますので、そのときにもう既に所有者に何らかのアプローチがいつているでしょうし、そうしないと、地籍調査の筆界の確定はできませんので、その時点からも、もっと積極的な働きかけもできなかったのかなと。

空き家全般に関して言うと、非常に早いうちから当町については空き家バンクを設立して、移住も絡めて、非常に有意義な制度をたくさん御用意していただいて、ウェルカムな姿勢をやろうという空き家のほうの姿勢と、もう一つは、こういう問題になっている、今回あげませんでしたけれども、空き家の関係については、また何件かの方から電話で相談を私受けていますので、それはまた別の機会にやろうかと思うんですけども、何か今回、ウェルカムな空き家はこういう、何ていうんですか、いろいろなお土産をつくって町は迎えるけれども、こういう不適切な空き家についてはもうちゃんとしたNOという姿勢を見せるよという形で、あのガイドライン見ても、これに当てはまるので特定空家に指定していただいて、町では前例がないかもしれませんが、全国的にはもう幾らも前例があります。ただ、それをしたからすぐ代執行というわけではないので、その間、そういう強い姿勢は逆に、管理されない空き家はちゃんとしてくださいね。でも貸したい、売りたいところはバンクでちゃんと面倒見ますよと、両方の姿勢でいったほうがいいんじゃないかなと思っています。

この危ないほうの今の空き家なんですけれども、昭和の30年代頃からやっていない旅館の名残という形で、おとといも見に行ってきたんですが、この時期ですので、雑草とかそういうもので今止まっているというんですか、崩れたものが抑えられている、見えなくなっているような状況ですけども、これから台風シーズンになりますので、ぜひとも住んでいる方々に安全安心をしていただくためにも、少し強めじゃないですけども、そういう空き家

に指定していただいて、この法律を読んでいくと、請求ができるじゃないですか。相手が分かっている。支払いがない場合は、その分の財産の差押えまでできますよね。だから、その辺の法律もよく相手の方も分かっていたかかないと、御承知のとおり、民法が改正されていますので、来年の4月1日から相続が義務づけになります。そうするとやっぱり相続の問題も出てきますので、早いうちに、代執行まではうんと時間がかかりますので、その前に町はこういうところ、危険な空き家についてはちゃんとした対応を見せてくよというの、ほかの空き家をお持ちで管理されない方にもちょっといいPRになるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます、御質問。

まず、ちょっと気になったのが、本案件と熱海の伊豆山を同一視するのはすごく間違っているのではないかなと思います。それは規模、工法、斜面の状況、そこに住んでいる方々の世帯数、様々なものが違うので、それを比較対象として、危ないということを認識するというのは大変重要なんですけれども、何て言うんですか、危険なのをおおるといふか、現状よりも何か不安を増長させるような表現というのはなるべく避けながら、でも、適切な安全対策というか安全ということは言っていくというのはいいと思うんですけれども、まずそこを一点、お話をしたいと思いました。

特定空家に指定するというのは、技術的には可能かと思いますが、実際に伊豆半島において特定空家に指定して除却したというのは、ほとんど事例がないんじゃないでしょうか。ということはつまり、自治体が同じような課題を抱えている中で、この案件だけではなくて様々な対応を図らなきゃいけないということとか、全体のバランスの話とか、当然財政の話も絡んでくるかもしれませんけれども、なかなか難しい問題ではあると思います。

将来的には何らかの対応を図っていかなきゃいけないと思いますが、ホテル・旅館の除却にしても、国のほうがやっと少しずつ追いかけているような感じで、なかなかそれを地方自治体の中で先進的にやるというのは、なかなかハードルが高いところはあるかと思いますが、現状把握を含め、今後どういうことができるかというのは検討していかなければいけないなとは思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ニュアンスのちょっと若干、町長のニュアンスと違った、さっきの伊豆山の話なんですけれども、物理的な、ハード的な一緒じゃなくて、私が言いたかったのは行政側、行政側があの現場の危険度の認知はしていますよね、以前からというのが、伊豆山のときと一緒にのかなという、そういう意味合いで、現場の条件は同じじゃなくて、そういう形でちょっと言わせていただきましたので、御理解ください。

なかなかの他人の財産に手をつける、非常にハードルの高い法律だと思うんですが、これだけやはり切羽詰まった、もう台風が、大雨がという状況の中で、やはり怖い思いをして住んでいる方々のことを考えますと、やはりそこについては何らかの助言があってもいいのかなというふうに思って、今回、特に4点目で具体的にさせていただきましたけれども、今言われるように、物すごい数の予備軍がいっぱいあって、町もそれらがどんどんなっていくのかなというところで、先ほども言いましたとおり、私のところにも電話が何本か入っています。

ですので、税の通知を出すときに、そういう方々への注意喚起といいますか、お願いを一緒に入れていくとか、何ていうんですか、空き家で今もう一つ問題になったのが、放置された植木というんですか、あれが道路にはみ出て通行に支障が出ていると、そういうところもございまして、どっちにしろ、今回の特定空家をするしないというのは、最終的にこれを読んでいきますと、特定空家のつくられました協議会、この中で一応決めるよというふうに書かれていますので、どうなんでしょうか。これも29年の計画以来、具体的なことをされていないというようなものですから、例えばこういうところにも諮っていただいて、こういうところの意見も仰いでもらってという形もオープンにしていけば、下に住んでいる方々も何らかの形で町のほうも親身になってくれるよねと思うと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 特定空家指定については多分いろんな条件があって、自治体ごとにもいろいろ変わるかもしれませんが、対象となる物件の規模とか状況とか、いろいろ考えなきゃいけないのかなというふうにまず思ったのが1点と、あと、財産に手をつけるという話については、戦後日本が高度成長終わって、人口が減り始めて、いろんな課題が産出していっぱい出てきている中で、財産権については、例えば所有者不明の土地については、かなりいろいろな法案のところでも第三者が手をつけられるようにはなっています。

一方で、それは今まで財産権の侵害ということで法律で守られているところを踏み越えたというふうに私は感じているんですが、同時に、これ非常に誤解を恐れず言うならば、国土

交通省のほうで流域治水法案というのが出ました。あれの基本的なコンセプトは何かというと、今までは河川の近くに、危ないところに住んでいる人がいれば、莫大な予算をつけて堤防を造って、それを守っていこうという基本的な考え方だと私は認識をしているんですが、ただ、こここのところの異常気象とか気候変動、台風、豪雨災害の激甚化、頻発化等を踏まえると、なかなかそれを全部やり切るのは難しいというところに直面をしています。その中でできたのが、実は流域治水法案なんですけれども、画期的なところは何かということ、これは誤解を恐れず言うと、危ないところにはなるべく住まないようなインセンティブを考えていくということです。

今までの延長線上で話を進めると、これ多分解決できないですよ。御存じのとおり、御自身が議員をやっているときにも同じ課題にぶち当たっているはずですよ。それからずっと同じ状況が続いているんです。解決ができないんです。新しいやり方とか、新しい考え方を入れていかないと、多分この地方の課題は解決ができないのかなという中で、これから考えなきゃいけないという意味で、コンパクトシティという考え方もそこでちらちら見えてくるんですけれども、皆さんと一方的に進めるのではなくて、皆さんといろいろ協議をしながら、新しい東伊豆の姿というのを考えないといけないのかなというふうに今思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

今もう既にお分かりになっているとおり、非常に困っている自治体のためにこの空家特措法もやっと立ち上がったという背景もありますけれども、取りあえず、今言われたとおり、町内に、私もびっくりしたんですけれども、放置されている空き家が、その景観も含めて、衛生上の状況も含めて、こんなにあるなんていうのは初めて私もちょっと聞かされたような状況ですので、この辺はちょっと継続的な課題として、私も町内を見てまいりたいし、それが安心安全につながらないのであれば、お示しするなり、担当のところに110番させていただくみたいな形でしていければいいのかなと今思いました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、アフターコロナの観光誘客についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 10番の須佐でございます。4期目当選させていただきました。またどうぞよろしくお願いいたします。

今回4問通告させていただきましたので、また御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

第1問、アフターコロナの観光誘客についてということで、今年のゴールデンウィークは、宿泊施設、観光施設とも思ったほどの入り込みを見せず、コロナ禍前の水準には程遠いと実感した。これまで国・県からの手厚い支援が誘客の後押しをしたが、今年度についてはそのような施策も聞こえてこない。夏が一番の入り込み期であるが、町独自の宿泊キャンペーンやクーポン等の発行を考えているかということでございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、質問の中でコロナ禍前の数字に程遠いということだったんですけども、数字で見ると、令和4年度の入湯客数というのが前年度比で138.6%、令和元年度、コロナ前の話と比較すると83%ほどまで回復しておりますので、これは言葉の話なんですけれども、程遠いというほどでもないのかなと。まだ伸び悩みというのはあると思うんですけども、比較的回復はしているのではないかなというふうな認識でおります。それを踏まえて御答弁

を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染法上の5類に移行してから1か月ほどが経過をいたしまして、経済が正常化に向けて動きを出しております。消費は回復をいたしましてインバウンド観光も本格的に、東京出張が多々あるんですけれども、新幹線に乗ると外人の数がむちゃくちゃ増えて、新幹線も普通の席に座るんですけれども、結構座れそうになかったり、隣の人がいたりとかというふうに、随分変わってきたなというふうに印象を受けております。

ただし、これからが勝負で、夏以降は観光地間の競争が激化をして、適切な集客戦略というのが重要になってくるというふうに思っております。ただ、問題は、適切な集客戦略というのはどこか。議員が御指摘のように、キャンペーンやクーポンが正しいのか、はたまた違うやり方がいいのかということだと思っておりますけれども、それを踏まえると、コロナ禍では国民が気軽に旅行や観光に行けなくなったということで、観光はあのおとき本当にダメージを受けました。政府はそれで落ち込んだ観光を復活することを目的としてGoToキャンペーンを開始したというのは御存じのとおりだと思います。

それがきっかけで、全国の自治体においても地域の住民や観光事業者を支援するためのキャッシュバッククーポンとか、宿泊割引などのキャンペーンが開始をされることになりました。当町においても、コロナ禍で厳しい状況を強いられている観光事業者を支援のために、町民を対象に宿泊代割引などのキャンペーンを実施したというのは記憶に新しいかと思えます。

実は、宿泊の割引に関しては、コロナの前の2019年の台風15号、19号の影響で、町内の宿泊客数が激減をした際の支援策として、割引宿泊クーポンの発行というのがされたことがございます。台風にしてもコロナにしても、想定外の要因で観光業が大きなダメージを被った際に、短期的な支援策として実施されたのが宿泊キャンペーンとかクーポンではないかなと個人的には認識をしております。

今、先ほど冒頭のお話にもありましたとおり、コロナ禍からの回復基調の中で宿泊キャンペーンやクーポン等などの対策を打つべきかというのは、現状は町内の観光事業者の皆さんから、そのようなキャンペーンとかクーポン等をやってほしいという声は、実はまだ具体的にはいただけていないということもありますので、これは状況を見ながら適切な対応を図らせていただければいいのかなというふうに思っておる次第です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) 答弁ありがとうございます。

今、町長が言われますように、本当に今、東京辺りは非常に外国人の旅行客が増えてきている中で、なかなかこの地方までその余波がまだ来ていないなという実感はあります。

そして、先ほど私が程遠いというようなことを申しまして、その辺のところの言葉のニュアンスの違いがあるということだと思んですけども、実感としては、まだまだその水準に至っていないなというふうに思っております。

今、お手元に資料をお配りしてあると思いますので、そちらのほうも合わせて見ていただければと思います。

こちらの伊豆新聞さんと静岡新聞さんの新聞記事を、ゴールデンウィークが終わった後のことで記事にしてありますので、ざっと見ていきたいということでもありますけれども、例えば、右側の伊豆新聞さんのほうで利用伸び悩むということで、観光施設利用伸び悩むというようなことが出ております。

大体各地の様子がそこに出てきているわけなんですけれども、この左下のところに県立大学の八木教授のコメントが出てきております。大型連休を総括したということで、この八木先生という方は賀茂カレッジ、下田のほうに何度かお見えになって、私も講義を聞きに行ったことがございます。

その先生が言われている中で、一番最後のところ、今後の見通しでは、所得の向上、感染状況によって方向が変わると、この夏が一つのポイントになるだろうというようなコメントを出されております。

また、その左側の静岡新聞さんの記事を見ますと、こちら静岡経済研究所がコメントされたということですが、県内全体の動向ということで、非常に伸びている地域もあったということでもあります。ただ、19年比では28%減というようなことがあります。

こちらのほうも最後のところをちょっと読みますと、首都圏をはじめとした主要の観光地と比べ県内の集客が苦戦していることを念頭に、同研究所の担当者はということで、夏以降は観光地間の競争が激化すると、適切な集客戦略が重要だというようなことも述べられているということが客観的にあるということでもあります。

それで、今、町長のほうからもクーポンがどのような形で発行されたというようなことがありましたものですから、私も観光協会の今年の総会の資料等をちょっと見ながら、どのような形でこのクーポンが出されたかということも調べてみました。

その中で、これまで、そのクーポン、町内で発行しているその施策の中で、国と県とが非常にだぶっていると、国、県、町がだぶっていて、何となくそのありがたみが薄れてしまったというようなこと、これしょうがないです。時期的なものが重なるということは、皆さん、行政のほうもこのタイミングでということもありましたから、あったと思うんですけども、「今こそしずおか元気旅」じゃないですけども、今こそ東伊豆でも、この時期に、ゴールデンウイークが少し思ったほどじゃなかった、夏に向けて心配だといったような中で施策を打っていくということが非常に大事なんじゃないかというふうに思っているんですね。

今、町長のお話ですと、事業者からまだ声が上がっていないということがありました。そういうこともあるかと思うんですけども、先々を見据えた中で、先手を打ってそういう形で考えていくことも必要なんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、ちょっと私もびっくりしたんですけども、この間、大川のホテル祭りがありました。その中で、行政報告の中で2,080人という数字があったかと思います。この2,080人というのは、昨年が2,775人だったんですね、入場者。約700人ぐらい減ってきているということがありまして、私も事業者の一人としてお手伝いさせていただきました。最終日の日曜日だったんですけども、日曜日でも200人程度だったというようなことがございまして、例年に比べて少ないねと。その辺のところ、これから先々、夏を見据えたところで、ちょっと怖いというような印象を受けております。また、夏の入り込みのほうもさほどでもないのかなという、いろいろ観光事業者の方から聞いてもそんなふうに思っておるところです。

そんな中で、昨年やられたクーポンの中で、東伊豆地元割キャンペーンですとか、元気はここから伊豆〇キャンペーン、これは今年になってからですね。これなんかも非常に有効的だった。3時間ぐらいでもう売り切れてしまったというようなことがあったり、また、観光施設のほうでいきますと、オトクーポンですか、1,000円のお土産のクーポンですとか、元気はここから伊豆〇に合わせまして、伊豆〇クーポンというのも発行されたりとか、非常に効果的だったのかなというふうに思ったものですから、この辺のところの検討も必要なのかなと思ったものですから、ちょっとお話をさせていただけたらと思います。その辺ところで町長のお考えを聞かせてください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

幾つか論点があるかなと。決してキャンペーンやクーポンを否定するわけではなくて、まずは状況を見ながらというところで、次の手だてと、予算的にはなかなか組立てもちょっと

厳しいところもあるかもしれませんが、それはちょっと置いておいて、基本的な考え方なんですけれども、確かにキャンペーンクーポン発行は、短期的ではありますけれども、一定の効果があるというふうに思っております。それは先ほどお話したとおり。

ただ一方で、これは議論をするところだと思うんですけれども、割引的なやり方というのが、どこまでその観光地の足腰を鍛えるかどうかというところ。これから日本の中で観光地として、もっと言うと静岡の中で、伊豆半島の中でということかもしれませんが、東伊豆町の観光地がやっぱり足腰が強く力を蓄えていくためには、分からないですけれども、割引的なやり方は、ある意味、もしかしたら安売り競争みたいな感じになって、その地域の観光のブランド力というのを上げる方向に決していくだけではないのかな、逆にブランド力を少し下げる方向にも働く可能性もあるのかなという気もちょっとしたりしております。

持続的な観光地をつくるためには、合間、合間でキャンペーンとかクーポン等は必要なかもしれませんが、そもそもほかにやり方があるのかなというふうに考えておまして、当然、今年は集客戦略として、海水浴場とか海辺のプールとか花火大会、これは夏期の誘客対策ということでしっかりとやらせていただこうと思っております。

一方で、アフターコロナに向けて勝ち抜ける観光地をつくるためには、多くの観光客が本当に訪れたい魅力的なまちづくりを進めることが必要ではないかなと思っております。安いかから行こうぜというのもいいかもしれませんが、それが本当に未来永劫というか持続的にその辺につながってくるかというのは、両方考えていかなければいけないのかなと思っております。

ただ、魅力的なまちづくりと一言で言っても、これは一朝一夕にできるはずもありませんので、そこは一步一步やれるところから、今の段階から進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。東伊豆町の皆さんに加えまして、多くの皆さん、町外の方のお力添えも必要だと思いますので、ぜひ魅力ある持続的な観光地をつくり上げるために、皆様方の御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、景観への取組についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 景観への取組ということで、第2問、お願いします。

当町の景観への取組について、町長の考えを伺う。

（1）当町は景観行政団体に移行したが、方向性や景観計画、景観条例の制定等について

示されていない。策定状況はどうなっているか。

(2) 旧大川グランドホテルの廃屋については、何度も議論してきたところであるが、事情はどうあれ、いつまでもあのような廃屋を町の入り口に放置しておくのは、町民感情として許されるものではない。町は今後、どう対応していくのか。

また、町長は昨年6月議会において、東伊豆の玄関口ということで、公共性の高い利用方法が望ましいのではないかと答弁されているが、具体的な利用法について考えはあるか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

当町が景観行政団体に移行した、その後の対応ということでございます。

令和2年4月1日に景観行政団体に移行させていただきました。協議書を提出する際には、令和5年度に景観計画と景観法委任条例の制定を予定しているというふうに協議もさせていただいております。

計画を策定する際には、町民の声を広く聞き、方向性を決定していきたいと考え、令和2年度に景観講演会というのを開催することになっておりましたけれども、御存じのように新型コロナウイルスの影響で延期となり、開催できていないという状況であります。令和3年6月議会にて、計画策定については予定より遅れているという答弁もさせていただいております。

計画を策定するということは、少なからず、これ法律の趣旨とかも考えると規制も入ってくる側面もありまして、今年度策定をすることになっておりますまちづくり相互指針というのを、今年度つくろうということになっております。まだ具体像というのは出てきていないんですけれども、東伊豆町のそれぞれの町のあり方みたいなところも考えて、まちづくり指針というのをつくろうということになっておりますけれども、その辺の兼ね合いもあるので、景観部分というのも当然まちづくり指針に大きく影響してくるということがありますので、その進捗状況にも併せて、当然、景観行政団体に移行しておりますので、その後の対応というのを図っていかねばいけないというふうに思っております。

また、2番目の旧大川グランドホテルについてであります。

確かに、本当にあそこを通るたびに、いきなりあれが見えてくるというのは、地元の方からも早く何とかしてほしいという声をすごく聞いております。そういう御意見も踏まえまし

て、町としてはまずは、本来ならば所有者が取り壊すのが原則、本来ならばというかそこが基本的に、先ほども空き家の話もちよっとありましたけれども、その辺の話は所有者が取り壊すというのが原則であります。しかし、場合によっては町が取壊しを行わなければならない可能性もあると考えています。危険性ということもありますし、公共性とか、その規模の大きさ、先ほども話をしましたけれども、そんなことがある中で、その場合は土地の取得とか取壊し、跡地の利用に関する目的や費用について検討した上で、具体化する必要があるのかなというふうに考えております。

実現には多くのハードルがあります。これは財産に絡む話でもありますので、時間がかかる可能性がありますけれども、何としてでも廃虚を除却したいという気持ちは持たせていただいております。

現時点で、跡地の利用方法の検討が具体的に進んでいるということではございません。あくまでも、イメージをこの間お話をさせていただいたかもしれませんが、当然、これからどうするかということはあるんですけれども、まずは民間企業などの知恵なども借りながら、観光客や町民の皆さんと有益な方法を考えなければいけないのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、廃虚の除却、撤去が、まずはやらなければいけないことだと思います。それができて初めて、次どうするかという話になると思うんですけれども、まずはあその景観を害する老朽化した廃屋というのを撤去していきたい、そこに集中をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長から今、景観の関係のお話ということ、少し遅れて講演会の話も、やはりコロナの関係でということで私もそれは認識しておるところです。

非常に、今、町長の話にもありましたように、景観法というのを私もざっと見てみますと、非常に規制が多いんですよ。何かその規制の中で、では町はどうするのかということで、それに準じて町はどういう規制をするのか。例えば、県のほうから看板の問題だとかということもあったり、そういうことを言われてきています。ですので、その規制の中でこの観光地の景観をどう生かしていくのかということが、これから私なんかは大切なことなのではないのかなというふうに思ったりします。

例えば、景観法の中で景観重要木というのが、これを指定してそれを保護するということ

が出てきてあると思います。それは保護するのは大切なことかもしれないんですけども、ただこれだけうちの町も、この後でも出てくるところですけども、非常に緑を豊かにというか何でしょうか、大切に森林を守って緑を守ってとかというような話では解決できないような、この最近の環境の変化によって雑木が生い茂ったりして、それによって景観が乱れるといったような側面も多々あるのではないかというふうに思っています。

ですので、その辺のことというのは、景観条例ですとか町長が考えるまちづくり、これから景観を守っていくためにどういうふうに、そういう負の景観と言ったらおかしいですけども、そういうものをある意味、そっちのほうを規制していくということも大切なのかなというふうにも思うんですけども、その辺は町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 樹木に対してということですね。

これも同じ議論に近いところがあると思うんですけども、除却したいものについては、除却できるものであれば除却をしたいということがありますけれども、様々なハードルがそこにはあるということでもあります。

県のほうも、観光地エリア景観計画策定みたいな話を進めている中で、少し県の力も借りながらやるという動きも出ているというふうに認識をしております、その辺は、町ができることはなるべく頑張るということだと思いますけれども、県とも連携をしながらやっていくということになっていくのではないかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今、観光地エリア計画ということで、町内では4か所、細野高原と稲取温泉、熱川温泉、北川温泉と。指定されているということで、ホームページにもそれは見ることができます。

そんな中で、やはりそういう景観を大切にしていくということ、エリアも策定される。ですので、それを乱してしまう景観については、ちょっとどうにかしなければいけない、それは町長が県のほうにということでしたけれども、また引き続きその辺のところは検討していただきたいなというふうに思います。

それと、旧大川グランドホテルのことにつきましては、今お話しされた中で、行政として取壊しを考えていくかもしれないというお話でした。違いましたか。検討することもあるということだったかと思います。そうしますと、昨年やはり6月に質問させていただいた、所

有している方が分譲型のリゾートホテルというようなこともおっしゃっていたと思うんですけども、そういうような形の中で、これからまた協議をしていきながら、そういうような方向性というふうに持っていくのかというのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 分譲地との関わりがちょっとよく分からなかったんですけども、所有者との協議をするかということだということ。

（「今譲型の何かリゾートホテルみたいなことをやるという」の声あり）

○町長（岩井茂樹君） すみません、具体的なやり方については、まだここでは何とも言えないんですけども、先ほどお話ししたように、あそこにある老朽化した廃屋については除却をする方向で集中していきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 分かりました。

今のお話、そうしますと昨年のお話の中で、観光庁の施策の中で、そういうような形で除去できるようなという話もされたかと思うんですけども、国土交通省の関連で。

あと、私が思ったのは熱川のロイヤルホテルを、廃屋を撤去したときには防災関係の補助金、あれは確か2014年、2015年だったと思いますけれども、今、しおかぜ広場になっておりますが、あれは防災関係の、東日本大震災の後だったということでありました。防災公園ということで、最初私もエッという形で、観光地に防災公園ということで思ったんですけども、今、利用されていることを見れば、そういう方向性もあるのかなんということも思ったりするんですけども、これから先々どういう形で撤去するのかという、これはまだ検討段階だと思いますけれども、可能性としてはどんな感じかということはあるでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 可能性も何も、まだそこまではお話ができないんですけども、事実関係とすると、多分観光庁の補助金というのは来年あるかどうかというのはまだ認識していないんですけども、これまではあったというのはあるかと思いますが、いろいろな権利関係とかもあると思いますので、そこら辺は慎重に対応しなければいけないかなと思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、支障木の伐採についてを許します。

10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) 第3問、支障木の伐採についてということです。

近年、局地的な豪雨によって土砂災害が多く多発しているが、温暖化の影響で樹木の成長が早く、倒木の被害も報告されている。また、公道にはみ出している樹木は通行の妨げになり大変危険であるが、町の対処法を問うということです。

よろしく申し上げます。

○議長(笠井政明君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第3問について御答弁申し上げます。

樹木の成長が早くて倒木の被害の報告をされている中で、そのような様々な町の対応をということでございますが、まず木が倒れ道路を塞ぎ通行の妨げとなったものについては、早急に町で撤去をしているということでございます。基本的には、民地から生えているものについては、先ほども少しありましたけれども、所有者が基本的にやるというのがスタンスなので、所有者に通知をし、対応をお願いしているということでございます。

町道湯ノ沢草崎線や稲取片瀬線など、主要な町道については草刈り業務の委託をさせていただいております。町としても財政的な制約もあり、手が行き届かないところというのが正直あるのも事実でございます。これからは議論のところなんですけれども、人口も減って、労働力も足りなくなっているという中で、諸課題をどうやって乗り越えるかというのを考えたときに、やはり町民それぞれ皆さんが、皆さんができることを少しずつやっていただくということで、町民全体でそういう課題をクリアできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(笠井政明君) 10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) ありがとうございます。

6月2日、3日くらいですか、台風2号が接近しまして、思った以上に非常に風が吹いた。その中で、倒木が原因で停電が奈良本地区でありました。東京電力さんのほうにちょっと問い合わせしてみたところ、今年になりまして停電が17回発生したということを知りました。その17回のうち、ぱっと消えてまたすぐつくような停電、葉っぱが当たって、樹木が当たって

一瞬停電するとかというような、そういうことが多いという話なんですけれども、その停電も含めまして17回、そのうち2回が倒木の被害だったというようなことを聞きました。それが先ほど申しました6月2日の奈良本の千葉大の辺りですか、ヘルスケアマンションの周辺。それから、2月28日に片瀬白田地区でやはり倒木が原因で停電があったということで、これ結構、町民の皆さんも最近停電多いなということを感じられていること、多いかと思うんです。

そんな中で、これ本当に頭の痛い課題でして、道路に出てきている枝葉についてはやはり伐採していくというようなことも、これまで令和2年3月に私、このような感じで台風15号、19号災害の、あと令和2年3月に台風被害についてということで質問させていただいているんですけれども、その中で、町道に関しては原則的に町費でやるというような町長の答弁をここでもらっているんですけれども、いろんな意味で考えると、今度民法が改正されて、民法233条ですか、民地であっても枝葉が出てきているものに関しては、その1、住民の方の許可を得ないで切れるというような民法もできているということで、今年4月から施行されているというような話も聞きまして、この樹木に関しては大変、町民の皆さんも関心が高いことだと思います。

それで、令和3年の質問のときにも予防伐採について質問させていただきまして、これは県が主体的にやっていることですので、今回質問の項目の中には入れていないんですけれども、そういった予防伐採も含めて、これからもやはり検討していくということは、静岡県であるとか国との協議の中で、これは樹木の伐採ということは、これから大変重要なことではないかなというふうに思います。

ちなみにその予防伐採については、今、西伊豆町でやられているということを知っていますが、これからの町の樹木について、いま一度、町長の御答弁をいただければと思うんですが。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 予防伐採だといろいろな関係者が出てくるということだと思います。通告がなかったんで、ちょっと無責任なことはなかなか言えないと思いますけれども、基本的にやれること、県と国と連携をしながら、やれることでやっていくということになるのかなと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第4問、平和教育の推進についてを許します。

10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) 平和教育の推進についてということで、第4問でございます。

今年のサミットは被爆地広島で開催され、岸田首相が各国首脳を原爆資料館前で出迎えるという演出でスタートした。

平和の尊さが叫ばれる中、中学校の修学旅行の日程を3泊4日とし、今の行程に加え被爆地広島の訪問を提案したい。財源はふるさと納税から工面することが可能と思うが、検討できないかということでございます。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(笠井政明君) 第4問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) この点につきましては、教育委員会の所管ということで、教育長に御答弁願えたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長(笠井政明君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) それでは、須佐議員の第4問、平和教育の推進については、1点の質問となっておりますので、お答えいたします。

広島への修学旅行を実施してはどうかということなのですが、この件に関しましては、令和3年6月議会定例会におきましても同様の質問を受けました。被爆地である広島を訪問し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶことは、大変意義のあることだと思います。

しかしながら、前回にも答弁させていただいたとおり、修学旅行の日程に余裕を持たせて3泊4日にしたとしても、広島までの東伊豆町からの距離など、移動にかかる時間もあり、中学生の発達段階の体力等を考えると、スケジュール的に健康管理上厳しいものがあります。

また、現在2月後半に行っている賀茂地区は、ほとんど全ての中学校が2月後半に行っているその現状を考えると、その後の授業等に余裕がなくなってしまう。

それらのことを考慮しますと、中学生の修学旅行は2泊3日で、自主研修も含めて京都、奈良ぐらいまでが妥当だと思われま。

以上です。

○議長(笠井政明君) 10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番（須佐 衛君） 今回の通告は、議会運営委員会のほうから同じような質問だから、またそれを踏まえての議論をやってくれというようなこともありましたものですから、それも踏まえながらやっていきたいな、質問させていただきたいなというふうに思っています。

前回の答弁の中で、20年ぐらい前なんだけれどもということ、稲取では平成10年から12年ですか、熱川中学校では平成10年に、広島まで行った経緯があったというお話がありました。私もそのときの熱川中学校の学年主任の先生方から、広島訪問の熱い思いなども伺いながら、ただ日程的には、今、教育長おっしゃられたように非常に厳しいものがあったというお話がありました。

その中で、前回はそうなんです、1泊を増やして行くことということの意味を、私はもちろん学校の先生方、思われているかと思えますし、町の皆さんも、それから保護者の皆さんも、その辺のところを共有したいなというふうに思っていて、今回質問させていただいたんですが、今回そのことについて、日本修学旅行協会事務局の方にいろいろ資料を送ってもらったりしまして、その資料のデータの中から、またお手元の中に資料配付させていただきましたので、そちらも併せて見ていただきたいなというふうに思っています。

この教育旅行年報2020ということになるんですが、実はこの後にも年報は出ているんですけども、コロナ禍ということでしたらしっかりとした数値が出てきていないという印象の中から、2020年から抜粋しております。

その中で、表の8というところで見ますと、平和学習というのが3番目に位置されています。これ、私も社会科の教員かじったものですから、もちろん史跡ですとか歴史的なものというのが重要なことだというのは分かるんですけども、今、京都や奈良といったところは個人でも非常に旅行しやすくなってきているという一方で、なかなか平和の尊さを学ぶ、また今、ウクライナの問題なんかもある中で、これはやはり学校として、そういう機会をつくってあげることがまた必要なんではないかなというふうに思っているところであります。

その中で、各地訪問している中で、やはり広島ですとか長崎、あるいは沖縄といったところの訪問というものもまた注目されているというようなことも記述があります。

まず、教育長のお話は伺ったところで、町長にお伺いしたいんですけども、平和教育、町長も教育者であられたという一面もあったと思いますけれども、その被爆地の問題、原子力という問題も含めまして、平和教育、平和学習について、町長どういうふうにお考えになるか、ちょっとその辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

平和教育は非常に重要だという認識でまず、あります。広島ということ自体でいうと、確かあそこの原爆ドームというのは、昔、建設省の関係が入っていたというのがあって、私も若干その辺の仕事をしていたので、その認識はしておりますし、実際自分でも訪問を何度かしたことがあります。実際に自分の目で見ることと、あとは教科書とか違う媒体で感じるところというのは、やはり全然違うのかなという認識はあるので、現地に行ってそういうところを見るというのは重要かと思いますが、どこの段階で見るのかのことかなというふうな気もいたします。

小学校の段階で行く話なのか、中学なのか高校なのか、いろいろあるかと思えますけれども、その辺の、先ほど少し教育長の答弁でもありましたけれども、体力的な話とか、あとは学校のカリキュラムの問題とか、そういうところを普通にちゃんと考えて、総合的に考えて、しかるべきタイミングで行くということは、大変有効であるというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

私もオバマ大統領が来られたときに、折り鶴というのが置かれた、その後ちょっと伺ったことがありました。やはり、実際に現地で見るということの大切さというのは、町長の言われているとおりでと思います。

体力的なこととかタイミングとかというお話があったと思えますけれども、今すぐということでも私も言っているのではなくて、やはり、これから小中一貫教育が始まってきます。そうした中で、カリキュラムの中でダブったところは少しつなげて、小中のカリキュラムをつなげることによってダブリが生じる場所も出てきて、多少そういったカリキュラムにゆとりも生じるのではないかなと。逆に、自主的な教育とか総合学習ですとか、そういったことについてこれから着目される部分でもあるし、特色のある学習というものを進めていく意味でも大切なことなんではないかなと。

あと、1泊増やすということについては、これはまた町長に伺いたいんですけども、今、国の施策などで、給付型の子ども手当ですとか、子供に対する手当というのが増えてきているように思いますし、それは非常に大事なことだというふうに思います。

その一方で、やはりこういう機会、教育の機会を与えるということについての町からの給

付といたしますか、いわゆる1泊分は町の中から出してあげる、1泊分を町が体験のために役立つために、例えば私が今ここで質問させていただいたように、財源はふるさと納税等から出すことができるのではないかとこのように考えて質問させていただいたんですけれども、その辺の答弁いただいているものではないので、その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（笠井政明君） 須佐議員、小中一貫の質問に関しては通告されていませんので、そちらに関しては、答弁はいたしかねると思います。

○10番（須佐 衛君） いつやるタイミングということで。

○議長（笠井政明君） 小中一貫のカリキュラムに組み込んでというような通告はございませんので。

○10番（須佐 衛君） 通告外になります。

○議長（笠井政明君） はい。そこに関しては、答弁はできないと思います。

それを踏まえて、町長、答弁があればお願いします。

町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、最初の御質問の中で、そのカリキュラムを含んで体力的な問題かどうか、あとは効果も含めてということだと思います。

今、お話にあったところというのは、財源的な話が主だったと思うんですけれども、町としてはまず中身について、このタイミングでやるべきかそうでないのか、やるんだしたらこうしようというのが、決まった時点でその財源論なのかなと思います。現状で、まだお金の話まではちょっと答えるのは、時期尚早かなという気がちょっとしております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 小中一貫というのは、そういう意味で先々を見据えてそういうような形でカリキュラムの統合というのがあった中で、先ほど教育長が言われたように、今、これ厳しい、カリキュラムの中でというようなことでちょっと質問させていただいたものから、何かそれが問題になってあるようでしたら訂正いたします。

私の質問は以上でございます。

○議長（笠井政明君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、医療充実と健康についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 3問通告してございますけれども、1問ずつ行いたいと思います。

第1問、医療充実と健康についてお伺いします。

健康志向の高まりの中で、町民の方々からは医療充実の声をたくさん聞くようになりました。町民の健康のために、町が取り組んでいること、また、町民の皆さんに理解と協力を求めることについて、伺いたいと思います。

1点目、町が医療充実のためにできることはありますか。

2点目、痛いところ、悪いところがなければ健康だと言えるでしょうか。

3点目に、健康に生きていくためにはどんなことが必要ですか。

4点目、健康づくり、健康寿命を延ばすために、町はどんな事業を行っていますか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田議員にお答えをいたします。

1問目の1番でございますけれども、町が医療充実のためにできることはあるのかということでございますが、医療基盤については、県の保健医療計画に基づき整備されるものであ

るため、町が主体的に何か変えたりとか考えたりというのは、計画をしたりということがなかなかできないという状況ではあります。

ただ、県が主催する医療関係の会議等の機会に、医療基盤についての意見、要望等は行わせていただいているところです。また、計画の中では、地域の課題として小児科医をはじめ、そのほか全体的な医師不足の解消や救急医療体制の確保が、そんなことをちょっと課題にさせていただいているというところがございます。課題への対応として、先端技術を導入した新たな医療体制の充実が図れないかということとか、医療機関と連携をしながら調査、研究をしていきたいというような、そんな話であります。

少ない医療基盤でも、予防に重点を置いて、地域の医師、薬剤師、歯科医師、行政の連携による疾病対策を、さらに充実させていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の悪いところや痛いところ、これがなければ本当に健康なのかというすごく哲学的な感じなんですけれども、WHOの憲章では、健康とは肉体的、精神的及び社会的に完全な良好な状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではないと既に定義をされています。痛いところや悪いところがない状態であることは、健康であると言える一つの要素ではありますが、身体的、精神的及び社会的な面での反映とバランスの状態が非常に重要になってくると思います。したがって、痛い箇所や悪い箇所がないだけでも、それだけで健康というのはちょっと違うのかなというふうに、私としても捉えています。

健康は、身体的な機能や能力、心理的な健康、社会的なつながりとか、あとはこれから町政をやっていききたいというときに、幸福度みたいな話を考えているんですけれども、個人の幸福感など様々な要素が組み合わさり維持されるものではないかと考えております。

また、3番目の問いについてですけれども、それでは、健康に生きていくためにはどんなことが必要かということですが、まず、健康に生きていくためには健康な身体をつくり、それを長く保つことがまず重要。そして、そのための鍵となるのは、やはり生活習慣病を知るということ。そして、その予防法を知るということだと考えております。

生活習慣病とは、食習慣とか運動習慣とか休養とか喫煙、飲酒等、それらの生活習慣が原因で起こる病気ですけれども、実際にどのような病気があるかということ、結構身の回りにそういう方、多いかもしれませんが、例えば糖尿病、心臓病、高脂血症、高血圧、脳血管疾患、痛風、そして呼吸器疾患、胃十二指腸潰瘍とか肝機能障害とか骨粗しょう症、かなり多岐にわたるといのが生活習慣病と言われておりまして、肥満とか歯周病も含まれると

いうことでございます。

ただ、これを改善していかなければいけないということで、生活習慣を改善するということで、例えば自身の健康に対する過剰な自信や無関心をなくすということとか、酒やたばこなどの嗜好品を制限したくないというそんな気持ちを少し是正するとか、効果を実感できるまでに時間がかかるけど、モチベーションをしっかりと維持していくということも大事ですし、生活が忙しくて睡眠や運動の時間が確保できない、最近、若干、私がそうなんですけれども、あとは仕事の付き合いで、もしくは総会が多すぎて飲酒の機会が多いと。その辺もどうするかというような話が、もしかしたら入ってくるのかもしれない。

このような生活習慣病の改善や予防には、病気の温床となる生活習慣の見直しが不可欠ということでございまして、適切な食事、定期的な運動、良質な睡眠などの生活習慣の改善を深めるとともに、ストレスの管理、定期的な健康チェック、喫煙とか適度な飲酒、良好な人間関係など、いろいろ考えることはあるのではないかなと感じております。

そして、4番目の答弁ですけれども、それでは健康寿命を延ばすために町はどのような事業を行っているかということでございますが、健康寿命とは、個人が健康で活動的な生活を送ることができる期間を示すと言われております。町は、健康寿命の延伸のための事業として、疾病予防のための各種健康診査、がん検診、重症化予防事業等を行っているところでございます。また、介護予防のためのフレイル予防事業、運動教室、認知症対策事業も行っております。

町は、今年度第2次健康増進計画を策定いたしますが、これは国の健康日本21（第3次）で示されている健康寿命の延伸、健康格差の縮小を基本方針として策定するものでございます。その中で、現状の課題を踏まえた健康づくり事業を計画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町民の皆さん、一般的にも、今日本全体でも健康志向がある中で、また、特にその中で高齢者が多いというところでは、特に健康に対する関心というのが高まっているというのが昨今の状況だというふうに思いますし、そういう中で、町民の皆さんが普通に暮らしていく中の一番の要望というのが、やはり健康ということが関心事にもなっているのかなというふうに思います。

しかし、今、町長言われたように医療法により、また、県の保健医療計画によって新しく病院をつくるのかということではできません。これは間違いのないと思います。むしろ、今この賀茂地域は県の保健医療計画から見ると、総体のベッド数が1,285という状況であります。とりわけ精神病棟を除いた一般療養型病床等が847ですが、県の保健医療計画が定める賀茂郡の2次医療圏の中でのベッド数は659ですから、現状でいくと188床の病床増加地域というふうに、ベッド数はそういう規定になっていて、大変新しい医療を求めるといよりは、現在ある医療機関が縮小しかねないというような状況に、実はあるのではないかなというふうに私は見ております。

これは非常に、昨日も町長言っておりましたけれども、お医者さんは少ないけれども、ベッド数自体は非常に、逆に言うと多い部分というのがこの地域の特徴としてあります。

そういう中で、町民の皆さんからの期待はあるんだけれども、国や県の法律、計画で決まっているということからすると、新たに医療機関や新たな医療を求めるといのは、非常に困難であるというところを、共通認識にしていかなければいけないなというふうに思っているところです。

そこで町長、健康の問題について、また、健康寿命について、御説明いただきました。資料としても配付しましたがけれども、国のほうで、厚生労働省が発表しているこれは数字ですけれども、個別に見ると静岡県は、2010年が71.68歳から73.45歳と1.75歳健康寿命は延びたというふうにも言われておりますし、女性のほうは75.32歳から76.58歳と1.25%、約10年間で健康寿命がアップしたというふうに聞いております。

町長、やはり今の私は問題として、町民の皆さんも非常に医療に対する、健康に対する関心が高い中で、この健康づくり事業等どう進めていくのかなというところが、町として関わるべき大事な問題なのではないかなと。

昨日もいろいろ取組についての質問がありました。フレイルの問題もあるんだけれども、最近はどうも、メタボはやはり10年ぐらいたってやっと一般的にはなってきたんですけども、どうも最近、国の言葉とするとフレイルも含めて健康寿命というのが、一番言葉として分かりやすい言葉になっているのかなというちょっと認識をしていますけれども、この健康寿命、今、町長言われたように、今度つくる健康増進計画ではそこがポイントだということでしたよね、町長。そうしますと、町長、今の取組というのは、町民の皆さんの健康状況や健康実態からして、どういうふうにてこ入れしようと見ていますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 健康寿命に対するこれからの取組ということですね。

まずは、第1に高齢化が進んでいるということで、健康寿命をいかに維持するかというのが、局面がまたある意味難しくなってきたというふうに思っていますので、これまでと違うところと言えば高齢化率が増えているという中で、よりそれに適切に合ったものにしていくということかと思っております。

具体的には、とにかくちょっとした運動とか、あとは先ほど少しお話をしましたけれども、運動だけではなくて精神面とか、その辺をトータルとしていろいろ考えていかななくてはいけないし、あとはまちづくりとも関係してくるような気がしているんですけども、今度、旧稲取幼稚園の跡地の利用について少し、今、いろいろな方々からご意見を聞いているところなんですけれども、まだ決めたわけでは全然ないんですが、可能性として、例えばそういうところに高齢者の方々がある程度集って、精神的に柔らかな気持ちになっていただくとかという場になると、いいななんて思ったりもしています。ただ、これは今、皆さんからいろいろな状況を聞いている段階なので、決まったわけではないですが、ただ方向性としては具体的な、肉体的な健康以外に、精神的なものとか、あとはやりがいとか、そんないろいろなことが複合的に関わってくるのではないかなというふうに感じております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、医療というのは、現状からなかなかやはり、充実するということは困難だという認識の上に立つと、町民の皆さんには適切に医療機関を活用していただきながら、今後町としての健康づくり、また健康寿命を延ばす取組に、積極的に参加していただく必要があるんだろうなというふうに思うんです。

そこで、例えばさっき町長が言われた健康という要素の中で、当然医療という問題ではなくて、予防です。検診、早期発見、早期治療というこの部分が、予防医療という部分があります。だけど、あと後に町長が言われたように、運動であったりとか睡眠とか栄養とかといういろいろな要素が絡んでくるということを考えると、今のうちの町の取組でみると、例えば検診なんという部分で見れば結構頑張ってきていて、40%、50%とか、検診率自体は数値目標もあって高まってきました。メタボということが言われて、国全体で検診50%に上げましょうというような取組の中で、うちの町も取り組んできた。これは、この分野としては一定前進はしてきたんだと思うんですよ。

問題は、それ以外の部分で見ると、運動だとか栄養だとか、いろんな取組はどうなのかな

という、先ほど町長が言われた部分もありますし、昨日の一般質問の中でも出たように、高齢化率が47.1%、530人からの人間がいわゆる高齢者という形である中で、現状で昨日の答弁であったように、対象者自体は141人ですか、非常にやはりこの部分というのは、町として対象としている人たちが非常に多く存在している中では、非常に低い数字ではないのかなと。当然、自分で運動している人たちもいます。いろんな人もいます。町長、先ほど答弁したように、私、移動支援なんかを通じて、町の教室に行っている人たちを送迎したりもしているんですけども、大変喜ばれています、内容的にも。また、そこへ行く人たち自身が、先ほど町長言われたように、社会的なつながり、そういうものも通じて、非常に楽しみにしてその教室にも行っています。

だから、あの町の教室というのは、体力、運動をするということ、また、そこで栄養士が絡んで、食事のことをアドバイスしたり、そこで発見される病気もあるんです。でも、もう一方で、先ほど町長言ったような社会的なつながりという面でも、そこに来る人たちにとってもとても大きな存在になっています。

でも、現状は141人というのは、検診がもし40%、50%の人がいろんな意味で受けていますよとか、高齢者イコールではないんですけども、受けていますよというような中で、健康づくりやこの健康寿命を延ばそうよという形で参加している人たちが、この数でいいのかなと。本当に、この先に町長言われたように、町民の幸せとかそういうものを考えたときに、これはこのままでいいのかなと私は思うんですけども、町長、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 少し数字的な話が出ましたので、担当課からその数字的な面も絡めて少しお話をいただいて、その後にも、こちらからお話をさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 昨日、一般質問であった高齢者の健康教室の参加につきましては、本当に少ない人数ということであります。

やはり、待っているだけではなく、行政のほうから出向いていくということも今後やっていかなければいけないなと思っていますし、新たに、健康に関心の薄い方たちにいかに健康づくりに関心を持ってもらえるかということで、コロナ前はウォーキングのイベントを毎月のようにやっていたり、きっかけづくりの健康チェックのイベントなども行っていましたが、そういった新たな取組をまた実施していくということも必要ではないかなというふうに思っ

ています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 担当課からの御説明のとおりだと思うんですが、加えて言うならばなんですけれども、健康教室の目的、私も見に行ったことがあるので大変いいと思うんですが、そこで多分いろいろな人とのつながりが生まれているということが、精神的にもプラスになっていると思います。なかなかそこに行く方が増えないということに対して考えると、これはちょっと具体的に実行できるかどうかというのは、まだ分からないところがあるんですけども、趣味とか楽しみと一緒に、何かそういうものが自然な形で取り込むことができるのか、そういう工夫が必要なのかなと。健康教室ありきという考え方もいいんですけども、場合によれば、先ほど少しお話ししたとおり、高齢者の方がどこかに集って、そこが基軸に何かそういうような運動が広がるということもいいのかなと。

この間、実は大川で、旧グランドホテルの跡地で、ちょっとあそこいろいろこれから変えたいなという思いの中で、あそこでイベントをちょっと、子供祭りでしたっけ、やらせていただきました。それは、子供たちがあそこでイベントをやったらどれぐらいの子供が来るかなと思ってやったんです。ところが、開けてみると高齢者の方が結構いらっしゃった。しかも、子供用に用意をしていた変わった自転車のタイプをいっぱいそろえて、子供たちに乗ってもらおう、2人乗りでこいだりというのもあったんですけども、それを高齢者の方が物すごく喜んで乗っていたという姿を見て、何かここに一つのヒントがあるのかなとちょっと思いましたので、そんな経験も生かしながら、担当課と調整しながら、何か実効的なことをやっていければと思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 大川の企画は私も見て、行ってまいりまして、確かに言われたとおりだと思います。

町長、私はやはり町長が言われたように、これから健康増進計画の策定について見たときに、予防としての検診というものも大事だけれども、今、町民も健康にいたいというのは、言葉の中では健康なんだけれども、よく見ると、聞くと、やはりそれは健康寿命と言うのか、本当に病院だとか介護にお世話にならない健康でいたいわけで、だから本当はその意味での健康寿命を延ばすというところは、町民の皆さんと共有できる目標なんだと思うんです。そ

ここで大事なのは、特に副町長が長い間関係してきて、栄養や健康づくりということに対して仕組みをつくってきたわけですよ。立派な仕組みが町にはあるわけですよ。参加している人たちが本当に喜んでいるわけだから、体年齢がうんと下がっているんだとか、90超えてもびんぴん立って歩いているよとか、そういうシステムも町としてはある。

問題は、昨日町長も言っていたように、マンパワーだとかいろんな財源の問題もあるんだろうなというふうには思うんですけども、まずは計画の中で、こういう問題をやはりもっと位置づけて拡大をしていくという決意が、今後の健康増進計画には必要になると思うし、これは町長、この間1年ぐらい前もやったので、見解の相違はあるかもしれませんが、やはり私は、国保の基金は医療費軽減なり保険税の軽減のためということであるならば、医療費を軽減するためには、何よりも町民の皆さんが健康になってもらうということが一番医療費の軽減につながるわけで、町民の幸せと保険料の負担を軽くするために、適切な活用というものも考えて、恐らく特にこの10年ぐらいだと思うんですよ。この10年ぐらいの間に、システムをつくり、町民の皆さんに健康寿命を延ばすという町の取組に参加していただくということが、まちづくりの中では非常に大きいと思うので、形が、町長も言われたり、参事からも言われたように、教室だけではないなど。一番年寄りがもしかしたら集まるのは、クロスカントリーのコースだったりするわけですから。確実に行けばいるということもありますよ。だから、教室ではないんだよと。別荘地にもマンションにも行くよ。いろんな形をやるにしても、当然マンパワーは必要になる。当然、その裏付けも必要になるんだけど、ぜひそういう志を持ってやっていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

そこでぜひ、通告にないと言われてしまうと困るんですけども、関わってきた副町長、やはりこの健康づくりの取組というのが、町民の幸せと医療費の軽減に非常に役立つと思うんですよ。だから、そういうことについて、今後の計画の中で真剣に位置づけて取り組む必要があると思うんですけども、前担当者として御意見を拝聴させてください。

○議長（笠井政明君） 副町長。

○副町長（鈴木嘉久君） それでは、健康についてということで答弁を求められましたので、考え方を少し申し上げたいと思います。

町が健康づくりに特化した形で取り組んだのが、平成15年ぐらいかなと思います。そのときに、やはり住民の方に健康づくりの意識づけをするためにどうするかということで、当初、私、担当として町内で開かれる会議とか集まり、そういうところに年間70か所くらい出向いて、お時間をいただいております。お話をさせていただきながら、実演というか、こんな運動をしてみ

てくださいというようなことをやりながら、町民の方に健康づくりの意識づけをしたという記憶がございます。

それから、事業化を進めていった中で、個別のプログラムを立てながらやっていたという部分もあるんですけども、そのほかに、イベント、町の中にたくさんあるイベントのところに健康コーナーを必ず設けて、血压チェックとかそういうことをやりながら住民の意識づけというのを行っていった。

実際に教室だけを開いて待ち受けですと、当然キャパの問題もありまして、抱えてやれる人数というのが非常に限られてくるのは、これ当然なんですけれども、ポピュレーションにそういうアプローチをしていくことによって、個々が健康の意識を持っていただくというのは非常に重要なことだと思います。

今後、今、高齢化率の話も出ましたけれども、そこで目指す健康づくりの位置づけは、またちょっと目標的なものは変わってくるのかもしれませんが、大きな、大人数というか大多数の住民の方にそういうものを意識して、健康づくりに向けて意識を醸成していくというものについては、担当課のほうとまた綿密に打合せをさせていただいて、そういう方向づけの事業づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 今、副町長のお話を聞いていて、ぜひ国がこの健康寿命についての出し方というのは公式を示しているんで、この町の健康寿命ってどうなのかな、寿命と健康寿命ってどうなっているのかなというのは、具体的に把握できると思うので、ぜひそういうデータも把握した中で、町民の皆さんに、今後攻める事業としての健康づくりの取組を私は期待して、1問目は私は終わります。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 締めにも少し話だけ、今、副町長の御答弁を聞いていただいたと思いますけれども、この分野に関して、町としてもしっかり取り組んでいくという決意の証でもあるということで捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、町の観光資源についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、町の観光資源について伺います。

町長は、所信表明で「稼ぐチカラの復活」ということで、表明されました。また、町民が町長に期待している課題の1つは、まさにこの問題ではないのかなというふうに私は思っております。

しかし、観光業というのは、バブルが崩壊して一路衰退の坂を転がるように転がり続けているように見えるんですよ。私からすると、観光宣伝の工夫はありましたけれども、観光資源に目を向けられるということは、非常に少なかったというふうに思っております。

そこで、町の観光資源について、町長に伺いたいと思います。

町長は町の観光について、どんな魅力があるというふうに見ていますか。

また、誇れる観光資源には、具体的に何があるでしょうか。

町長が提唱する観光産業の磨き上げについて、この間どんな動きがありましたか。

以上、伺います。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

町の観光資源について、御質問いただきました。

稼ぐ力の復活というところで、観光資源すごく重要だよという認識は今でも当然持っております。まず1問目の、第2問の最初の質問でございますが、どんな魅力があるかという、何かざくっとし過ぎていて、一般論的な話になってしまいますが、町の観光の魅力についてといえば、東伊豆でいうと海があり、山があり、美しい景観があって、豊かな自然とかあって、何と言っても温泉地があるということと、後は最近よくこれは感じるんですけども、ワーケーションのことを考えてみると、都心部から訪れやすいという、伊豆急と言うか電車に乗ってちょっとたったらすぐ来れるというこの地の利のよさというところも実はあるのではないかなというふうに感じております。

また、魅力と観光資源の違いがいまいちちょっと分からないところもあるんですが、例えば、資源ということで、目に見えるものということで考えたとなると、何と言っても細野があって、あとクロスカントリーの高齢者が集うクロスカントリーの話もあれば、熱川海岸の砂浜も魅力的だし、しおかぜ広場、北川のムーンロードとか特色のある観光施設が町内には幾つか点在をしているということもそうですし、地域ごとに特徴のある景観や町並み、特産

品としての海産物、農産物、飲食店や宿泊施設、これは単純に言うとも熱川と稲取だけ比較してもまた違う何となく雰囲気を出していますし、後は何と言っても料理など全国的にも有名な自慢のできるそういう資源がたくさんあるのではないかなというふうに思っております。

また、3つ目の観光産業の磨き上げということなんですけれども、この間というのは多分、町長になってからということだと思えますけれども、間接的な話を入れるとかなりやっているつもりでありまして、それを少し列挙と言うかお話をさせていただければと思います。

東伊豆町にとって、間違いなく観光産業は大きな柱であります。基幹産業でありまして、その部分を磨き上げをかけていくというのがこの町の発展に直結をするというふうに思っております。先ほどお話しした細野に関して言えば、昨年度、この間の山焼きの際に観光のお客様にも見学をしていただくプラン、これは議員もよくご存じのとおり、今までは細野は保全というところが全面的に、あと維持管理的な話だったと思います。それを守る人手がなくなってきたよという中で、例えばそれを活用していくという方面も必要だよねというところでこういう取組をしたりということも、まず磨き上げの一つではないでしょうか。

また、宿泊客の数を増やしていくためにも、何ていうんですか、今まではホテル、旅館のそれぞれの御努力下、例えば料理をよくしたり、おもてなしの心は日本一のものをつくりあげていったりというところがあったと思います。それでここまで東伊豆町は有名な温泉地になったと思えますけれども、それに加え、これからは行政としては、やはり世界に自慢のできるまちづくり、観光地としての、訪れたくなるようなまちづくりができる、されている観光地を目指していきたいというふうにも思っております。

また、関連して一次産業の振興、これも何か重要だと思っております。農業、漁業、両方しっかり応援をしなければいけませんし、間接的にそれに伴う支援もやっていかなければいけないと思いますし、例えば、伝統文化でいうと、雛のつるし飾り、これはもう本当に世界に自慢のできるものですし、それをただ一方で、その作り手と言うか担い手不足の対応、これをやるのも磨き上げの1個だと思っておりますし、今年はどうつく祭復活という話も聞かえてきますし、芸能といった分野でも、てこ入れをしていかなければいけません。日本国内のみならず、海外の皆様からも選んでいただけるというそういうところの努力をしっかりとやっていかなきゃいけないなと思っております。

後は、今日の1日を振り返ると、景観の話がございました。景観の話一つとっても、例えば、廃墟となったそういうところの跡利用、跡地をどうするか、撤去していくのかというこ

とも含めてしっかりやらなければいけませんし、築城石の話も出ていて、これ、この間、民有地を通るからなかなかうまくできませんという話が答弁であったかと思えますけれども、まだ確定はしていないかもしれませんが、何とかそこを通れるようになりそうな話があるので、もしそれができたのならば、来年あたりからその辺の整備できる範囲でありますけれども、やって、東伊豆町の中の観光ポイントというのを少しでも増やしていきたいなというふうに思っております。

本当に、語り尽くせば、尽くせないぐらいの話があるんですけども、いろいろやってまいりました。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長いろいろやっている割に、何となく磨き上げという方向性として見ると、あまり、やっていないというわけじゃないんですけども、形としてよく見えてきてなかったなという部分もあります。

非常にだから、一つは細野の問題にしてもいろんな雛の問題だとかいろんなことを町長言われたんだけど、やっぱり新しい価値とか魅力をやっぱり発信するという部分は、確かにこの間少しずつそういう機運が出てきているのはいいことだというふうに私も思っております。

あともう一つ行政報告でもあったし、町長、予算の関係でも見ると、いわゆる地域力創造アドバイザーの問題で、これはどちらかというところ最近のあまり好きじゃない横文字なんですけれども、地域のいわゆるブランディングみたいな形での手法を取り入れているんだよねというのが今のところ見える私にとって見える2つの手法かなと思っているんですよ。

町長、言われた、最後のまちづくりだとか、一次産業だとか伝統というふうなこと大事にしながらという中で、私ちょっと2つの点について町長に一つ御検討いただきたいことがございます。

例えば、ここに町長、資料としてお配りもしているんですが、これ、「しずおか元気旅」と言っていて、県の観光協会とJR東日本、JR東海で作っている観光パンフレットなんですけれども、2023年4月から9月の半期の東伊豆町の取り上げられたのは肉チャーハンだけです。そのほか半期ごとやっていますけれども、取り上げられたのは、先ほど大体町長言ったようなムーンロードであったり、雛の館であったりとか、細野高原というような形が県とJRの

中で見ると、資源としてやっぱりこういうふうに位置づくのかなというふうには見て取れました。

ただ、そこにある花ごのみなんか見ますと、東伊豆は花の中で売れているところというのは、済広寺さんのヤコウジュぐらいしかなかったり、それを調べて公益社団法人の日本交通公社さんが観光資源としての分類を出しているんですけども、こういうちょっと観光公社なんかの分類でうちの町の資源もやっぱり客観的に見てみると、町長言われるように世界に情報発信をして、世界に冠たる観光地になりたいという部分はあったとしても、今のままの観光資源では、なかなかそういう資源、世界に冠たるというような観光資源が、やっぱりないというのも、周りとの問題では、自分たちが海、山、いいよ、いいよと言っているのはそれはそれでそれぞれの思いなんですけれども、観光ということで、ライバルの観光地と競争するという面で見ると、とりわけ特に強い観光資源があるのかというと、特段ないというようなのが結論になるんじゃないでしょうか。

これまでの東伊豆町というのは、やっぱり、熱川の温泉と稲取の料理とかという、これやっぱり二本柱だったと思います、ずっと。バブル前後からずっと。ここのところの磨き上げというのもやっぱり必要なんだろうなというふうな問題意識を客観的には見て取れるなというふうに思うんですよ。

そこで町長、私、二つのことを申し上げたいんです。一つは町で観光振興計画というのをつくったんです。だけど、絵に描いた餅であまり計画はつくったけど実行に移されなかったのが観光振興計画なんですけど、非常にこのときには丁寧に現状把握をしています。その中で、東伊豆町の観光に対して、やっぱりアンケートの中で、改善点、要望事項として、大きなものに何があるか。道路の渋滞、道の駅など休息施設がほしい、観光地の雰囲気づくり、町中を散策できる環境がほしい、というようなことが、上位の4項目ですね。観光振興計画を作ったときの。こういうやっぱりマイナスの課題というのも、やっぱりつぶしていくということは、観光を磨き上げていくという視点から見ると、私は必要な視点ではないかなというふうに思っています。

町長、もう一つの視点は、県の場合、「ふじのくに食の都づくり仕事人」とかいう形の中で、仕事人だとか、特産品だとか、いろんなものを認定をして評価していますよね。

うちの町も「ふじのくに食の都づくり仕事人」というのに、日本料理では8人の方が登録をされています。全員、日本料理です。見る限りそれぞれ、やっぱりここに登録しているところというのは、実際、皆さん評判もいいし、皆さんよく利用されているところだよ、評

価値のいい旅館だよねというのは見て取れるんです。

例えば、お隣の伊東市だと、日本料理のほか、フランス料理、イタリア料理、中華料理を含め、あとお菓子も含めて21人が登録してたり、河津、下田は6人、松崎も6人ですね。こういう登録もして、やっぱりグレードアップやっぱり図っているんですよね。やっぱりそれぞれ登録をするにはいろんな基準もあるし、それをクリアをして、そういうやっぱり肩書きを受けるといふことの行為といふのは、非常にやっぱり大事なことなんじゃないかなといふふうに思いますよね。

特産品も東伊豆町の特産品といふのは出て来ないんですよ。平成27年まで遡ると、若旦那3人衆のビネガーといふのが出てくるんですけども、これ1つくらいしか出て来ないんですよ。なかなか新しいものを開発して商品化するといふのは、手間もお金もかかる部分もあるんですけども、私は、例えば食づくりの食仕事人といふことを考えてみたって、もっとこういうおいしいものを出している仕事人の方って町内にいるんじゃないかなと思いますよね。

こういうところもやっぱり、町長、昨日からの議論でも言っているように、町がいろんな形で補助をするということだけでなく、やっぱり観光の部分では、それぞれの商売やられている宿泊であれ、飲食であれ、そういう人たちがやっぱり自ら、自分たちも努力するし、努力をやっぱり形にしていくといふことは大事だと思うんですよ。お互いそれがなければ、ただ、町からのお客さん呼び込んでくれよといふ口開けているだけの観光だったら、絶対やっぱり活性化してこないし、そんな町だったらお客さん、来ないわけですから、みんなで努力できる方向といふのはどこにあるのか、そこのところ、やっぱり、町長、今やろうとしているいろんな磨き上げの手法もあるし、いわゆる地域ブランディングの問題もあるけれども、同時にやっぱり私はこういうマイナスな要件もつぶすし、町民の皆さん、またそれぞれの施設が努力をしていくといふ形もやっぱり必要になっているんじゃないかなといふふうに思うんですが、町長の観光の磨き上げといふ形の中で、こういう私は今、2つのことを町長に注文つけたんですけども、そういう問題について町長、お考えはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

なかなか磨き上げの形が見えないというお話があったんですけども、なかなかいきなり取組を始めて結果を見せるといふのはなかなか難しく、今、町のいろいろな指針を、まちづくり指針といふのをつくろうといふところもあるんですが、同じようなスキームで様々な課題に対して、なるべく地域の方を巻き込んで話し合いをいろんなところでゲリラ的といふか、

やり始めました。その中に、今、言われたような課題を落とし込んで検討するというのも有効だと思っております。

まさに道路の渋滞、景観とか散策という話は、私の頭にもやらなければいけないという項目の中に入っておりますので、その辺りは少し、前後するかもしれませんが、しっかりやっていきたいなと思っております。

あと、食については、確かに、昔は稲取は寒天、テングサがあってというのがなかなか最近では採れるのに採らないのか採れないのか、よく分からないところもあるんですけど、少し下火になっているとか、少し食文化については確かにもう少し後押しができると思っておりますので、そこも含めて先ほどの地域の方を巻き込みながらいろんなことを考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長の昨日からの御答弁とか聞いてて、今の答弁聞いて思うんですけど、やっぱり磨き上げと言うか、ちょっと町長言ったように手法だけが先行してきたと思うんですね。今、町長言ったように、まちづくりの指針であるのか、このまちづくり、観光としてこうありたいというような、やっぱり方向性が具体化してくるということがとても大事だし、その中で町がやることは何か、また、でも町民の皆さんも変わっていかなくちゃいけないわけですよ。先ほどの健康づくりもそうです、町がやれること、町が準備することもあるけれども、やっぱりそれはまちづくりというのは、町がするだけじゃないわけですよ。町民の皆さんがそこに参画をしていただかなければならない。この辺がぜひそういう方向性を持って響き合う形で前進したいなと。

一時、稲取によそから観光協会の事務局長さんなんか来たんだけど、何か客寄せパンダみたいな感じで注目はされたんだけど、またお客さんをどう呼ぶかという部分の注目があつたんだけど、やっぱり必ずしも、地域の中でその響き合ったのかなという点で見ると、私は何かちょっと生かしきれなかったなという思いをしてみました。

なので、町長言われるように、この町がこういう観光地になろうよという目標も掲げて町が何をするのか、当然、町長自体もそうなんだと思うんだけど、やっぱりまちづくりとしてのおよそ者、若者、ばか者パワーというものもあるでしょうし、それが一つの今、地域ブランディングというような形もあるでしょう。でも、自らが変わっていくことも必要だし、というものが本当に響き合って、そういう目標の達成できる方向にいくように、全体的な方

向付けをして動いていただきたいなという期待を申し上げて2問目を終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、学校統合についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 学校統合については、昨年12月に、学校教育環境整備委員会から答申を出されております。

そこで、伺います。

教育会議で町長は検討するというふうには言っておられましたが、その検討の経過や課題については、何があるのでしょうか。現状、まだ全体の報告が出ていませんので、その過程をお伺いしておきたいと思えます。

それとの関係が若干あるんですが、賀茂地区の今、県立高校の再編に向けた協議も進んでおります。その中で、先日、下田高校の同窓会である豆陽会が下田高校を中高一貫校とするように求めた提言をまとめましたが、この提言が実現した場合、町の学校運営にどのような影響が出ると考えますか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） この質問に関しましては、教育委員会所管というふうに思いますので、教育長から御答弁いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、山田議員の第3問、学校統合については、2点からの質問となっておりますので、順次お答えします。

まず1点目についてですが、昨年12月15日付で出された学校教育環境整備委員会の答申を踏まえて、1月19日に総合教育会議を開催しました。その中で、小中一貫校を目指す方向性は確認されました。

また、今後の課題として、答申を尊重しつつも場所も含めて施設の老朽化を踏まえたコストの検討や、整備の方法、あるいは通学の問題等をまちづくりと学校の在り方を併せて検討

していかなければならないと考えており、現在、関係諸機関との話を進めている段階です。

続いて、2点目についてですが、4月に下田の豆陽会が県教育委員会に要望した内容は、下田高校に県立の中高一貫の中等部を併設し、中1から高3まで一貫の各学年1学級、計6学級と一般高校に当たる高等部の各学年3学級、計9学級からなる新しい高校を整備すること。中高一貫校には、寄宿舎を設け、全国から生徒を受け入れる体制を整えるとの内容でした。

ただ、この要望が地元の自治体との合意形成が図られた上でまとめられたものなのかどうか等不明な点があるため、この場で仮定の話をするのはちょっと控えたいなというふうに思っております。

しかしながら、今後の推移を見守っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、教育長、やっぱり答申に基づいて我々も聞いているところでは、一時は3月末くらいまでには結論を出すとかというような方向性が示されてきたので、本来、前の段階でこういう問題はちゃんとご報告いただくとよかったかなという、確かにこれだけの課題がありますから、すぐに結論が出ないとは思いますが。

ただ、町民の皆さんからもいろんなやっぱり声あるんですよ。特に、稲取の方からもやっぱり100年からの伝統ある稲取小学校をというような痛切な声は度々聞きます。聞きますということだとどめておきます。先日の運動会を見て、非常に昔とやっぱり様相が違ったということも実感しましたので、ただそういう声が、だけどやっぱり稲取が模範村となり、稲取が発展してきた基礎にやっぱり稲取小学校があったよねということについて、非常に町民の中でのいわゆるアイデンティティーでもあり、本当に自慢でもあった、誇りでもあった、という思いを多くの皆さんが持ってらっしゃるということは事実としてお話をしておきたいと思えます。それは、それだけの話です。ぜひ、いい結果を出してください。

2つ目の問題なんですけれども、教育長はやっぱり触れられませんでしたけれども、私はあの答申を見る限り、下田高校で中高一貫の高校みたいなものをつくられた日には、周辺市町の、全国から来るかどうか分かりませんが、でも場合によって寄宿舎まで造ったら、電車賃高いんだよとかいうことも含めてですけれども、ある程度の高校で6クラスを確保するというのでいけば、部活の数も多いと、そういうことであれば、どうせ将来的に入るんであ

れば、中学の時代から下田の中学校に通ってそのまま下田高校に行きたいというような人たちが出てくるということは、やっぱり考えられることだと思うんですよ。そうしますと、今、町で考えている小中一貫校にも、やっぱり多大な影響が出てくるんじゃないのかな、そういう意見が当然、通らないと私は思いますけれども、通るような発言をされては困ると思います。そういう提案は将来的にはあるかと思えますけれども、今の段階で1つの高校と1つの町の中学校だけが栄えるというような提案は、やっぱり私は絶対拒否すべき問題ではないかなと。この中学校の統合に大きな影響を与えますから、ここはよく考えて対応していただきたいなというふうに思っていますけれども。いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） それぞれの伊豆半島でいうと、県立高校というのが松崎と下田と東伊豆、あと南の分校みたいのがあると思うんですけれども。それぞれがそれぞれの地域で、今、いろいろ考えていると思います。

東伊豆町としては、ほかにあまり左右されることなくしっかりとやれるようなことを考えていきたいなと思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） いろんな答申もあって、町の中で、町の子供たちをしっかりと、町長言われるように、世界に羽ばたけるような立派な子供を育てようというところがあるわけですから、それにとって、やっぱりあまり好ましかざる意見については、しっかりと対応して、ちゃんとしたこれからの統合についての計画を具体化されることを要望して発言を終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、14時15分まで休憩とします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第2 議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の見直し並びに条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

議案資料を御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されております。その中で、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直しがなされたことに伴い、町の条例の改正を行います。

次に、改正の内容についてですが、4点についての改正となります。

1点目と2点目は、地方税法等の一部改正によるもの、3点目と4点目については、語句の訂正を含めた条文の整備となります。

まず1点目、課税限度額の引上げについてですが、3つの項目でそれぞれ規定されている課税限度額のうち、今回の改定では、後期高齢者支援分について、課税限度額の引上げの改定がなされ、現行の20万円が22万円に引き上げられております。

当町におきましては、令和5年4月1日よりこの改正による限度額の引上げを施行することから、附則にその旨を記載させていただきました。

次に、2点目ですが、軽減判定所得の見直しとなります。5割軽減、2割軽減の算定方法の変更に伴い、納税者の負担軽減を図ります。まず、5割軽減基準額ですが、基礎控除額に現行28万5,000円掛ける被保険者数で控除額が算定されていますが、現行の28万5,000円を29万円に改めます。

次に、2割軽減基準額ですが、基礎控除額に現行52万円掛ける被保険者数で、控除額が算定されていますが、現行の52万円を53万5,000円に改めます。

3点目ですが、制定附則の見直しを行います。

規定の適正化を図るため、対応する法令の規定の書きぶりと合わせるもので、第2項「同条中」を「同条第1項中」に改めます。

4点目ですが、第20条第1項中、「各号の1」の「1」を漢数字の「一」に改めます。

以上4点が、改正の内容となります。

附則として、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

ただし、第2条第3項及び第20条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行します。

適用区分になりますが、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

なお、お手元に新旧対照表を添付いたしましたので御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第34号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第35号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○議長（笠井政明君） 日程第3 議案第35号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第35号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡縣市町総合事務組合に新たに南伊豆地域清掃施設組合が加入することに伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第35号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合、新たに南伊豆地域清掃施設組合に加入し、職員の公務災害補償事務を共同処理することに伴い、同組合規約を変更するものでございます。

なお、施行は静岡県知事の許可の日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第35号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第36号 東伊豆町道路線の廃止について

◎日程第5 議案第37号 東伊豆町道路線の認定について

○議長(笠井政明君) 日程第4 議案第36号 東伊豆町道路線の廃止について、日程第5 議案第37号 東伊豆町道路線の認定についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま一括上程されました議案第36号及び議案第37号について、提案理由を申し上げます。

静岡県営一般農道の町への移管に伴い、町道として認定するため、議案第36号 東伊豆町道路線の廃止認定、関係する2路線を廃止し、議案第37号 東伊豆町道路線の認定にて4路線の認定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設整備課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第36号 東伊豆町道路線の廃止について及び議案第37号 東伊豆町道路線の認定について説明させていただきます。

静岡県営一般農道稲取地区の工事が完了し、町に移管されたことに伴い、町道として認定するため、議案第36号、東伊豆町道路線の廃止にて2路線を廃止し、議案第37号、東伊豆町道路線の認定にて4路線を認定するものでございます。

議案第36号、東伊豆町道路線の廃止についてを御覧ください。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、町道路線を廃止するものでございます。

別紙並びに廃止路線の地図を御覧ください。

町道山田水乗線、赤坂3号線の2路線を廃止をさせていただきます。

次に、議案第37号 東伊豆町道路線の認定についてを御覧ください。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線を認定するものでございます。

別紙並びに認定路線の地図を御覧ください。

路線名、町道小峠大洞峰線、起点は稲取字小峠2571番1地先、終点稲取字大洞峰3094番3地先、延長は504.7メートル、幅員3.5から5.6メートル。

次に、町道赤坂3号線、起点稲取字上林ノ沢3031番260地先、終点稲取字水乗3349番1、延長が1000.6メートル、幅員が2.5から6.5メートル。

次に、町道横ヶ坂油久保線、起点稲取字横ヶ坂2553番2、終点稲取字油久保3348番1、延長が2409.6メートル、幅員が7.6メートルから10.6メートル。こちらが農道整備により完成した道路となります。

次に、町道平並赤坂線、起点が稲取字平並3069番2、終点が稲取字赤坂3347番、延長が1032.6メートル、幅員3.3から7.5メートルです。

以上の4路線の認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより議案第36号及び議案第37号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません、2点ほど質問をお願いします。

3月に県営事業が完了されて、4月に町へ移管になったということでございましたが、町道としての供用開始をなぜしなかったのかが1点目、2点目としてこの農道をなぜこの早くの時期に町道にするのか、それについてお願いします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） まず、県のほうからの移管ですけれども、3月、工事が終了いたしましたして、その後に県から所有権の移転の手続を行いました。それに伴いまして、所有権の移転が整ったということで、町のほうに移管がされたというのは4月以降になってからになります。

それから、町道としての認定ですけれども、元々農道整備ということで、農道として整備されておりましたが、この道路、農道としての当然、重要性が高いんですけれども、災害時の迂回路とかそういう点のことも考慮いたしますと、町道に認定するのが妥当ではないかということで、今回、町道認定、一番早い議会のタイミングでの町道認定のお願いということにさせていただきました。

供用開始の関係ですけれども、町道認定されてからという形を考えておりましたもので、供用開始につきましても、この認定が議会で議決された後に供用開始をすることで考えておりました。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第36号 東伊豆町道路線の廃止についての討論に入ります。討論ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） この36号、また37号一括ということですが、反対の立場から討論させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか、議長。

○議長（笠井政明君） 一応、今、36号に対してになりますのでお願いいたします。

○2番（鈴木伸和君） これ、農林水産省の土地改良基盤事業という形で、60ヘクタールの農地と68名の受益者の申請によって、事業化されて、併せて平成の最初から農免農道として河津からやってきました路線の最終路線、付け加えますと、この道路があるおかげで、河津の一部と稲取入谷の一部を区域とした中山間地域総合整備事業も採択を受けて、優等生であります地域の農業のさらなる発展ということでできた道路であります。そんな中で、農道とし

て3月に工事が上がり、4年の計画の遅れがあったんですけれども、それで4月に町へ譲渡されて、それで農道として何の役割も果たさずのままに、この時期に町道にするというのは、時期尚早かなと思い、これらの理由から、私は反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、賛成の方はいらっしゃいますか。

賛成の方の討論を止めます。

これより議案第36号 東伊豆町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号 東伊豆町道路線の認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第37号 東伊豆町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）

○議長（笠井政明君） 日程第6 議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補

正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,263万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を57億7,251万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上しております。

また、県支出金では、東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金を計上しております。

次に、歳出の主な内容ですが、まず、物価高騰に対応するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を計上しました。

また、まちづくり総合指針策定のための事業費、長寿者敬老祝金、保育園送迎バスの改修費補助金、熱川温泉湯守文化配信業務委託料などを計上いたしました。

そのほか、早急な対応を要する項目について、予算措置をいたしたところであります。

必要な財源配分を行った後の不足額については、財政調整基金から繰入れし、調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,263万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,251万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金、補正前の金額に1億5万9,000円を追加し、1億2,345万6,000円といたします。

1節細節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億5万9,000円の増は、

物価高騰等緊急対事業者支援金、子育て世帯への臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に対する国庫補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、9目商工費県補助金、補正前の金額に248万3,000円を追加し、2,572万7,000円といたします。

2節、細節2東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金248万3,000円の増は、熱川温泉湯守文化配信事業業務委託料に対する県補助金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の金額に1,977万8,000円を追加し、5,956万7,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金、1,977万8,000円の増は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の財源不足を基金からの繰入金で調整しております。

なお、補正後の財政調整基金残高の見込みは、約14億7,410万円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

2項総務費、1項総務管理費、9目企画費、補正前の金額に373万1,000円を追加し、7,253万2,000円といたします。

事業コード1まちづくり推進事業、12節委託料、細節2まちづくり総合指針策定情報発信業務委託料253万円の増につきましては、総合指針策定の経過を発信する記事の作成、メディアプラットフォームを利用した情報発信策定委員会の支援、総合指針の編集及び冊子作成のための委託料でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正前の金額に130万円を追加し、1億2,910万4,000円といたします。

事業コード2社会福祉協議会助成事業、18節負担金補助及び交付金、細節2町社会福祉協議会補助金130万円の増につきましては、町社協が購入する自動車に対する町からの補助金であります。

3目老人福祉費、補正前の金額に293万2,000円を追加し、2億9,079万9,000円といたします。

事業コード3敬老会実施事業、7節報償費、細節1協力者謝礼で135万円の減につきましては、各区で実施する予定の敬老会を取り止めたため、それに関わる謝礼金全額を減額するものであります。

細節2 長寿者敬老祝金288万7,000円の増につきましては、88歳と100歳の方に配布する祝金に加えて、75歳以上の高齢者全員に配布する商品券代でございます。

11節 役務費、細節5 通信運搬費118万2,000円の増は、商品券等を送る際の郵便料でございます。

10目 新型コロナウイルス感染症対応事業費（民生費）、補正前の金額に7,588万1,000円を追加し、7,588万1,000円といたします。

事業コード1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、12節 委託料、細節1 給付事業委託料374万円の増につきましては、給付金支給支援システムの導入費でございます。

18節 負担金補助及び交付金、細節1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金7,050万円の増につきましては、物価高騰で支援が必要な非課税世帯2,350世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

11目 子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額に2,900万7,000円を追加し、2,900万7,000円といたします。

事業コード1 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、12節 委託料、細節1 システム改修等業務委託料132万円の増につきましては、給付金を給付するためのシステム改修費でございます。

18節、負担金補助交付金、細節1 子育て世帯への臨時特別給付金2,313万5,000円の増につきましては、子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から中学生以下の661人に対し、1人当たり3万5,000円の給付金を給付するものでございます。

事業コード3 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、22節 償還金利子及び割引料、細節1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業過年度返還金384万8,000円の増につきましては、令和4年度に実施した給付金事業が終了し、事業費が確定した結果、国への返還金が生じたため、計上したものでございます。

13ページ、14ページをお開きください。

5款 農林水産業費、1項 農業費、5目 農地費、補正前の金額に200万円を追加し、1,957万1,000円といたします。

事業コード4 農道維持管理事業、14節 工事請負費200万円の増は、農道の改修工事費でございます。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、補正前の金額に631万9,000円を追加し、1 億6,042万2,000円といたします。

事業コード1 地域観光振興対策事業、12節委託料、細節6 熱川温泉湯守文化配信事業業務委託料496万7,000円の増につきましては、9月に熱川温泉で実施する湯守文化イベント配信事業の業務委託料でございます。

事業コード4 観光施設維持管理事業、10節需用費、細節5 修繕料105万2,000円の増につきましては、稲取文化公園、公衆トイレのフロア修繕料でございます。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額56億4,988万4,000円に1 億2,263万2,000円を追加いたしまして、57億7,251万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額56億4,988万4,000円に、1 億2,263万2,000円を追加いたしまして、57億7,251万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国・県支出金が1 億285万4,000円、一般財源を1,977万8,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番、楠山議員。

○3 番（楠山節雄君） 町長に、ちょっと考え方も改めてお伺いをしたいと思います。

ページの12ページですけれども、子育て世帯への支援の関係です。これは、議案等説明会で内容提示していただいて議論もされた部分なんですけれども、その後もよく思い浮かべて考え直してということで、ここの部分について町長の考え方は改めて伺いたいと思うんですけれども。中学生以下ということでそのときも議論があったと思うんですけれども、この辺、高校生まで対象を広げられなかったのかなということ、これは、中学生以下でもやっぱりお金がかかるということがあると思うんですけれども、特に高校は、稲取高校にしても下田にしても、そのほか東部地区、高校生が通う場合、多額なやっぱり通学費が必要になってくるということで、生活困窮だとか、子育て支援という意味合いを考えると、高校生まで拡大をしていただきたかったなというふうに思っていますけれども、町長の考え方、もう1回、お聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

小中と高校って一つの義務教育というところとボーダーが一つあるということがまず一つの考え方だと思いますし、後は今、いろいろ高校の在り方と言うかそういうのが議論されている中で、その状況の見極めてやるのであれば対応したほうがいいかなという判断もあったかと思います。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません、今回、国の給付金1億円を使って、様々な支援策というのは講じたと思うんですけれども、そういう中で15歳以下だとか、低所得者の部分、こういうところにやっぱり補った中では、ここでもう1億円、国からの給付金使っているわけなんですけれども、その下にある返還金384万8,000円、これはやっぱり国に返さなければならぬというそういう状態というのは、何か、単純に考えればもったいないなど、なぜこれを返さないでしっかりと使い切ることができなかったのか、理由があると思うんですけれども、その辺を考えたり、あと町長、今回は1億円、国からの支援ということだったんですけれども、今後はやっぱりこういうまた、国から支援策みたいなものがあつたとき、高校生まで拡大するとかというお考え、その辺もちょっと併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、高校生つながりということで、高校生までの拡大ということについては、今後、状況に応じてはそれは選択肢としてあるのではないかなと思っております。

また、返還金についてはちょっと担当課から説明させていただきます。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 返還金については、昨年、3年度、4年度の精算による返還金となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず1点目に、8ページのまちづくり推進事業の関係、町長が一般質問に対する答弁の中でもまちづくりの総合指針ということを度々発言をされました。この位置づけというものについて、今まで私たちは、町の計画の最上位というのが総合計画であつて、その下に保健福祉計画だとかいろんな計画があるというふうにならないうに今までは認識しており

ましたけれども、町長のお考えというのは、このつくろうとしている指針というものについての町の中での位置づけというものは、どういう位置づけとして、お考えなのかということをもまず1点お伺いをしていきたいと思えます。

2点目が、10ページの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付の関係なんですけれども、非課税世帯への給付ということで承知をしております。全体として、町内の世帯への比率ないし、また特に年金生活で所得が増えないどころか減っている高齢者世帯への受給というのは、どういう状況になるのか比率等分かたら教えてください。

3点目に、14ページの地域観光振興対策事業ということで、先ほどの一般質問でもちょっと触れたようなところにも絡むのかなと思うんですけれども、町長、これもあれですよ、熱川でまさに湯守文化ということを発信するということで行くと、今まで熱川は温泉も豊富であって、温泉やぐらもあり、いろんなものをやってきましたけれども、なかなかこの湯守文化というようなものについては、今まで全然価値観と言うか魅力は見いだされてこなかったもので、新しい魅力としての意味があるのかなと、今後、これはやっぱり補助金というものもありますが、単年度の取組ということで終わってしまうのか、今後のやっぱり熱川温泉の観光の中での大事な資源として、位置づくというふうな取組になっていくのか、この辺についての見通しについて、お聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、1点目のまちづくり指針の位置づけということでもありますけれども、町長になってすぐに総合計画と言うか、元々あったものに対しては、何というんですか、俗に言う、どこを切ってもどこの自治体でも似たようなものができあがってきているという少し認識があったので、少しここで立ち止まって、東伊豆町独自のものをつくりたいという思いで、このまちづくり指針ということをつくらせていただこうと思っております。

そういう背景を考えれば、比較的位置づけとしては、総合計画に近い位置づけを持っているのではないかなというふうに思っております。

2点目については、担当課から少し説明をさせていただきます。

そして、3点目の湯守文化については、単発的なものでは決してなくて、あくまでも文化なので、これはこれからもつながっていただきたいという思いの中で、そのきっかけということでスタートというふうに認識しております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 2点目の電力・ガス・食料品等価格高騰の重点支援給付金について、65歳以上の対象者どれくらいで算出しているかということなんですけれども、昨年の9月30日時点の対象世帯が、2,261世帯で、そのうちの65歳以上の世帯は1,623世帯、構成比で71.8%でございました。

5年度については、住民税非課税の見込み数は2,141世帯で見込んでおりますもので、構成比率で換算しますと、1,537世帯と見込んでおります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると町長、このまちづくり指針というのは、今、最後にちょっと言われたんですけども、確かに10年間を展望して、あるとき総合計画をつくるんですけども、そのときの問題意識や何かがあったとしても、なかなか時代の変化というものに、逆に対応できずにずっと10年前考えた課題、位置づけで何か引っ張られるという部分もあったので、総合計画を他にはつくらずにこの指針を今後の行政運営の中心として位置づけて、当然、必要な形で見直し等が図られるのか、そのプロセスはじゃ、今回、策定をするんですけども、どんな形で図られていくのかなということを1点お伺いをしたいと思います。

それと後は2点目の住民福祉課長、受給者の中の非課税世帯の割合というのを高齢者世帯の中で非課税でこの給付金の対象になる世帯というような意味合いで見たときには、どのくらいの割合になりますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まちづくり指針の見直しということでございますけれども、まさに御指摘のとおり、今かなりスピード感を持って世の中が変わっているというところで、10年スパンでものごとを考えていると、当然、その時々に応じた対応がしにくくなる、そんな意味合いも込めて、今回のまちづくり指針であります。

なので、これからまちづくり指針をつくっていくということなんですけれども、当然、10年は待たないで改訂をしていくというふうに思っておりますが、そのスパンについては、これから検討いたしたいと思っておりますけれども、時代に乗り遅れることのないタイミングでしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 高齢者世帯での割合ということなんですけれども、65歳以上の対象者全体で71.8%です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、まちづくり指針についてプロセスも今回は公表していくという基本的な考え方の中で、発信事業の委託もやっているわけなんですけれども、確かに町長言われるように今までの総合計画、10年計画をつくるためにめちゃくちゃ労力を要したところはあろうと思うんですよね。今後、指針にしていくということは私も理解できる場所なんですけれども、当然、指針、今まで、例えば町なんかですと3年間ぐらいでローリングして見直していくとか、いろんなプロセスやってみたいなんですけれども、今後はやっぱりそういう3年間ぐらいで見直しをするというのか、到達点になるよう評価してみて、またそこで見直し、補足なりしていくとかというようなプロセスというのは、そういう検証や対応についても全て公開されるというお考えですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 基本的には全てオープンでいきたいなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に137万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,803万8,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入歳出とも過年度精算金の確定によるものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(山田義則君) ただいま提案されました議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,803万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

8款諸収入、3項雑入、6目保険給付費等交付金過年度精算金、補正前の額に137万円を追加し、1,137万円といたします。

1節保険給付費等交付金過年度精算金、細節1保険給付費等交付金過年度精算金137万円の増は、過年度精算金の決定によるもので、町へ返還される金額の増額分であります。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の額に137万円を追加し、1,137万円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節6 保険給付費等交付金償還金137万円の増は、過年度精算金の決定によるもので、町から返還する償還金の不足分を増額するものです。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書に、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額18億2,666万8,000円に137万を追加いたしまして、18億2,803万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,666万8,000円に137万円を追加いたしまして、18億2,803万8,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で137万円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第8 議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第4条に定めた資本的支出の既決予算額から1,300万円を減額し、総額3億344万4,000円とするものであります。水道事業変更認可申請業務の不足額増額と白田川流量解析業務を2か年で実施するため、本年度の予算を一旦減額し、同額を来年度の債務負担行為として設定させていただく内容であります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第40号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、概要を御説明いたします。

総則第1条、令和5年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

資本的支出の補正。

第2条 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,414万4,000円を3億114万4,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,898万2,000円を1,780万円に、過年度分損益勘定留保資金2億9,516万2,000円を2億8,334万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。

第1款資本的支出。

既決予定額3億1,644万4,000円から1,300万円を減額し、3億344万4,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額2億1,413万円から1,300万円を減額し、2億113万円といたします。

債務負担行為の追加。

第3条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の内容を追加いたします。

事項、白田川流量解析業務委託、期間、令和6年度、限度額を1,650万円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により、補正内容を説明させていただきます。

1款資本的支出、1項建設改良費、5目調査費、19節委託料を1,300万円減額いたします。
補正内容は、2点ございます。

まず1点目ですが、本年度実施いたします4号、5号井戸、供用開始に向けた水道事業変更認可申請業務と併せて、給水区域修正の書類整備も行う必要が生じたため、委託料の不足分350万円を増額させていただきます。

次に、2点目の内容ですが、これも本年度実施いたします白田川流量解析業務につきまして、当初予算で委託料を計上させていただいたところですが、水利権の申請において、365日分、日々のデータを取得する必要が生じ、2か年にわたる業務となることから、本年度の予算を一旦減額し、同額を来年度の債務負担行為として設定することで2か年事業とさせていただきます。

これらの要因により、合計で1,300万円の減となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、予算でも決算でもないのだけれども、ただキャッシュフロー的に見ると、資金がこの状況でいくと大変厳しいということを見受けられるんですけれども、この問題について町長、どのようにお考えですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 様々な要因があって厳しい状況がだんだんよく見えてきたというふうに思っております。

今後は、料金体系を含めて、いろいろ幅広に検討していかなければいけないのかなとは思っておりますが、日々、少し状況を判断しながら検討を進めていければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和5年度東伊豆町水道会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第9 報告第1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、戸籍住民基本台帳管理事業等計9事業の総額1億5,700万7,000円のうち、計7事業、1億590万3,000円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました報告第1号 令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本件につきましては、令和5年東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました事業につきまして、それぞれの繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

内容につきましては、令和4年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております戸籍住民基本台帳管理事業では戸籍電算システム改修委託料及び備品購入で463万7,000円、優良景観樹木保全事業では、優良景観樹木保全工事が236万5,000円、道路新設改良事業では湯ノ沢草崎線法面対策工事、大川工区、北川工区が5,290万円、橋りょう補修工事大川栈道橋が3,000万円、非常備消防事務事業では被服費、防火服が471万円、新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、幼稚園運営事業及び幼稚園統合整備事業では感染症対策の備品、消耗品購入及び幼稚園送迎バス購入で計1,129万1,000円、計7事業合計で1億590万3,000円を令和5年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第10 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（笠井政明君） 日程第10 同意案第10号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、秋永泰徳。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第10号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長（笠井政明君） 日程第11 同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、黒田清隆。

提案理由を申し上げます。

現職の黒田清隆教育委員が令和5年8月31日をもって任期満了となるため、再任をお願い

するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま、一括上程されました諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

藤邊久美。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者とし

て推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、長谷川敏子。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

遠藤加奈江。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、藤邊氏には再任を、長谷川氏及び遠藤氏には新たに人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

再度、日程第11 同意案第11号から審議を始めます。

日程第11 同意案第11号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

すみません、日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、藤邊久美。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、藤邊氏には再任を人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

◎日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者とし

て推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、長谷川敏子。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、長谷川氏に人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

◎日程第14 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第14 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、遠藤加奈江。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、遠藤氏に新たに人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

◎日程第15 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（笠井政明君） 日程第15 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、20人をもって組織することとされています。その中で、町議会議員の区分から4人を選出することとされています。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員の区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票に

よる選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(笠井政明君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、須佐議員及び11番、村木議員を指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

候補者名簿をお配りします。

(候補者名簿配付)

○議長(笠井政明君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(発言する人なし)

○議長(笠井政明君) 配付漏れなしと認めます。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

○議長(笠井政明君) 念のため申し上げます。

投票用紙は、単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（笠井政明君） 異状なしと認めます。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

○事務局長（福岡俊裕君） 1番山田議員、2番鈴木議員、3番楠山議員、5番笠井議員、
6番稲葉議員、7番栗原議員、8番西塚議員、10番須佐議員、
11番村木議員、13番定居議員、14番山田議員。

(投票)

○議長（笠井政明君） 投票漏れはありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

10番、須佐議員及び11番、村木議員は開票の立会いをお願いします。壇上へお越しくださ
い。

(開票)

○議長（笠井政明君） これより選挙の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、谷議員5票、山田議員5票、吉川議員1票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第16 陳情・要望書等の審査について

○議長（笠井政明君） 日程第16 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した白田源泉停止についての陳情書の件について、総務経済常任委員長から、

会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 発議第2号 議会改革特別委員会の設置について

○議長(笠井政明君) 日程第17 発議第2号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、稲葉議員。

(6番 稲葉義仁君登壇)

○6番(稲葉義仁君) ただいま上程されました発議第2号について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第2号 議会改革特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和5年6月15日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者、議会運営委員会 委員長 稲葉義仁。

賛成者、議会運営委員会 副委員長 山田直志。

提案理由 町民の意向を町政に反映させやすい議会の在り方について調査・研究を行うとともに、立法機能や監視機能の強化を図りながら、分権時代に即した議会へと改革を推進するため。

1枚おめくりください。

議会改革特別委員会の設置について。

下記のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称

議会改革特別委員会。

2、設置の根拠 地方自治法第109条第4項及び東伊豆町議会委員会条例第5条1項。

3、目的。

(1) 町民に開かれた議会の在り方について、引き続き、調査・研究を行う。

(2) ペーパーレス化をはじめとするDX推進のための調査・研究を行う。

(3) 「立法機能」、「監視機能」の強化を図るための調査・研究を行う。

(4) 議員定数・議員報酬の在り方について調査・研究を行う。

4、委員の定数 12名。

5、設置期間 令和8年第1回定例会までとする。なお、本特別委員会は、議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。

なお、議会改革特別委員会の委員の名簿はお手元の資料を御覧いただきたいと思います。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第2号 議会改革特別委員会の設置についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣について

○議長（笠井政明君） 日程第18 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦勞様でした。

閉会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____